

3月17日（水）

出席委員

委員長	渡部	茂	君
副委員長	西村	直子	君
同	つる	伸一郎	君
委員	おくの	晋治	君
同	くにば	雄大	君
同	松本	ときひろ	君
同	小芝	新	君
同	せお	麻里	君
同	のだて	稔史	君
同	横山	由香理	君
同	筒井	ようすけ	君
同	田中	さやか	君
同	吉田	ゆみこ	君
同	新妻	さえ子	君
同	湯澤	一貴	君
同	松澤	和昌	君
同	石田	ちひろ	君
同	安藤	たい作	君
同	高橋	しんじ	君
同	須貝	行宏	君

委員	あくつ	広王	君
同	塚本	よしひろ	君
同	芹澤	裕次郎	君
同	大倉	たかひろ	君
同	木村	けんご	君
同	高橋	伸明	君
同	鈴木	博	君
同	中塚	亮	君
同	鈴木	ひろ子	君
同	あべ	祐美子	君
同	西本	たか子	君
同	藤原	正則	君
同	こんの	孝子	君
同	たけうち	忍	君
同	若林	ひろき	君
同	本多	健信	君
同	鈴木	真澄	君
同	石田	秀男	君
同	大沢	真一	君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長
(計画担当課長兼務)
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

地 域 振 興 部 長
久 保 田 善 行 君

文化スポーツ振興部長
山 崎 修 二 君

子 ども 未 来 部 長
柏 原 敦 君

福 祉 部 長
伊 崎 み ゆ き 君

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
福 内 恵 子 君

保健整備担当部長
(選挙管理委員会事務局長兼務)
秋 山 徹 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市整備推進担当部長
末 元 清 君

品川区清掃事務所長
工 藤 俊 一 君

防災まちづくり部長
藤 田 修 一 君

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝 澤 博 文 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 部 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

監査委員事務局長
今 井 裕 美 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

審査に先立ちましてご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、3月24日および3月28日に録画放映される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいります。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして若干のご説明を致します。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党、品川区議会公明党、自民・無所属・子ども未来、日本共産党品川区議団、品川改革連合、品川・生活者ネットワーク、しながわ無所属クラブの順でございます。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で、振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は、一問一答形式にならないよう、また、理事者の答弁も簡潔にさせていただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、西村直子副委員長。

○西村副委員長　おはようございます。品川区議会自民党を代表いたしまして、本多委員と共に総括質疑を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

オリンピック・パラリンピックの開催、区民サービスの向上、重層的支援について伺ってまいります。

本年度の予算特別委員会において、「世の中の流れが大きく変わる中で、新たな流れに対して即していく」と、財政課長の言葉がありました。緊急事態宣言が延長された中で、この委員会を開催してまいりましたが、区政にとっても大変イレギュラーな状態にあると実感しております。

我が会派の強い要望により、品川区が23区で唯一実現しました、しながわ活力応援給付金。こちらの質疑では、申込みとともに区民の方の一言メッセージが200件から300件も寄せられていると伺いました。「区長の英断に感謝する」、「生活資金として大切に使う」など、感謝の声が8割を超えると伺い、大変感動しております。そして、清掃作業員にもお手紙を添えてくださる方が多数いらっしゃる伺いました。コロナ禍において区民の皆様も大変な思いをされている中、声を掛け合うことが私たちにとってもどれほどの勇気になるのか、改めて痛感しています。

伺ってまいります。東京オリンピック・パラリンピックをめぐり、政府と組織委員会、東京都は、海外からの一般客の受入を断念する方針を固めたとの新聞報道がありました。ウィズコロナでもどうやってできるのかを考えたというオリンピック・パラリンピック準備課長の発言も委員会内でありました。世界中のアスリートたちは、今この瞬間も、できる全ての努力を続けています。前向きでひたむきなその姿を想像したら、やはり今できる最大限の準備をしっかりと区内でもしておきたいと思います。開催の実施可否にかかわらず、コロナ禍でもあり、子どもたちは様々な行事がなくなっている現状がありますので、子どもたちが数多くの体験ができる準備をしていただきたいと思います。より多くの思い出づくりの創出をしてほしいと考えますが、お考えをお聞かせください。

2点目に、開催ができなかったとしても、区のレガシーとして、これまで行ってきたオリンピック・パラリンピック教育の継続と充実、ホッケー・ビーチバレー・ブラインドサッカーを区応援競技として位置づけ、より多くの区民が関われる体制整備を図っていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

3つ目に、オリンピック・パラリンピックの開催を機に、みるスポーツとしての位置づけをご検討いただきたいと思います。子どもたちには、プロ・アマを問わずスポーツの定期的な観戦ツアーを実施していただきたいと思います。いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○山崎文化スポーツ振興部長 体験、思い出づくりというところでございますが、子どもたちは、この間、様々なイベントや貴重な体験の機会が失われている状態が続いております。こうしたことも念頭に、感染症対策を万全に行いながら、区としまして、大会期間中におきましては、ホスピタリティハウス「しながわハウス」での競技体験やパブリックビューイング、大会応援区民参加型文化イベント等、子どもたちが楽しみ、心に残る、様々な事業を企画しているところでございます。区は、東京大会が決定した直後から、東京2020大会の機運醸成、区応援3競技の啓発といったことを、区民の皆様と共に進めてまいりました。もし大会開催が残念な結果になったとしても、3競技の体験会や区内小学生ホッケー大会など、可能な限りの機会創出を考えております。

続きまして2点目、区応援3競技につきましては、これまでホッケー・ビーチバレーボール・ブラインドサッカーの体験会や観戦ツアーを実施いたしまして、機運醸成に努めてまいりました。その結果、多くの区民の方々に、これらの競技に興味を持っていただき、関心を持ち、ファンになっていただいたと感じているところでございます。とりわけホッケーにつきましては、ホッケー競技場が恒久施設として残ることから、今後、国際大会やホッケーリーグ戦が開催される予定でございます。国内外から来訪する方々を、区民の皆様とおもてなしする機会が増えると考えております。

また、オリンピック・パラリンピック教育の関係についてでございますけれども、大会開催の有無にかかわらず、各学校の特色ある活動をレガシーとして継続していくとともに、取組みの充実を図ってまいっているというふうに考えているところでございます。

それから、3点目でございます。みるスポーツということでございます。区ではただいまスポーツ推進計画を策定し、この4月から10年間の、今後の区のスポーツ推進の方針ということで定めてまいります。その中で、みるスポーツも含めまして、計画を推進する基本目標の一つに、スポーツをする・みるという観点から、スポーツに親しめる機会づくりを位置づけているところでございます。こうしたところで、みるスポーツの側面からも、区としましては推進してまいりたいと考えているところでございます。

○西村副委員長 感染症対策というのが大前提でありますけれども、既に様々お考えいただいているということで大変安心しております。

まず、オリンピック・パラリンピックを機に、子どもたちが体験するという点に関しまして、当初から予算がついていたと思いますが、いかがでしょうか。相手のあることではあります。学校内外を問わず、一般的に参加できるような企画の準備はしっかりとしておいていただきたいと思います。もう一度ご答弁をお願いいたします。

また、ホッケー会場は立派なものできまして、区の財産になっていくと思っておりますが、このオリンピック・パラリンピック教育の継続ですけれども、ビーチバレーに関しましては、会派からも要望させていただいております品川オープンの継続を、ぜひともご検討いただきたいと思います。会

場もなくなってしまうですし、レガシーとして残していただきたいと思いますが、こちらもう一度ご答弁をお願いいたします。

また、品川区の子どもたちに、見に行くという機会を区からつくってあげたいと思っておりますが、プロ・アマ問わずと申しあげましたけれども、スポーツには都市対抗の社会人野球や、サッカーですとＪリーグ、お隣の大田区にはＶリーグもあります。年に一度、例えば１回１，０００円の観戦を約２万５，０００人の区内小・中学生が見に行きますと、予算ですと２，５００万円ぐらいになるかと思えます。この予算をしっかりとつけていただきまして、子どもたちの記憶に残る機会を品川区から提供することはできないでしょうか。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○山崎文化スポーツ振興部長 オリンピック応援競技につきましては、例えば来年度の予算につきまして、ホッケーでありましたら、区内地区、例えば公募をしまして、四つ、五つのエリアでの、チーム対抗の児童のホッケー大会、それから一般区民の方を対象にした教室を開くといった、ターゲットを幅広く捉えて、しっかりと機運をより一層推進する取組みを考えているところでございます。

それから、ビーチバレーにつきましては、なかなかオリンピック自体が仮設の会場ということで、大会終了後につきましては取壊しというようなところではございますが、近隣のビーチバレーコートなどで実施される大会といったところに観戦ツアーを組むとか、あるいはビーチバレーそのものの大会の実施についても、いろいろ様々な、できる範囲の工夫で実施検討などをしていく必要があるかと捉えているところでございます。

○西村副委員長 ぜひとも、できる範囲でのご努力をよろしくをお願いいたします。

次に移ります。区民サービスのデジタル化について伺ってまいります。デジタル庁の創設に向けまして、国の動きに合わせて区でも様々な取組みが始まっているかと思えます。３点伺います。

デジタル化で情報発信が便利になっていく中で、デジタルが得意でない方々との情報格差も懸念されます。対策などがありましたらお聞かせください。また、具体的な情報が区民の方へ確実に届くことが、今後ますます重要になってくると考えます。今、健診や国民健康保険の通知など書面で行っているものを、デジタルを駆使しまして、例えばＬＩＮＥなどで確実に届けることはできないでしょうか。

２点目に、デジタル庁では、令和７年度までに自治体の情報システムの標準化を進めるとしております。区として対応するには、人材、システム、予算といったことが必要になると考えます。大変な取組みではありますが、やらなければならないという喫緊の状況の中で、令和７年度に向かっていつから対応を始めていかれるのか、お聞かせください。

３点目に、マイナンバーカードの普及啓発も区の役割であります。担当係長が設置されると伺っておりますが、マイナンバーカードの普及に向けてどのように取組みを強化していくのか、お聞かせください。

○堀越企画部長 情報発信の情報格差、それからＬＩＮＥでの健診等の通知等に関するご質問でございます。例えば区の世論調査などでは、７０代以上の高齢の方でも６割近くの方がスマートフォンを所有しているという状況にございますけれども、ただ一方で、やはり情報格差が生じないよう、ＩＣＴ化の推進と並行して対応していく必要があると認識しております。広報紙などの紙媒体やケーブルテレビ、ＦＭしながわなどの媒体も、引き続きしっかりと利用していきたいと思っております。

併せて、デジタル技術の活用、先ほど７０代の方のスマホ所有率をご紹介いたしました。区民の皆様にも広くデジタル化の恩恵というものを行き渡らせていくという、環境の整備に努めていくのも区の役割でございますので、来年度、高齢者地域支援課で予定しているスマホ教室など、高齢者向けの教室と

いった事業も、しっかりとやっていきたいと思っています。

それから、LINEでの健診等の通知につきましては、今、区もLINEの活用を始めているところでございますので、登録者、区民の方のいろいろな属性や希望、いわゆる受取り側の、例えば防災情報が欲しい、子育て情報が欲しいといったセグメント配信というものを始めていきまして、今はイベントの周知などから始めているところでございますので、今後もニーズにマッチした情報提供ができるようにしていきたいと考えてございます。

それから、情報システムの標準化の対応につきましては、国から今、内容が示されておりまして、それぞれ情報収集を行っているところでございます。この対象業務というのが、システムは17業務、令和7年度までということで、スケジュールがタイトですので、どのタイミングでどのような標準仕様に合わせていくかということが課題でございまして、今、検討を始めたところでございます。仕様内容については国から示されてまいりますので、現行システムとの相違点などを洗い出していきます。それから人員などの体制につきましては、そういった作業の中で作業量等を算出して、人員等を算出していきたいと思っています。予算については、国からの補助金等をしっかりと活用していくということでございまして、計画的・体系的に進めていきたいと考えているところでございます。

○久保田地域振興部長 マイナンバーカードの普及についてでございますけれども、まずカードを持つことの利便性やメリットを区民の皆様にはしっかりお伝えしていくことが重要だと考えております。職員体制の強化とともに、住民票や戸籍証明書をコンビニで取れるということのPR、また来年度の予算に計上しております証明書のオンライン申請など、まずはマイナンバーカードの利便性をPRしていきたいと思っています。また、7月の下旬から、荏原第一地域センターが武蔵小山駅前に移転いたします。その荏原第一地域センターでも、マイナンバーカードの業務を開始する予定でございます。今後も受付施設のさらなる拡大などを検討いたしまして、カードの普及啓発に努めてまいります。

○西村副委員長 まず、情報提供・周知に関しましては、掲示板・紙・ウェブ媒体と、既に様々にご努力いただいていると思っております。今後はデジタルを駆使しまして、受診期間の終了案内や健診のご案内、コロナ禍でしたら給付金のご案内など、まさに属性に合わせた個別性の高い案内を確実に届けられるように、調査研究を進めていただきたいと思っています。既に段階的に進めていただいているということですので、引き続きよろしくお願いいたします。

そして情報システムの標準化ですけれども、こちらにも既に進めていただいているということですので、具体的にどのように進めていくのか伺いまして、少しイメージができてまいりました。こちらにもよろしくお願いいたします。

最後のマイナンバーなのですが、こちらは、例えば各地域センターで受付をしてほしいというような区民の方の声もありまして、この後、どのように計画されていらっしゃるのか、伺えればと思います。相当、作業量も増えますし、人員の増員も必須だと私も思っておりますので、どれくらいの期間で終わらせられると計画しておられるのか、また予算のお話もありましたが、お金をつけないとなかなかできない取り組みではないかと思います。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○堀越企画部長 個別性の部分のご案内のご質問でございますけれども、先ほどご答弁いたしました、LINEによる、いわゆるセグメント配信と呼ばれるようなものに加えまして、今後いろいろな、実施としてはまだこれからになりますけれども、オンライン申請が進むことによって、例えば民間企業の販売促進活動のようなデータの活用というのが、可能性としては考えられてまいります。国のシステム標準化の動きを見ながら、また情報セキュリティをしっかりと確保しながら、検討と研究をしていく

いと思っています。

それから、情報システムの標準化に関するご質問でございます。これは具体的に、来年度につきましましては、介護保険、障害者福祉、地方税のシステムの標準仕様書が国から示される予定となっておりますので、その内容の確認を行いつつ、具体的なシステムの移行時期について、関係課と検討していく予定でございます。その際、いろいろなシステムをどう使う、例えばクラウド関係のシステムを使うといった課題についても整理していきたいと、具体的にはそのような形で進めていく予定でございます。

○久保田地域振興部長 マイナンバーカードについてですけれども、まず初めに、他の地域センターでのお尋ねでございますが、まず荏原第一地域センターでの実施状況等も踏まえて、今後、他の地域センターに拡大していくかどうかについては検討を進めていきたいと考えているところです。

また、作業量や期間についてですけれども、総務省からは、令和4年度末までに国民全員に配付を目指すという説明を受けております。もし仮にこれを実施するとなりますと、現在の3倍の量のカードの交付を行う体制が必要と想定しているところでございます。そのために、4月からはマイナンバーカードの担当係長を設置、職員を増員していくと。3倍まではいきませんが、できるだけ多くの交付に向けて、体制を強化していきたいと考えているところでございます。また、終了までの期間につきましては、国の動きや新たな提供サービス、区民の需要等にいろいろと影響される部分もございますが、引き続き、国の動向等を注視しながら計画し、また、その計画に見合った、業務量に見合った予算・人員の算定も進めてまいりたいと考えております。

○西村副委員長 心強いご答弁を頂いたと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

続けてオンライン申請について伺います。現在、区が行っている行政手続き、例えば保育、住民票、助成金、出産手続きなど、庁内に約800種あると伺っております。この800種近くの手続きを調査する中で、今後の動きを具体的にどのようにお考えになっておられるか、お聞かせください。また、印鑑が必要なもの、添付書類が必要なもの、それぞれの手続きの状況を分析しまして、電子化に向けた全体のロードマップの作成をしていくべきと考えます。それぞれのお考えをお聞かせください。

○堀越企画部長 オンライン申請の今後の動きについてでございますけれども、昨年末、国から「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」というものが出されてございます。この中において、行政手続きのオンライン化が重点取組事項として示されており、区でも長期基本計画において、来庁不要サービスの提供といったことを目指しているところでございます。加えて、コロナ禍において、オンライン申請のニーズが非常に高まっていると考えてございまして、区としてもスピード感を持って対応していかなければならないと考えてございます。

具体的な進め方ですが、現在、区が行う行政手続き、届出についての現状調査を行い、その調査結果の取りまとめをしているところでございます。添付書類や、本人確認の課題の整理といったことを行っているところでございます。この調査結果を基に、オンライン化の方針やロードマップ的なものについて準備を進めまして、行政手続きのオンライン化を幅広く進めていきたいと考えております。

○西村副委員長 来庁不要サービスの実現、ぜひともお願いいたします。区民サービスの向上のために業務の効率化を図っていただきまして、一気に取戻す必要があると感じています。デジタルとアナログをつないでいく動きをぜひ加速していただきたく思います。まず、何としても区民全員のマイナンバー取得の取組み、そして情報システムの標準化の推進をお願いいたします。

次に移ります。重層的支援体制整備の中で、子どもに関する相談体制について伺ってまいります。

先日、福岡で、2歳・3歳・9歳の兄弟が亡くなりました。児童相談所に4回相談してきたという父

子家庭に起きた事件ですが、可視化されにくい父子家庭の実態と課題が浮き彫りになったと思っております。また続けて、子ども3人と母親が無理心中をはかるという事件も立て続けに起きています。

3点伺います。まずは、区の子ども家庭支援センターと家庭あんしんセンター、そして子育て支援センターについて、これまでも何度か伺いしておりますが、改めて役割の違いを教えてください。2点目に、それぞれの役割についてさらなる周知が必要と考えますが、こちらの施策をお聞かせください。最後に、以前、名称が似ているため分かりづらく、相談機関の名称の変更を要望しましたが、検討状況をお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 それでは、私から、子育て支援に関する部分のご質問にお答えしたいと思います。

まず、子ども家庭支援センター、家庭あんしんセンター等の役割の違いといったところでございます。子ども家庭支援センターにつきましては、令和2年度、今年度から組織化いたしまして、区における児童相談体制の強化と明確化を図ったところでございまして、具体的な役割といたしましては、虐待、養育困難家庭に係る相談といったところをはじめといたしまして、子育て相談などを含め、子どもに関する様々な相談に対応するといったところでございます。

それから家庭あんしんセンターでございます。こちらは、複合施設の総称を家庭あんしんセンターといった名前にしてございまして、具体的には、母子生活支援施設ひまわり荘、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、この3つの機能を有する施設の総称になってございます。

それから、子育て支援センターでございます。こちらにつきましては、現在、子育て相談と、フラット広場事業といったところ、それからショートステイ・トワイライトステイなど、子育て支援に特化した形での事業を運営しているといったものでございます。

続きまして、周知の部分でございます。これまでも子ども家庭支援センターを中心に、定期的に区のホームページ、LINEやフェイスブックなどで周知してはございますけれども、そのほか、各関係機関に、これは学校や保育園や警察署などでございますけれども、周知を行っているといったものでございます。来年度、令和3年度は、子ども家庭支援センターの案内ポスターも作成いたしまして、保育園、児童センターほか、小児医療機関といったところにも掲示して、周知を図っていききたいといったところで考えてございます。

また、それぞれの相談機関の名称の変更の検討状況でございますけれども、名称変更、名称については検討しているところでございますが、ゆくゆく、児童相談所が設置された際に、それぞれの児童相談機能の施設、そういったところの役割といったところも併せて、今、検討しているといった状況でございます。

○西村副委員長 まず、家庭あんしんセンターですけれども、こちらの機能を整理する必要があると感じております。例えば、子育て支援センターのショートステイ・トワイライトステイは、現状、平塚にある家庭あんしんセンターまで、申込みのために行かねばなりません。ショートステイ・トワイライトステイの申込みを、例えば区役所でもできまして、子育て支援センターが区内に何か所かあったりすると、大変便利だと思います。もし1か所ということであれば、品川区の真ん中にある区役所であれば非常に便利ではないでしょうか。また、ご相談の入り口としましては、区民の方はどこに問い合わせしていただいてもいいのだと思うのですが、虐待や養育困難家庭など、より緊急度の高い事案に関しては、子ども家庭支援センターにつないでもらう必要がありますので、子ども家庭支援センターは今年度できたばかりですが、今後さらなる周知をお願いしたいと思っております。ポスターで各保育園に

というお話もありましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、子ども家庭支援センターを明確化していただきまして、児童相談所建設に向けて力強く推進していただいていることは分かっておりますが、我々議員でも、児童の相談体制はなかなか理解しづらいと思っております。名称も含めまして、区民に分かりやすい体制整備を図っていただきたいと思ひます。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○柏原子ども未来部長 児童相談体制といったところで、今、名称等も含めて分かりづらいというご指摘を頂きました。我々としても、どういったところに相談したらいいのか、そういったところを分かりやすくするというのが非常に大切なことだと思ひてございます。先ほども触れさせていただきましたけれども、そうしたところの機能・役割の明確化といったところをきちんと行ひまして、児童相談所をゆくゆくは設置といったところもござひますので、そういったところを見据えて、そういった体制整備をきちんと行ひていきたいと思ひてございます。

○西村副委員長 ぜひともよろしくお願ひいたします。

続けて質問させていただきます。重層的支援体制整備についてです。いよいよ包括的な支援体制を構築するために、昨年12月、3部10課の連絡会を実施し、重層的支援から多機関協働の体制を整備するために、来年度には3つの機能をさらに掘り下げ、有効的な包括支援策を整備していくと伺ひました。

3点伺ひてまいります。まず、具体的にどのように進める予定なのかお聞かせいただきたいと思ひております。また、教育委員会にも参加していただくことが必要だと考えます。併せてご見解をお聞かせください。

2点目に、介護・障害・子ども・生活困窮の制度ごとに分かれていゐる相談支援などの関連事業につきまして、財政支援を一体的に考えることが必要と考えます。ご見解をお聞かせください。

最後に、戦後からあるアウトリーチ型の支援といへば、民生委員の皆さんだと思ひております。これまで地域で高齢者の下支えをしてきてくださいましたが、児童については疑問もござひます。主任児童委員が13地区に各2名程度配置されているものの、大変厳しい現状だと認識しております。重層的支援体制構築に必要なのは人材であり、マンパワーが不可欠です。ケースワーカーの増員をしなければ多機関協働はできないと考えます。各分野で担当する職員を配置、予算もつけまして、人材育成が必要だと考えますが、お考えをお聞かせください。

○伊崎福祉部長 重層的支援体制整備について、お答え申し上げます。

この事業は、既存の介護・障害・子ども・生活困窮などの相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、地域づくり、参加支援に向けた支援を一体的に実施するものでござひます。今年度、まずは相談支援について、課題を整理しているところでござひまして、福祉分野だけでは解決できない多様化する課題に対して、多機関協働による体制整備の必要性を国から示されておりますので、これについて、まず、先ほどご指摘いただきました検討会の中で検討を始めたところでござひます。

来年度につきましては、福祉分野以外も含めた包括的支援体制の整備を図るために、コンサルタントにも委託いたしまして、各分野における取組みの現状や不足資源の把握、国や先行自治体の状況を把握いたしまして、品川区の特性を活かした重層的支援体制の在り方について検討していきたいと考えております。その中で、教育、医療、警察など、課題解決に必要と考えられる多くの機関との連携・協力体制について検討を進めていく予定でおります。

2つ目でございます。相談支援については、各分野が連携して効果的に相談に当たることが重要と考

えております。財政面でございますけれども、国の補助金につきましても、分野を横断した包括的な補助金となると情報が示されております。詳細についてはまだこれからということですが、区といたしましても、この補助金を有効に活用して、各分野の枠にとらわれない包括的な支援体制を検討していきたいと考えます。

3点目でございます。ご指摘のとおり、福祉は人、マンパワーでございます。重層的支援体制整備に向けましては、現在の取組みを最大限に活かしつつ、不足しているものを補完していくことが有効な進め方だと考えております。社会参加支援や地域づくり支援においては、今、品川区内で様々にやっただいていただいている皆様が重要な地域資源でございますので、こういった資源を有効に活用することが必要と考えております。高齢分野におきましては、今でも、区と在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーション、民生委員、地域支援員、それからNPOの皆様など、町会・自治会を含め、様々、連携して課題解決に当たっています。さらに、必要な人材についても、今後の検討の中で議論を進めてまいります。

○西村副委員長 高齢分野で培ってきていただいた知見、そして子育て分野で培ってきていただいた知見、それぞれを横串で共有し合えるすばらしい仕組みになると期待しております。重層的支援は、根幹をなす大変重要な取組みになると思っております。今、高齢分野でのご答弁がありましたけれども、多機関協働には、体制の再構築が最も重要だと考えます。企画部の中に地域包括を担当するセクションを設置しまして、担当する職員を配置して取組んでいただくことが、品川区で生まれてから高齢になるまでを支援できる地域包括ケアになると考えます。最後に、設置についてお考えをお聞かせください。

○堀越企画部長 重層的支援体制の構築は地域包括の部分でございます。この体制の構築は非常に重要なことで、大きな取組みが必要でございます。企画部といたしましても、全庁的な対応が必要と考えてございますので、組織がいいのか、いろいろな会議体の設置や、情報共有をしっかりとやって、全庁的に十分に連携した体制で、しっかりと取組んでまいりたいと考えているところでございます。

○西村副委員長 引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。私の質問は以上で終わります。

○渡部委員長 以上で、西村直子副委員長の質疑を終わります。

次に、本多健信委員。

○本多委員 西村副委員長に引き続き、品川区議会自民党の総括質疑を行います。

質問は、1、品川区の対応力について、2、ふるさと納税の流出対策について、3、町会・自治会支援について、時間があれば、4、空きスペースを活用したスポーツ練習場についてです。

初めに、品川区の対応力について伺います。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、コールセンターによる相談体制の充実、クラスターへの早期対応、医師会の協力を得た区独自のPCR検査センターの運営などに取組んでいただいております。感染者の増加に伴い、医療機関が逼迫し、感染しても入院できないケースが増え、自宅療養者に対し、必要な方にはパルスオキシメーターを貸し出し、療養者に対し保健師などが毎日の健康観察を行い、体調の変化にも迅速に対応されています。引き続きの対策のため、組織改正を行い、保健所機能の強化がされました。会派で、医師会の先生方、病院関係者との意見交換を行いました。医療職、事務職、全体的な人員不足が課題でした。保健所と医師会とで毎週、対策会議が行われていますが、この人員不足について、どう把握し、どう対応されているのでしょうか。お聞かせください。また、医療従事者から教えていただきましたが、医療従事者の皆さんは、自己の健康管理を徹底され、生活されています。区として、どう把握し、どう考えていくのでしょうか。お聞かせください。保健所につきましても教えてください。

次に、看護師復職支援金制度を品川区として創設できないでしょうか。ワクチンの効果を期待いたしますが、まだ一定の期間、対策が必要と思います。ご所見をお聞かせください。

○福内品川区保健所長 新型コロナウイルス感染症の蔓延下にありますは、医療機関との協働や連携は不可欠なものと考えております。区ではこれまで、区内の医療体制について、医師会などと月1回の頻度で情報交換を行うほか、新型コロナウイルスのワクチン接種に向けても、現在、2週間に1回程度、会議を行っておりますが、具体的な話として区に相談を寄せられたことは、これまでございません。区としましては、区内の医療の安定的な体制確保に向けまして、これまで医療機関等に対して対応支援金を支給するなど、独自の支援策を講じてまいりました。引き続き、国や都と共に有効な支援策を講じることで、十分な人員体制の下、新型コロナウイルス感染症の対応を確実なものにしていきたいと考えております。

次に、医療従事者の健康についてですが、健康管理や健康状態の把握は、各施設の産業医等がその役割を担っていると認識しております。区は、これまでの医療機関の相談事例として、看護職員のメンタルヘルスのための専門相談員が必要となった際、区が保有する人材のネットワークを活用して適切な人材を紹介するなど、側面的な支援をしてまいりました。今後も、医療機関からご相談があった場合には、全面的に協力していきたいと考えております。

保健所の職員の健康管理につきましては、区の産業医や所属長による面談を通じて、超過勤務時間の適切な把握と抑制に取り組んでおります。また、医療職の人材派遣の活用や、都の様々な施策を活用しまして、職員の負担軽減を図っているところでございます。

最後に、看護師復職支援金制度の創設のご提案ですが、こちらは愛知県知事の呼びかけを受けて、県内の複数のまちが取り組んでいるという事例は承知してございます。東京都は、東京都保健医療計画の中で、保健医療を担う人材の確保と質の向上に向けて、看護職員につきましても、養成・定着・再就職対策などを総合的に位置づけております。看護職員の再就職につきましては、東京都ナースプラザを拠点として、再就職に向けた研修や就業相談、看護に関する情報提供などが行われております。医療につきましてもは広域であることから、基礎自治体単独の確保方策が品川区の医療人材の充足に必ずしも寄与するとは限りませんが、今後も医療関係者のご意見を伺いながら、有効な支援策について検討してまいります。

○本多委員 これまでも補正予算で様々対応していただいておりますけれども、給付金制度も、やはり広域的ということで、1自治体ではという。広域的なことですから、さらに東京都に働きかける、あとはクイックプラン、期間限定など、その点、着眼していただきたいと思います。その点、もう一度お願いいたします。次の質問もいきます。

次に、用途転換による区民住宅ファミリーユ西品川を活用した子ども・若者支援についてです。用途転換をし、子ども・若者支援策の環境整備を進めていくことは重要です。社会生活を営む上で生きづらさを持つ子ども・若者の学習支援事業と居場所づくり、今までは別々の拠点で実施してきましたが、統合するなどの内容と目的、意義についてお聞かせください。また、若者に対する就業支援をお聞かせください。

○福内健康推進部長 先ほどの医療人材の確保に関する質問でございますが、都の保健医療計画に基づく取り組みにより、人材が適切に確保されるよう、区としても協力してまいります。また、状況に応じまして、広域的な対応を、区としても要請していきたいと考えております。

○柏原子ども未来部長 私からは、子ども・若者支援に関するご質問にお答えしたいと思います。

今、委員からもご紹介がございましたけれども、区民住宅を改修して、新たに子ども・若者支援についての事業を展開するところでございますが、これまで、1つは、子ども若者応援フリースペースといったところで、不登校や、ひきこもりなど、様々な生きづらさを持つお子さんや若者、それからその家族、こういった方々を応援するために、居場所づくりということでフリースペース事業を行ってまいりました。また、ひとり親家庭や生活困窮者の自立支援といったところを目的として、学習支援事業も行ってきたところでございますけれども、両方の事業の相互の連携というのが課題だったということがございました。今回、この施設を改修して、統合する形にいたしまして、相互連携ができるといったところを実現させたいといったところでございますが、この区民住宅を改修し、子ども・若者の自立支援の拠点といったところにして、支援の充実というものを図っていきたいというところを目的としながら展開していくものでございます。

また、若者に対する就業支援でございますけれども、こちらにつきましては、わかもの・女性就業相談におきまして、1回50分程度でございますけれども、個別相談であったり、それからキャリアカウンセリング、年に数回開催する、キャリアデザイン等をテーマにいたしましたセミナーといったところを実施いたしまして、就職する力を習得できるよう支援してきたところでございます。

○本多委員 コロナ禍における若者の現状、今後の若者に対する支援について、区のお考えをお聞かせください。大学生のおよそ83%がアルバイトをしていたのですが、それもままならない状況です。様々なことに影響が出ています。そして、就職活動などの相談体制の充実、ありがたいと思います。しかし、狭き門、氷河期などの点をどのように捉えていくのか、区としての方向性をお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 今後の若者等に関する施策の方向性といいますか、支援の考え方といったところでございます。

区ではこれまでも、先ほど申し上げました就業支援や、品川区子ども・若者計画といった計画に基づいて、青年期以降の方々に対する支援というものにも取り組んできたといったところでございます。しかしながら、今回のコロナ禍といったところで、我々もコロナ禍を経験した中で、その支援策といったところについては、より多様な視点といいますか、そういったところが必要であるというのは認識しているところでございます。

今、委員から様々な課題等を頂戴したところでございますけれども、そうしたことから、区としてできる支援というのを、考え方といいますか、どういった支援を区としてできるのかというのを、きちんと整理といいますか、考え方をまず整理、考え方を調えるといったところが必要であろうと思ってございます。そういった中で具体策、どういったことができるか。これは、国の動きや東京都の動きなど、広域的な動きもございますので、そういったところも十分に見ながら、区としての具体策というところについて検討してまいりたいと思ってございます。

○本多委員 ぜひ多角的に検討していただきたいと思います。本当に、できることとできないことがあるのかもしれませんが、厳しい状況を、ぜひ酌み取っていただければと思います。

次の質問に移ります。次に、2つ目の項目、ふるさと納税の流出対策について伺います。品川区のふるさと納税、他自治体への流出金額は、平成28年度6億3,000万円、平成29年度11億9,000万円、平成30年度16億5,000万円、令和元年度23億円、令和2年度1月末時点で24億4,000万円、そして来年度、令和3年度の見込みが26億円です。この厳しい状況は、23区共通のものと考えます。特別区長会として、これまで国へ制度の見直しを求め、様々なご尽力を頂きました。これまでの、国に制度の見直しを働きかけてこられました内容、手応えをお聞かせく

ださい。

次に、流出対策の二の矢、三の矢を打ち、働きかけていってほしいのですが、その点もお聞かせください。

そして、23区の流出対策を講じなければならない。23区のこの窮状を国に示し、国を動かすものの一つとして、23区として宝くじの発売元、発売主体になることを提言いたします。現在の発売主体は、47都道府県と20の指定都市、67団体へ、総務省が許可しています。20の指定都市は、いずれも政令指定都市です。許可を得るには、発売団体の議会による発売限度額の議決などの手続きを経て、総務省へ申請。地方財政法を抜粋しますが、「都道府県並びに指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市」とあり、「当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額をこえてはならない」とあります。収益金の帰属については、「発売地域の都道府県及び指定都市に帰属」、収益金の使途については、「発売団体が実施する公共事業等に充当が可能」とあります。定める事業とは、「公共事業、国際化推進事業、地方博覧会等事業、高齢化少子化対策事業、情報化事業、芸術文化振興事業、災害対策事業、地域経済活性化事業、社会貢献活動事業、環境保全・創造事業、調査研究・人材育成、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に係る事業、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業」になります。実例を挙げると、東京都の子育て推進交付金事業、奈良県の観光振興対策事業、札幌市の学校改築事業、大阪市のスポーツ振興・施設管理事業など、ほかにも全国自治くじがあります。地方財政法の解釈もありますが、この取組みへのご所見をお聞かせください。思いは、アリーナ建設をはじめ、多くの取組みに期待できるものという点です。

○品川財政課長 まず、ふるさと納税の件でございますが、委員のご質問にありましたとおり、毎年金額等も上がっておりまして、区の歳入に大きな影響を与えているところでございます。この間、特別区としましては、総務大臣に直接、要望書の提出、それから令和2年度につきましては、ふるさと納税に特化した緊急共同声明を発表しまして、国への要望等を続けているところでございます。

それから、手応えにつきましては、依然として厳しい状況でございまして、今後も粘り強く、国に対して要望を続けてまいりたいと考えております。

それから、要望という視点ではなく、平成26年から、特別区全国連携プロジェクトを展開しております。東京を含みます全国各地域が、生き生きとしたまちづくりを進めまして、共存共栄を図ることで、東京、それから全国各地域が抱える課題を共に克服できるよう、地方との連携をより深める取組みも進めているところでございます。

それから、宝くじの件でございますが、こちらもご質問がございましたように、地方財政法によりまして、都道府県、それから政令指定都市などに販売が制限されているところでございます。したがって、区が独自に発行するということができない状況でございます。しかしながら、都が設立しております東京都市区町村振興協会で、都が発売します市町村振興くじの収益を、62区市町村に交付してございます。現在、品川区も毎年3,000万円ほどの歳入がございまして、今後も歳入を補うために、税外収入等につきまして、ネーミングライツ、それからガバメントクラウドファンディングなどを活用しまして、やっていきたいと考えております。それから、施設建設等につきましても、民間を活用しましたPFI方式・PPP方式など、他の自治体の事例も参考にしながら、創意工夫を凝らしまして、歳入増に努めてまいりたいと思っております。

○本多委員 24億円とか26億円とか、その数字を聞きますと、本当に学校ができると思うのです。

いろいろな施設ができると思うのです。そのことを区民にもう少し、危機感というのでしょうか、周知していただきたい。そして、思いはやはり、二の矢、三の矢をどんどん打っていただきたいと思います。地方財政法の解釈もありますけれども、厳しいのは分かります。そうしたら、その地方財政法を、23区として、区長会として、法改正を求めるなど、どんどん、二の矢、三の矢、四の矢を打っていただきたいという思いで、この質問をしておりますので、その点だけ教えてください。

そして、次の質問にいきますが、次に、品川区の魅力をさらに伸ばしていくべきだと思います。品川区といたら、どんなイメージがあるのでしょうか。車のナンバープレート、商店街、まち並み、特徴ある施策、水辺の観光、お祭り、様々あると思います。歴史や文化の視点に重点を置いてもいいのではないのでしょうか。

品川区の自治体の名称は、昭和21年、東京都において、それまでの35区を22区に再編するために、品川区と荏原区を統合することがふさわしいとされ、両区の同意により、昭和22年3月15日、正式に品川区となりました。また、「品川」の由来は諸説あります。1、目黒川の河口付近で、品が行き混じっていた川。2、風光明媚で品よき土地であるので、高輪に対して品ヶ輪と名づけた。3、鎧に用いる品革を染め出したところ。4、領主の品川氏から。諸説ありますが、領主の品川氏に特化していると思います。一昨年の令和元年11月13日、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会の、文化プログラムの調査項目で、品川区で最も歴史のある品川寺に伺いました。ご住職より説明を受け、この地の領主、品川氏が、800年代より1395年まで、本尊、水月観音を守ってこられたとのことでした。最後の代となった品川左京亮は、1395年、足利・上杉の合戦で滅びてしまいました。その後も、武田信玄が小田原の北条氏政を攻めたとき、支配下の品川一帯を焼き払っていき、品川の名前を残すために、「シナガワ」とは呼ばず、「ホンセン」寺と呼ぶようになったと教わりました。この品川の由来の一つ、品川氏に特化して、シティプロモーションをはじめ、品川区の魅力発信に向け、着眼できないものか、お考えをお聞かせください。

また、平成30年に実施した品川区世論調査では、シティプロモーションについて、愛着や親しみ、誇りを感じているとの回答が90.5%でしたが、令和2年の調査では85.5%です。これまで取組まれてきました不動麗子などの動画配信と併せまして、品川氏の取上げにより、特徴ある歴史・文化を伝えられないのでしょうか。お聞かせください。また、そうした取組みに関連しまして、区内で映画をつくる活動や、武蔵小山創業支援センターに拠点を置いての活動、品川文化振興事業団の、きゅりあんでのワンコイン名画座、ケーブルテレビなどとの連携という点をお聞かせください。

○品川財政課長 二の矢、三の矢というところでございますが、今後も23区で連携して、引き続き国等への要望を続けていきたいと思います。また、新たな発想という点でも、いろいろ創意工夫を含めながら、今後も考えていきたいと思っております。

○山崎文化スポーツ振興部長 委員に引用していただきました「品川」の地名の由来。こうした、いにしえといいますか、歴史に思いをはせ、今を生きる私たち、区民の皆様にとって、非常に有意義な視点かと思うところでございます。

かつて、品川を名のる人々が、この品川の地で暮らしていたことは、大変興味深い史実でございます。それらを取上げまして発信する。こういったことにつきましては、区民の皆様にとっても、区への愛着を大きく生むことになると思うところでございます。こうした品川氏に着眼した情報発信につきましては、歴史的な視点からの情報発信の事例といたしまして、今後の観光振興や区のシティプロモーションの取組みの中で十分参考にさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、映像の力というようなことでございます。こうした映像の力をもって品川区の魅力を発信していくことは、非常に効果的な手法ということで、区としても認識するところでございます。映像の配信に当たりましては、映像の被写体としての、区の様々な魅力あるコンテンツといった部分と、それから撮影して映像をつくる側といった、双方様々な主体と連携し、相乗的な効果を生み出す。こういったことは非常に有効であると思うところでございます。動画配信につきましては、引き続き様々、連携に努めまして、区としても効果的に活用してまいりたいと考えているところでございます。

○本多委員 ふるさと納税のほうは、引き続き本当に次から次へと働きかけていっていただきたいと思います。

シティプロモーション関係のご答弁、本当に前向きな答弁をありがとうございました。さらに申し上げさせていただきますと、空海聖人より水月観音を授かった品川氏が、600年近くの長きにわたり領主だったことを取上げて、品川区の魅力発信をしていただきたいと思います。品川寺や地元の鈴木真澄委員に聞くなど、さらに調べることも重要だと思います。

また、日本の人名地名の一覧というのがありますが、品川区からは何もありません。例えば、伊達市、服部半蔵の半蔵門、渋谷区の渋谷というのも、平安時代から鎌倉時代の領主、渋谷氏。武将ですけれども、品川氏と同じですけれども、渋谷氏も渋谷の領主だったのです。それで、それがちゃんと人名地名一覧には出ているのです。ぜひ、そういったところも品川区から、品川区にも人名にまつわるいろいろなまちや坂などがあると思うのですが、一つも出ていないと思ひまして、そういった意味で、ぜひ品川氏は出していただける。これが、やはり品川区民の誇りにもなると思うのです。その点だけ、また答弁をお願いしたいと思います。

続けて質問いたしますが、ふるさと納税の流出対策については、品川区の観光大使に人材を登用することと、何度も提言してきました。その点について、改めてお聞かせください。また、流出対策を中心に質問いたしましたが、区への寄附の一助となりますよう、しながわ水族館に着眼する点についてお聞かせください。

○山崎文化スポーツ振興部長 ご紹介いただきました品川氏の変遷も含めまして、区内の地名と変遷の由来というものにつきましては、既に昭和47年に教育委員会で編さんしました『品川の歴史シリーズ 地名編』というようなものもございます。こうしたものも活用しつつ、観光あるいはシティプロモーションで参考にさせていただいて、取組んでまいれるところで頑張っていきたいと思うところでございます。

○榎本総務部長 ふるさと納税の関係での観光大使の役割ですけれども、今現在、平成29年にシナモロールが品川区の観光大使となっており、現在、返礼品の中でシナモロールが活躍しております。その中で、最初に、個数限定で作った縫いぐるみはもう完売しております。その後、オリンピック・パラリンピックの区応援3競技をモチーフにしたものを、今現在も継続しているところでございます。

なかなか、どういう方を観光大使にするかというのは難しいところがあるのですけれども、今現在スポーツ大使等もやっている中で、品川区の認知度やブランド力向上に有効な人を、ぜひとも選んでいきたいと思っています。そういう形で、品川区にゆかりのある方になるべく探していきたいと思っています。

それから、しながわ水族館との関係ですけれども、しながわ水族館のペア招待券も、ふるさと納税の返礼品とさせていただいております。そういう返礼品で、品川区にぜひ来ていただいて、品川区のよさを体験していただきたいという形でございます。

それから、ほかに、しながわ水族館の年間パスポート等も検討しておりまして、そういうものを返礼品にすることで、品川区に来ていただきたい。それから、フライトシミュレーターは去年から始めましたけれども、それについても好評ですので、そういうものも含めて流出対策をやっていきたいと考えております。

○本多委員 ぜひ観光大使に、人材の登用をお願いします。自治体によっては10人ぐらい登用しているところもありますが、まずは1人目から、すごい効果があると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

では、3番目の項目、町会・自治会支援について伺います。平成28年第1回定例会におきまして、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例が賛成多数で可決されました。共産党の反対にはがっかりしました。平成28年度より条例が施行され、5年の節目を迎えます。目的にあるように、町会・自治会の位置づけを品川区として明らかにし、各種支援制度をより効果的なものへと再構築と、23区初の取り組みでした。区の責務を定めるとともに、区民・事業者に対して町会・自治会の活動への参加協力を求めるなど、この5年間、条例制定の効果や理解などについてお聞かせください。

また、総務費の審議の中で、加入率について、平成30年度59.86%、令和元年度59.96%、令和2年度58.34%とのことでした。横ばいなのですが、条例などの効き目とするのか、まだまだ課題と捉えるのか、お聞かせください。江東区の例ですが、この10年間で人口が8万人増え、52万人となり、タワーマンション等が増え、もともとの住人と新たな住人との融合が大きな課題とされ、町会費・自治会費を拒否された方に、「皆さんのお子さんはここがふるさとなり、あらゆる縁に結ぶ」と説明し、理解し協力を得ると聞きました。品川区内マンションなどへの入居の際、町会・自治会加入を決めているケース、決まっていないケース、それぞれありますが、近年の傾向と課題などにつきまして、お聞かせください。

○久保田地域振興部長 まず初めに、条例制定の効果ですけれども、まず町会・自治会の位置づけ等を明確にしたことによりまして、町会・自治会の役員の方からは、自分たちの活動が変身しやすくなったという評価を頂いているところでございます。また、町会に対する認識も高まったというような声もお伺いしているところが、効果として挙げられることと思います。

また、品川区としまして、条例を制定したことによりまして、支援策をより積極的に推進してきたというところでございます。例えば町会・自治会に関係いたします予算額全体では、条例制定前の平成27年当時は1億5,000万円ほどでしたが、現在では2億円に増額し、町会・自治会への支援をしていると。また、町会・自治会の独自の事業に対する補助メニューも7種から16種に増やしまして、活動の活性化に資しているというところでございます。

区民の理解度等についてですけれども、町会・自治会へのアンケート調査では、役員の方の条例の認知度は82%と高いものがあるのですが、世論調査等での、区民全体への周知については、知らないという方が7割いるというところが課題でございまして、一層の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、加入率等についてでございますけれども、私どもが把握しております加入率については、60%前後で推移しているというところでございますが、この間、品川区は人口が増えているというところでございます。人口の世帯数で数えてみますと、平成28年4月の町会加入世帯数は約12万5,000世帯でありまして、それが令和2年4月現在は13万2,000世帯ということで、加入世帯数としては伸びているというところでございます。これについては、条例制定の効果が出ているので

はないかと私どもは認識しているところでございます。引き続き、積極的な加入促進支援を行っていきたいと考えております。

また、マンションの傾向等についてでございますけれども、マンション等についてはいろいろな課題があるということをお伺いしておりますが、最近で、多いのは、建設から町会に加入していたという状態で町会費も払っていたのですが、管理組合等の中で、いろいろな話合いがされた結果、マンションで一括して町会費を払うのではなくて、それぞれが個人で加入するということで、マンションの棟ごとの加入で、町会から脱退されたというようなことを聞いて、それぞれ個人が町会に参加し、加入町会費を払ってくれというようなことがあるということで、そういった相談が寄せられているということ。あとは、マンションの建設時に、「町会に加入します」という話はするのですが、実際にマンションが建って、管理組合等が発足すると、その約束が十分果たされていないといったことがあるということを私どもも確認してございます。

私どもとしましては、これから町会・自治会活動活性化促進調査の中で、いろいろな課題を捉え、研究していきたいと考えているところでございまして、条例で定めます地域連絡調整員等の仕組みも活用しながら、マンション居住者と町会・自治会との加入等の促進についても、引き続き積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

○本多委員 引き続きお願いします。

次に、町会・自治会は201あります。そのうちホームページを保有している数は44になります。令和3年度より、ホームページを持たない町会・自治会が情報を発信することができる品川区町会自治会連合会ホームページ新設支援により、環境整備がされます。町会・自治会の意義、お知らせ、イベント、連合会の紹介、コミュニティーのつながりの強化、そして加入促進ですが、より強く防災の視点を入れて、加入促進を強めていただきたいと思います。この点について教えてください。

次に、13地区連合会それぞれの地区で、自主的に活動されております。運動会をやっている地区がありますが、私の住む大崎第二地区では、昨年は中止でしたが、毎年秋に運動会を実施しています。その中で、町会・自治会対抗リレーが物すごく盛り上がります。爆発的な盛り上がりです。ぜひ、13地区対抗のスポーツ大会を品川区主催で行っていただきたいと思います。種目は1種類でいいと思います。名称は、品川区長杯、すまいる大会など、1年かけて予選をやってもいいと思います。よろしくお願いします。

○久保田地域振興部長 まず、最初の防災の観点ですけれども、町会・自治会が地域の課題として取上げているものに、防災活動というところが上位にあります。また、区民の方にとっての、町会に期待する役割というものでは、防災・防犯への活動というところが高いものでございますので、こういった双方の課題の認識が高いものでありますので、防災の視点を捉えた加入促進というのは非常にメリットがあるものでございますので、私どもも、防災訓練等の機会を捉えながら、町会加入への参加促進を促すような取組みも続けていきたいと思ってございます。

次に、地域の運動会の状況ですが、13地区のうち7つの地区で運動会を実施しているという状況でございます。そして、13地区のスポーツ大会の開催についてですけれども、地元のそれぞれの地域への愛着が湧くというところでは、非常に効果が高いというものでございますが、13地区の町会・自治会の協力等も必要というところがございますので、そういったところにつきましては、まずは町会・自治会連合会に、委員からの趣旨をお伝えさせていただきまして、実施に向けての調査研究を進めていきたいと思っております。

○**渡部委員長** 以上で、本多健信委員の質疑を終わります。

次に、つる伸一郎副委員長。

○**つる副委員長** 区議会公明党を代表して、あくつ委員と共に総括質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。医療従事者をはじめ、エッセンシャルワーカーの方々や区民の皆様が、未曾有の危機の終息に向け、様々な取組みをされていることに、心から感謝を申し上げます。また、感染によって亡くなられた方にお悔やみを申し上げ、罹患された方にお見舞い申し上げます。

まず、ワクチン接種等に関する現状と体制整備、情報提供について伺います。感染の不安と闘ってきた区民にとって、史上最大の規模で行われる事業となることが見込まれるワクチン接種は、コロナ終息に向けた具体的な対策として大きな期待が持たれています。品川区も、ワクチン接種の担当部課を新設し、対応に当たり、コールセンターも設置されました。そこで、現状での品川区のワクチン接種の計画の策定状況やスケジュール、会場など体制整備に関わる積算および準備状況、副反応があった際の対応、また、これまでに寄せられた区民の声や区の情報提供についてお知らせください。

○**秋山保健整備担当部長** ワクチン接種等に関する現状と体制整備の計画、情報提供等についてお答えさせていただきます。

まず、品川区のワクチン接種のスケジュールでございますが、4月19日の週に、住民向けのワクチンが2箱、およそ2,000回分、約1,000人分が配送されますので、対象を絞って接種を開始するよう検討を進めておりまして、4月26日の週以降に、高齢者施設より接種を開始する方向で現在調整を進めております。施設入所者以外の高齢者の接種計画については、5月以降のワクチン配送状況が現時点では未確定ということで、確定することができない状況でございます。

次に、会場など体制整備に関わる積算予算でございますが、区民40万人の接種費用としておよそ18億円、接種会場の運営委託、システム開発、接種券の印刷・封入等の事業費で8億円を、当初予算で計上しております。国が示す事業費の補助上限がアップしたこともあり、今後の状況により変動することを想定しているものでございます。

次に準備状況でございますが、接種会場の確保がほぼ終了し、現在、必要な物品の手配、従事者の確保を進めているところでございます。国からのワクチンの配送量によりませんが、集団接種会場を5月以降に開設できるよう、準備を進めているところです。

次に、副反応等の対応でございますけれども、副反応等が起こった緊急時の対応や、手配する医療器具等について、現在、医師会との協議を進めてございます。会場には救護室を用意しており、看護師も常時配置し、緊急時に備えてまいります。

次に、これまでに寄せられたコールセンター、3月15日までに195件のお問合せが寄せられておりまして、その内容を分析しますと、接種会場や接種方法、接種券の発送、それから住所登録地以外での接種といった、ワクチン接種制度、概要のお問合せが主となっておりますのでございます。

区からの情報提供でございますけれども、ホームページのほか、3月1日号の広報しながわ、ケーブルテレビ、FMしながわでの告知のほか、コールセンター、チャットボットでも対応しておりますし、ホームページについては随時更新して、新しい情報が載るように努めているところでございます。

○**つる副委員長** 各接種会場では、バリアフリー化を含む動線の確保や、待機場所での3密の回避など、設備や備品の確保も急がれます。接種会場には、移動が困難な方や、高齢者や障害者、在宅介護や在宅育児の方など、ヘルパーや子どもを預ける従来の支援サービスを利用して来場されることも想定さ

れます。厚生労働省から、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」との事務連絡が3月3日付で発出され、障害特性に応じた合理的配慮の提供を求めています。情報提供や、接種時等における会場などでの合理的配慮等に加え、接種に際して公的な福祉サービスによる支援を円滑・柔軟に受けられることが求められます。そこで、事務連絡の具体的な内容と、品川区として、高齢者や障害者、また在宅介護や育児をされている方への接種に関わる支援策をどのように整備しているのか、併せてお知らせください。

○秋山保健整備担当部長 厚生労働省からの事務連絡の内容についてでございますけれども、通知では、新型コロナワクチンに関し、障害特性に応じた相談体制の確保や情報周知を行うこと、接種時における合理的配慮等の提供について、例示を示して通知しております。区といたしましては、接種に関わる支援策として、接種会場において同行援護や移動支援など福祉サービスによる支援を、また高齢者の方で、自力でワクチン接種会場に行くことが困難な場合には、要介護認定を受けている方であれば、訪問介護など介護保険サービスの利用助成により、対応について配慮していきたいと考えております。また、育児中の方への支援につきましては、ファミリーサポート、オアシスルーム等の利用が挙げられます。こうした支援策について、接種の通知等の際に周知をしまいたいと考えております。

○つる副委員長 接種に際して様々なニーズがあるかと思いますので、徹底したサービスをお願いしたいと思います。

次に、コロナ対策などの広報について伺います。これまで区民は、コロナに対する最善の対策を、国や品川区から発信される正確な情報に基づいて、マスクの着用や手洗い、3密の回避などを徹底してきました。一方で、インフォデミックといわれるうわさやデマも含めて大量の情報が氾濫し、現実社会に影響を及ぼす事態が、SNSを中心に横行しています。また、情報提供においては、Z世代と呼ばれる10代前半から25歳頃までの若者が見たくなる情報発信でなければ拡散されず、各世代には届かないと、若者の動向に詳しい、信州大学の原田曜平特任教授は指摘しています。

品川区では、私が提案し、2016年3月から、行政サービスの取組みとしては全国初のYouTube動画によるバリアフリー情報を提供しています。そこで、連帯して危機を乗り越える意識が持てる広報や、正確な情報があらゆる世代に伝わるよう、アナログ・デジタル双方の情報発信の専門家の採用やインフルエンサー等のご協力など、情報発信の強化を図る抜本的な取組みを求めます。また、車椅子利用者も安心して接種会場に来場できるよう、動線の状況など、接種会場の動画による情報提供も有効と考えますが、ご見解をお知らせください。

○堀越企画部長 情報発信の強化についてのご質問でございます。

効果的な周知方法については、引き続き研究していきたいと思っております。コロナの件に関しましては、何よりもやはり正確な情報を区として出していくことが必要と考えてございます。また、区長が直接、区民の皆様メッセージをお伝えするということが大変重要と思っておりますので、そういった点につきましても引き続きやってまいります。

それから、ご提案のありました若い世代の方への広報でございますが、専門家の活用なども検討していきたいと思っております。過去にシティプロモーションでプロのライターの方を利用したという例もありますので、こういうものも参考に、若者の方に伝わるとか、連帯する意識といった面についても、様々、方法を研究してまいります。

それから、接種会場の、動画による状況のご案内につきましては、バリアフリーや動線の状況などを動画によりお伝えすることで、障害をお持ちの方も安心して来ていただけたと思いますので、大変有効

な手段の一つとして検討させていただきたいと考えてございます。

〇つる副委員長 ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍における生活支援について伺います。コロナ禍によって私たちの生活は一変し、これまで人類が直面したことがない切迫した危機に直面しています。また、コロナ禍以前の社会も、あらゆる困難な壁が存在し、ノーマルとは程遠い世の中であり、さらに危機の日常化が進む中で、孤立したまま困難を極めている方々を置き去りにしない施策を矢継ぎ早に実施する必要があります。

東京都は、令和2年度補正予算で、経済活動と都民生活を支援する東京都生活応援事業として、最大30%のプレミアム付デジタル商品券を発行する区市町村を補助する予算を計上しました。都議会公明党は、品川区の商店街の声を含め、デジタルだと活用できない人もいると指摘し、紙の商品券発行にも支援するよう求め、紙の商品券も認めるとの答弁を引き出し、事業の拡充を図りました。既存の区が事業助成をする紙の商品券のプレミアム部分での活用や上乘せ、またデジタル商品券の活用の場合、キャッシュレス決済としてのカード決済やQRコード決済などによるポイント還元が想定されています。そこで、区内経済の活性化と生活者支援の視点で、既存の支援策との連動を含め、事業周知や、発行の時期や期間を整理し、都の予算を活用した商品券の発行を求めます。また、各個店に対するデジタル決済対応の支援も必要ですが、併せてご見解をお知らせください。

〇久保田地域振興部長 まず、東京都生活応援事業ほか、プレミアム付商品券等についてでございますけれども、毎年、品川区が進めておりますプレミアム付商品券、春の分につきましては、現在、春の発行に向けて、品川区商店街連合会と協議しながら、プレミアム率10%という形で準備を進めているというところでございます。

東京都から、生活応援事業というものが、現在、補正予算において審議中ということでございます。概要につきましては東京都から資料が届いておりますけれども、紙の商品券との関係で、使用できる店舗や条件、キャッシュレスとの併用などについて、まだ具体的な部分が明確になっていないというところがございます。こうした点につきましては、私どもも東京都に問い合わせ、どういった制度設計になっているのかというところについて確認しているところであり、今後も東京都の動向を注視していく必要があると考えているところでございます。

次に、店舗のデジタル決済についてでございますけれども、商店街におけるデジタル化につきましては、従前から品川区商店街連合会でも課題となっておりまして、私どももこの間、意見交換等を進めてまいりましたけれども、デジタル化の必要性については共通の認識を持っているというところでございます。仮に東京都生活応援事業を実施するとした場合には、この実施を機会にデジタル設備を導入する個店等も増えるということが予想されますので、混乱が生じないように、マニュアルの作成や説明会などを実施するとともに、事業内容によっては設備等の費用が発生するということも考えられます。こうしたことに対応するためにも、様々な機会を捉えまして、個店のデジタル化を効果的に進めていく手法を検討していかなければならないと認識しているところでございます。こうした点を踏まえまして、東京都生活応援事業および店舗のデジタル決済対応の支援につきましては、引き続き品川区商店街連合会と協議しながら検討していきたいと考えているところでございます。

〇つる副委員長 ぜひ積極的な推進を、引き続きよろしくお願いいたします。

新しい生活様式が求められる中、様々なサービスでオンラインの活用が広がる一方で、オンラインの活用に不慣れな方が取り残されない取組みも必要です。款別審査の会派の質疑で確認しましたが、高齢者社会参加促進事業の中で、パソコン・タブレット教室に加え、次年度はスマホ教室も新規事業として

実施する予定です。東京都も、高齢者の情報格差が生じないよう、都のスマホ教室のほか、区や町会・自治会が独自に実施するスマホ教室に補助する新事業が予算化されています。区内には、インスタントカメラ、チェキのデジタル印刷機能を活用したスマホ教室での、コミュニケーション支援など、高齢者のデジタル・ディバイドを解消し、ＱＯＬの向上に取り組む事業者もあります。そこで、新しい生活様式への対応として、デジタルに親しみを持てるよう、教室内容の工夫や、都の補助事業も活用し、実施箇所の拡大も検討してはいかがでしょうか。また、デジタル格差の是正に併せてアナログ対応の継続など、今後の対応をお知らせください。

○伊崎福祉部長 急速に進むデジタル化によりまして生活様式が変化する中で、区としましては、高齢者の社会参加促進という視点から、これまでも様々な教室を行ってきており、来年度は、ご紹介いただいたとおり、高齢者向けのスマホ教室を新たに行う予定としております。

都の補助事業の内容についてでございますが、まだ詳細は示されておりませんが、今後その内容の動向をきちんと把握いたしまして、高齢者がデジタルに親しみを持てる教室内容の工夫や実施場所の拡大等を検討していきたいと考えております。また、スマホの普及・活用促進だけでなく、オンラインの活用には慣れない高齢者が取り残されることのないよう、従来からの方法でのサービス提供も併せて行っていく必要があると考えております。

○つる副委員長 コロナ禍の影響によって加速したデジタル化ですが、国ではデジタル庁、東京都ではデジタルサービス局を設置し、品川区においても担当課を設置して推進する姿勢が示されました。今後、一番身近で寄り添う行政として、デジタル化によって、より一層のサービス向上につなげる、デジタルトランスフォーメーションを推進する必要があります。

昨年 の第3回定例会の一般質問で、多胎児家庭をはじめとする子育て相談などの、オンラインの活用を提案しました。また、過日、保育園の転園に伴う相談に際し、「仕事をし、小さな子どもを連れ、またコロナ禍の中で窓口まで何う手続きには困難を感じる」との声を受け、ご来庁せずに済むものは、Ｚｏｏｍなどの画面共有などで対応するべきと、直接、保育課に求めました。そこで、多胎児などの子育て支援におけるオンライン相談や、保育課でのオンライン対応や申請など、その他、既に実施されている、来庁せずにできる手続きのさらなる拡大を求めますが、ご所見をお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 来庁せずに手続きができるようにということで、オンライン等も使ってというところでございます。

1つ、現在やっているところでの事例をご紹介いたしますと、保育課で行っている入園の申請でございます。こちらは、今年度より郵送の手続きも可能としたところでございまして、こちらについては、申請全体の約2割に当たる800件以上の郵送の申請を受けたところでございまして、一定程度、これは効果があると見てございますので、次年度以降も継続したいと思っております。

また、そうしたところの今後の拡大の考え方でございますけれども、保育で、これも保育課で行っております子育てに係る相談ということで、子育てかんがるープランというものを行っておるのですが、これにつきましては、オンライン、いわゆるウェブ会議システム等の導入について可能であろうと思っておりますので、こちらについては導入に向けての検討を進めていきたいと思っております。

また、入園相談のオンライン化や電子申請の部分につきましては、添付していただく書類、例えば勤務証明や収入証明といったところの確認の方法に若干課題があるとは思っておりますけれども、そうした部分を整理しながら、この部分についても実現に向けた検討を進めていきたいと思っております。

○つる副委員長 保育関係、子育て関係を中心に、全庁的なオンライン化の促進を、ぜひよろしくお

願いたいと思います。

感染者への差別や新型コロナをめぐるデマの拡散を防ぐとともに、誰もないがしろにしない人権文化の構築は、人権尊重都市品川宣言を高く掲げる品川区にとっても重要課題の一つです。昨年の第3回定例会の一般質問で、コロナに関連する差別・偏見等の防止のために、人権啓発動画の制作を教育委員会に求めました。教育委員会では、昨年12月より、新型コロナウイルス感染症に関わる差別・偏見防止について、品川わくわくスクールで「新型コロナウイルス感染症がもたらすもの」と題した動画を制作し、その冒頭で、中島豊教育長が全児童生徒に対して分かりやすく、新型コロナ感染予防を通して人権について語ってくださっています。

そこで、この動画の活用状況や効果、児童生徒や保護者の声をお知らせください。また、コロナワクチンの接種は国民の意思に委ねられることや、接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを周知徹底するなど、予防接種法改正時の附帯決議を受け、品川区としても、コロナに関わる差別・偏見を防止する取組みが必要と思いますが、ご所見をお聞かせください。

○齋藤教育次長 動画の活用についてですが、昨年12月、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見の防止をテーマに動画を作成し、品川わくわくスクールの中で配信しております。番組では、病気・不安・差別といったことにつきまして、教育長、医師、教育心理相談員、指導主事が出演し、それぞれの立場から講話をしております。子どもたちは学年集会やホームルームなどで視聴し、保護者にはお便りなどで番組のURLをお伝えしたところでございます。視聴した子どもたちからは、「新型コロナウイルス感染症は誰にでも起こり得る病気なのだと分かった」、「不安から差別につながるものが分かった」などの感想があり、保護者からは、「差別や偏見についてを子どもたちへ教えたことはとてもよかった」、「今、必要な内容であったと思う」などの感想があったと聞いております。現在、600回を超える再生回数でございます。

次に、ワクチン接種をしていない方への差別・偏見を防止する取組みですが、ワクチン接種により集団免疫を獲得することがコロナ終息への近道であり、接種を勧奨する必要性はあると認識しております。一方で、区といたしましても、多様な考えを尊重する附帯決議にも意義があると考えております。今後、接種は任意であることを区民の皆様に丁寧に説明いたします。また、学校でも、市民科を中心に、コロナ禍での人権教育を推進してまいります。

○つる副委員長 どんなに厳しい試練の冬の時代があろうとも、冬は必ず春となることを教えてくれる桜が開花しました。「この試練を乗り越えたとき全ては好転する。そう信じて耐え抜いたとき、とてつもない力を手にすることだろう」とのガンジーの言葉にあるように、コロナ禍を共に勝ち超えていきたいと思います。

次に、産後の家事・育児支援等についてお尋ねいたします。まず、産後ドゥーラの資格取得助成の仕組みについて伺います。産後ドゥーラについては、2013年の決算特別委員会で紹介・提案し、産後ドゥーラ養成の仕組みづくりについても、2015年の予算特別委員会で提案したものととして、2016年度の実施以降、年々、利用助成内容の拡充や、来年度、産後ドゥーラの資格取得助成が実施されることを、利用者の喜びの声とともに高く評価いたします。

仕組み構築に向けて、導入前よりご教示いただいている、一般社団法人ドゥーラ協会の宗祥子代表理事と改めて懇談いたしました。産後ドゥーラの養成について、徹底して母親に寄り添うことを研修し、資格取得後も、利用者の声に応じて再度の研修を実施し、産後ドゥーラとしての適性を確認するなど、

その質の担保については厳しい姿勢で臨み、母親やお子様にとって安心できる存在を輩出しているとのこと。

次年度の品川区の助成は、東京都の、とうきょうママパパ応援事業の予算を活用し、令和3年度は年間で22名への助成が予定されております。産前産後の母親に寄り添う身近な存在として、区内在住の産後ドゥーラが増えるよう、多くの方にご活用いただけることが望まれます。

そこで、品川区で従事する産後ドゥーラの人数と、区内在住者数、また、今後、区として何人の養成を図るのか、利用者ニーズも含め、お知らせいただき、また資格取得後の区内での活躍の場の確保については、どのように支援していくのかお知らせください。

○柏原子ども未来部長 産後ドゥーラに関わるご質問でございます。

まず、産後ドゥーラ資格取得助成の仕組みについてでございます。こちらにつきまして、助成の対象者としたしましては、産後ドゥーラの資格を取得していただき、その際に区内に住所を有しておられるという方で、その後、資格取得後に、区との提携事業者ということで、一定期間、これは今のところ3年程度とは思ってございますが、一定期間活動できることなどを条件として考えているものでございます。資格取得の際に、認定書、それから受講料の領収書といったものを提出いただきまして、助成金を支払うというようなスキームで考えてございます。

次に、現在区と提携している産後ドゥーラの方の人数ですが、83名でございます。そのうち区内在住の方は15名ということでございます。

次に、利用者のニーズ等々でございますけれども、平成30年度からの過去3年間の利用数を見ますと、今年度はコロナの関係があつて若干少ないのですが、それでも年間200から300名以上の方に利用いただいているといったところでございまして、区の出生数から見ますと1割弱ぐらいの方が使っているという結果になりますので、かなり高いニーズがあると捉えているところでございます。

そうしたところから、利用に際しては、なるべく産後ドゥーラの方を、ご自身が住んでいるところに近い方を利用したいという傾向がありますので、区内にいる身近な産後ドゥーラを増やすということで、利用しやすいサービスにつながると考えてございまして、実際どのぐらい産後ドゥーラを育てるのかというところでございますけれども、今年度は、今ご紹介がありましたように、22人ということで助成を計上してございますが、こうしたニーズに応えられるように、この程度の人数の予算というものを複数年、一定程度、継続した形で続けられればと思っております。

また、区内の活躍の場の確保策でございます。こちらにつきましては、先ほども申しましたように、区内の身近な産後ドゥーラを利用したいという傾向がありますので、区内の提携事業者一覧みたいなものを別に作って、区民の方が選択しやすい環境を整えるといったところで、こういったところが活躍の場につながるのではないかと考えているところでございます。

○つる副委員長 来年度、多胎児家庭を含む産後ドゥーラの利用助成もさらに大きく拡充されます。そこで、産後ドゥーラによって1時間当たりの利用額の違いはありますが、今回の拡充によって、利用者負担がどの程度軽減されるのか、拡充内容と併せてお知らせいただくとともに、予約や助成申請に際しては改善など工夫が求められるところですが、ご所見をお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 拡充内容の部分でございます。ちょっと細かい数字になってはございますけれども、まず助成対象の年齢。こちらは、お子さんの年齢でございますけれども、生後6か月までとしたものを、1歳までというところに広げました。また助成の時間を、今までは20時間までといったところを、第1子の方は60時間まで、それから第2子、これは出生時の兄弟の年齢が3歳未満の場合で

すが、１８０時間までというところで大幅に広げてございます。また助成金額も、１時間単価２，０００円というところを７００円アップいたしまして、２，７００円ということにいたしまして、１時間当たりでは７００円分の自己負担が軽減されるというところでございますが、先ほど申しましたように、助成時間や対象年齢を拡大いたしますので、今まで超過して負担していた部分を、かなりカバーできるのではないかと考えてございますので、負担についても大きく軽減できるのではないかと見込んでございます。

それから、利用時の改善等々でございます。こちらにつきましては、利用者がご自身の状況に合わせてサービスを提供する産後ドゥーラを選ぶといったことをしてございますので、先ほども若干申しましたが、提携事業者一覧の中に、産後ドゥーラの年齢や居住自治体、得意とするサービスといったところを追加していければというところで改善を考えております。また、先ほども申しました、産後ドゥーラの一覧というようなカテゴリーの中で、事業者の一覧を作成することで、利用者が産後ドゥーラを選ぶための情報を得やすいように、また、それが充実するような内容ということで、工夫を図っていきたいと考えてございます。

申請に対しましては、より利用者の方が申請しやすいようにということで、いろいろご意見を伺っているところでございます。利用者の方のご意見を伺いながら、今、具体的なところを幾つか検討しているところでございますが、そういったところが具体的に、表といいますか、きちんと周知できるような形で、今検討を進めているところでございます。

○つる副委員長 次に、重層的支援体制整備事業についてお尋ねいたします。

コロナ禍によって、社会的つながりによって支えられてきた人たちの生活や尊厳に深刻な影響が生じていることから、その支援の強化が求められます。政府は、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を新設し、社会的孤立を防止する官民挙げての対策が図られています。これまで私は、生活困窮者の自立相談窓口、暮らし・しごと応援センターの設置推進や、イギリスの孤独担当大臣の事例を参考に、孤独や社会的孤立の解消について求めました。また、コロナ禍によって、若者や女性の自殺者が大きく増加し、その対策も急務であり、国は、セーフティネット強化交付金を活用した自殺対策を自治体に働きかけています。

こうした課題を解消し、地域共生社会の構築に向けた重要な事業が重層的支援体制整備事業です。昨年の第３回定例会の一般質問で、同事業に積極的に取組むことを求めました。同事業では、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援があり、中でも参加支援は重要です。参加支援は、時間をかけ、継続的に行う社会参加に向けた支援であり、相談支援で、本人や世帯の課題等を整理し、既存の制度に適した支援メニューがない場合、民間団体などの地域資源との間を調節することが想定されています。参加支援に取り組む民間の事例として、仙台市にあるＮＰＯ法人全国コミュニティライフサポートセンター（ＣＬＣ）では、手帳のない障害者や、行き場のない虐待やＤＶ被害者、火事や延焼で家や居場所を失った方など、誰でも２４時間３６５日受入れており、既存の取組みでは対応できない、はざまのニーズに対応しています。

そこで、体制構築に向けて、今年度、福祉部門として実施した検討内容をお知らせください。また、次年度予定している検討委託の内容や、先行実施自治体の視察先をお知らせいただき、同事業の実施時期のめどや、主体となる所管など、次年度どこまで検討を進めるのかお知らせください。また、同事業の検討に併せて、国の予算を活用した自殺対策の強化、孤独・孤立を担当する部署の創設を求めますが、併せてご所見をお聞かせください。

○伊崎福祉部長 重層的支援体制整備事業は、これまでの属性別の支援では、複合課題や隙間のニー

ズへの対応が困難だということから、属性を問わない包括的な支援体制を、基礎自治体が創意工夫をもって実施していくものである。まずこの考え方を前提としまして、本年度は、これまでの高齢・障害・生活困窮・子ども・精神保健等の各相談窓口が連携して対応してきた実績を踏まえて、相談支援について議論を致しました。その際に、現状で効果的に機能している部分と、課題と思われる部分をそれぞれが挙げ、お互いに、全ての相談窓口が主体的に行動する意識を高めるということを再認識したところでございます。また、福祉・子ども・保健分野以外の関与が必要な相談や、どこにも属さないと思われる相談について、今後、多機関による協働の仕組みが必要であるということも、共通認識を持ったところでございます。

来年度予定している検討委託の内容ですが、福祉以外の分野も含めた包括的な体制構築を図るため、各分野における取組みの現状や不足資源の把握、国および先行自治体の状況を把握した上で、品川区の特性を活かした重層的支援体制の在り方について検討し、実施計画を策定する予定でございます。現在の枠組みでは対応できない課題、窓口が特定できない相談などについて、多機関協働の仕組みを構築することに加えて、地域資源を活かした参加支援、地域づくり支援について、検討に取りかかりたいと考えております。

先行自治体の視察ですが、国が今、モデル実施自治体として整備例を5パターン提示し、その中で挙げられています、既存機関に併設して実施している愛知県豊田市や、独立型で実施している岡山市・名張市などの中から、視察先を選定して、コロナ禍の状況もございますので、先方の都合も確認しつつ、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

この事業の実施時期の目途・主体となる所管などでございますけれども、来年度、令和3年度を検討期間と位置づけて、翌年度以降、着手可能なところから順次、これはモデル実施となる可能性もございますけれども、体制整備を進めていきたいと考えております。福祉部を中心に進めていくことになると思いますが、全庁的な取組みとして進めることが重要と考えております。

○堀越企画部長 私からは、国の予算を活用した自殺対策の強化、それから担当部署などのご質問についてお答えいたします。全庁的な課題として受止めているということで、今、福祉部長からも答弁がありましたけれども、コロナ禍において浮き彫りになったこの課題にどう対応していくかというのが必要なことと考えてございます。福祉部の取組みに重ねまして、企画部といたしましても、全庁的な取組み、組織横断的な取組みを、国の動きも見ながら、関係部署と一層連携して、しっかりと努めて進めていきたいと思っているところでございます。

○つる副委員長 誰一人取り残さない品川区の構築。これを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部委員長 以上で、つる伸一郎副委員長の質疑を終わります。

次に、あくつ広王委員。

○あくつ委員 つる副委員長に引き続き、総括質疑を行います。

東日本大震災から10年を迎えました。巨大な地震と津波、そして原発事故という未曾有の複合災害によって、2万2,000人以上の尊い命が失われました。改めて、心より弔意を表します。

決意を新たに思う思いで、初めに防災対策について重点的に質問します。質問の1点目は、品川区強靱化地域計画および品川区災害廃棄物処理計画について伺います。品川区では来年度、防災に関するこの2種類の行政計画の策定を予定しています。それぞれの計画策定の目的と内容、計画実行の担い手について教えてください。また、災害対策として既に品川区地域防災計画がありますが、強靱化地域計画

との違い、また上位計画はどちらなのか、区民への広報の必要性についてもお示しください。

そして、品川区災害廃棄物処理計画ですが、東京都、二十三区清掃一部事務組合との役割分担、また今後決定される廃棄物の仮置き場の場所や使用方法等の、区民への周知徹底を平常時に図る必要があると考えますが、ご所見を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 まずは、品川区強靱化地域計画の目的と内容、計画の担い手についてお答えいたします。

目的は、防災・減災および迅速な復旧・復興に資する施策を総合的・計画的に実施するために策定するものであり、内容としては、品川区の特性に応じた強靱化の目標設定、脆弱性の分析・評価、対応方策の検討と優先順位などについて具体化いたします。計画は、ハード面の整備を主体としまして、行政機能、情報・通信、産業・経済、保健・医療、福祉・子育て、環境・エネルギー、住宅都市・インフラ、交通・物流、文化・観光など広範な施策分野にわたることから、計画実行の担い手は、区政に係る全ての部署となります。

品川区地域防災計画との違いですが、品川区地域防災計画は、災害発生直後の応急対策に重点を置いたソフト面での内容が主体となることに対しまして、品川区強靱化地域計画は、予防と復興に重点を置いたハード面での内容が主体となります。両計画とも並列の関係であり、品川区の特性に応じた、区民生活の全ての分野にわたる施策などを具体化していることから、区民への広報の必要性があると考えております。

次に、品川区災害廃棄物処理計画の目的と内容、計画の担い手などについてお答えいたします。目的は、大規模震災などにより発生した災害廃棄物を適正に処理することにより、区民の生活環境を保つとともに、早期復旧・復興に資するため策定するものであり、内容としては、生活ごみ、し尿、倒壊家屋からの瓦礫など、災害廃棄物についての仮置き場の選定、区民による分別排出要領、集積された廃棄物の消毒・収集・運搬、東京都や二十三区清掃一部事務組合などとの連携等について具体化してまいります。

実行の担い手は、仮置き場を所管する関係部署、分別排出を行う区民、廃棄物の消毒・収集・運搬に係る関係部署および、都、二十三区清掃一部事務組合など関係機関となります。

東京都、二十三区清掃一部事務組合との役割分担ですが、区は災害廃棄物に関して包括的な処理責任を有しておりますが、一方、都は、区市町村が適正に災害廃棄物を処理できるよう、技術的支援や各種調整を行い、状況により処理を担うとされておりますので、計画の具体化に伴い、それぞれの役割分担も明確にしていまいりたいと考えております。また、計画の策定に伴い、区民に対しては、廃棄物の仮置き場や廃棄物の分別排出要領について周知・啓発をしてまいります。

○あくつ委員 10年前の初当選直後、私も会派の有志と共に福島県へ赴き、ボランティアとして災害廃棄物の撤去作業に従事するとともに、その惨状を目の当たりにしました。公明党は、心の復興をかなえ、人間の復興を成し遂げるまで、経験と教訓を伝え、命を守る防災対策に全力を挙げてまいります。

2点目は、新たな防災ラジオについて伺います。来年度、デジタル波に対応した新たな防災ラジオを製作し、令和4年度から販売を開始する予定です。そもそもの防災ラジオの持つ意義、今回の機種変更の目的、現行ラジオとの電波の受信方式・受信感度・放送内容・放送タイミングの違いを教えてください。また、前回のあつ旋販売と同様に、高齢者や障害者等の避難行動要支援者、また現機種を所持している前回購入者に対し、周知の徹底と割引購入制度の導入を要望しますが、いかがでしょうか。

○滝澤災害対策担当部長 防災ラジオについてですが、緊急情報を伝達する防災行政無線の補完手段

の一つと位置づけております。新たな防災ラジオは、防災行政無線の電波がアナログ波からデジタル波に変更されることに伴い、導入するものであります。電波の受信方式ですが、現行の防災ラジオは防災行政無線のアナログ波を直接受信して自動起動し、FMしながわの緊急放送を確認できるのに対し、新たな防災ラジオは防災行政無線のデジタル波情報を載せたFMしながわの放送電波を受信して自動起動する方針となっておりますので、FMしながわの放送電波を受信できるのであれば、必ず防災無線の内容を確認できるものとなります。自動起動する内容としては、避難情報などの緊急情報のみに限定するとともに、月に1度程度の定期的な、自動起動を確認できる試験電波の発信を考えております。販売におきましては、高齢者や障害者など避難行動要支援者と前回購入者に対し、割引制度を適用することも併せて周知してまいります。

○あくつ委員 現行の防災ラジオは、平成19年の決算特別委員会で公明党の三上委員が初めて導入を提案して以来、繰返し議会で要望し、大震災直後の平成23年の決算特別委員会で、サンプルのラジオを示しながら、浅野委員が導入の必要性を強く求めたことに対する答弁で、導入が実現しました。新しい機種の導入にも大きく期待したいと思います。

3点目は、災害時における都営住宅への避難と空き住宅の活用について伺います。国の中央防災会議では、南海トラフと相模トラフが連動した巨大なスーパー南海大地震を、東日本大震災を超える、国難とも言える巨大災害と位置づけており、発生した場合、東日本大震災の10倍以上の被害が予想されています。東京でも河川から津波が遡上し、銀座や丸の内、新宿や渋谷に到達するとのシミュレーションもあります。款別審査において要望してきた、標高の低い区立台場小学校の児童が、隣接する12階建ての都営東品川一丁目アパートに避難できるよう、来年度の早期にフェンスに避難経路を設ける予定であることが確認できました。

改めて、今回の避難経路設置の持つ意義と、現在の東京都との協議状況を教えてください。また、区内には全体で14か所、36棟の都営住宅がありますが、大規模地震等による水害が発生した場合、近隣の住民や在勤者等が、全ての都営住宅の共用部分に緊急避難することが可能となる覚書の締結を求めますが、いかがでしょうか。加えて、空き住戸を緊急避難先として活用することを可能にする協定の締結も要望しますが、ご所見を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 まず台場小学校と都営東品川一丁目アパートの間の避難経路の設置ですが、河川氾濫や高潮など緊急時の迅速な避難につながることから、大変意義深いものと考えております。

災害時における全ての都営住宅の共用部分の緊急避難場所としての利用につきましては、現在、東京都との間で覚書の締結に向け協議を行っておりまして、覚書締結後、それぞれの都営住宅の住民の半数以上になりますが、同意が取れた住棟につきましては、区として緊急避難施設として指定してまいりたいと考えております。

また、都営住宅の空き住戸の緊急避難先としての活用につきましては、災害時の住宅管理者との連携要領や、避難施設として利用時の被災者支援要領などを研究した後、協定の締結については検討してまいりたいと考えております。

○あくつ委員 都営住宅は、今までの経緯から、海側に立地している場合が多い。ほぼ海側に立地しているということもありますので、効果的にぜひ進めていただきたいと思います。

4点目は、火災発生時の支援体制について伺います。火災が発生した際には、火元はもとより類焼や、消防による放水で住居が水をかぶるなど、一夜にして誰もが罹災者となる可能性があります。焼け出された場合、区の支援策として、従前居住者用住宅品川区立ソレイユ戸越への一時的な避難や毛布の配布、

弔慰金・見舞金制度がありますが、予定外の出費で経済的負担が重くのしかかり、心身ともに疲弊する中で、すぐに火元や保険会社等との交渉も始まります。自宅の片づけや通勤・通学を考えれば、自宅近くの宿泊が望ましいのが現実です。

相模原市では、日本赤十字社と連携して、小冊子「火災の被害を受けられた方へ」を作成し、罹災者に配布、罹災後に必要な各種手続や公租等の減免制度を紹介しています。また、見舞金とは別に、2泊を限度に1人1泊6,500円の宿泊費を罹災者に給付する災害時宿泊費助成事業を実施するとともに、毛布だけではなく、タオルや歯ブラシ、洗剤やひげそり、文房具といった日用品がセットになった援護物資も交付しています。

年間の品川区内での火災の発生件数、区の弔慰金・見舞金の支払い件数を伺います。また、現行の区立施設や都立施設への一時避難体制、利用条件の確認や公共料金等減免制度をご説明ください。相模原市のように、見舞金のほかに、罹災者への冊子配付、災害時宿泊費助成事業、そして充実した内容の援護物資の交付を要望しますが、ご所見を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 初めに、品川区内での年間の火災の発見件数、それから区の弔慰金・見舞金の支払い件数ですが、過去3年間の平均で、火災は年間120件、弔慰金などの支払い件数は年間15件、1件当たり約3万円でございます。滞在につきましては、ソレイユ戸越などの区有施設に加えて、都営住宅などの施設が数日から数か月の期間限定などの条件付で利用が可能となっております。公共料金についての減免制度はありませんが、固定資産税や特別区民税などにつきましては、条件付での減免措置がございます。

区としましては、災害時の宿泊協定をホテル、旅館組合などと締結しておりますので、協定を拡充した宿泊助成事業や、日本赤十字社による毛布、バスタオル、緊急セット、この中にはタオルや歯ブラシセットも含まれております。この救援物資の有効活用による被災者支援を充実するよう検討してまいります。

○あくつ委員 区議会議員であれば、こうしたご相談をたくさんの方から受けてきたということがありますので、ぜひ拡充の検討をお願いしたいと思います。

5点目に、防災区民憲章の制定について伺います。現在、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる国難の時期ですが、だからといって自然災害は待ってはくれません。令和元年第3回定例会の一般質問で、品川区防災区民憲章の制定をご提案したところ、災害対策担当部長からは、防災区民憲章の制定について、「憲章の唱和は、自助・共助についての啓発や防災意識の向上に一定の効果があり、制定については長期的な視点で検討する」とのご答弁でした。このご答弁から間もなく2年がたとうとしていますが、今そこにある自然災害の危機に対して準備を怠ることはできません。東日本大震災から10年を迎えた今だからこそ、区民の命を守る品川区の姿勢をお示ししていただくためにも、防災区民憲章策定の検討着手の時期を明らかにしていただきたいと思います。ご所見を伺います。

○滝澤災害対策担当部長 区では現在、品川区災害対策基本条例の制定、しながわ防災体験館や、しながわ防災学校、各種防災訓練、防災フェアなど様々な手段を通じて、自助・共助の意識高揚を図っているところであります。特に令和3年度は東日本大震災から10年の年に当たることから、区としても自助・共助に係る啓発活動に力を入れてまいります。

防災区民憲章につきましては、以前の答弁のとおり、自助・共助についての啓発や防災意識の向上に一定の効果があることから、その効果をさらに助長するためにも、様々な施策や訓練、啓発活動などを通じて、区民の自助・共助の意識が一定程度以上高まった段階で、防災区民憲章の制定について具体的

に検討してまいりたいと考えております。

○あくつ委員 そのタイミングが早く来ることを心より祈っております。

次に、新型コロナウイルス対策とワクチン接種体制について質問します。質問の1点目は、町会・自治会の感染症対策の支援について伺います。町会・自治会は、間もなく、年間予算の執行や行事を決定する総会シーズンに入ります。昨年は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令や3密回避のため、中止や書面開催のものも多かったのですが、今年こそは小規模でも開催したいというお声もあると伺っています。総会の準備や開催に当たって、町会会館や総会会場のアクリル板の設置や換気装置・空気清浄機等の購入など、感染防止対策に利用できる補助金メニューがあればお示しください。また、総会シーズンに間に合うよう、いま一度、全ての町会・自治会へ、利用可能な補助金メニューの周知を要望しますが、ご所見を伺います。

○久保田地域振興部長 感染防止対策の補助としては、品川区町会・自治会新型コロナウイルス感染症対策用物品補助金がございます。マスクやアルコール消毒液などの購入経費の2分の1で、上限5万円を補助するというものでございます。空気清浄機などの備品購入については、町会・自治会からの要望も多かったため、令和3年度からは補助対象といたします。そして、町会・自治会への周知につきましては、4月の町会長・自治会長会議において、感染防止対策などに利用可能な補助金等の説明を行う予定でございます。

○あくつ委員 2点目は、後遺症対策について伺います。品川区での感染者数は累計で3,000名を超えています。療養期間が終了した方の中には、後遺症による息切れや倦怠感、嗅覚障害などがあるものの、逼迫している医療機関に相談しづらいと、人知れず悩まれている方もいらっしゃると思われます。墨田区では3月8日、保健所内に後遺症相談センターを開設し、相談に応じ、病状に対応できる地域の呼吸器内科、神経内科など、区内の約20か所の医療機関の紹介をはじめ、ホームページ等で周知を行っています。

品川区での、区民の感染者は累計で何名でしょうか。また、保健所として、後遺症のご相談の件数や、その際の対応を教えてください。そして、今後増加すると思われる後遺症への相談対応も、保健所業務として明確に区民へお示ししたいと要望しますが、ご所見を伺います。

○福内品川区保健所長 まず、区民の感染者数ですが、品川区保健所で対応した区民の感染者は、3月15日までに3,700人となっています。また、いわゆる後遺症と呼ばれる、療養終了後に遷延する症状に関する相談数は1桁程度ですが、それらの方々については、治療可能な医療機関を紹介し、受診していただいています。今後は、これまでの電話相談に加え、東京都が開設を予定している、都立病院等の後遺症に関する相談窓口も含め、区民に周知してまいります。

○あくつ委員 大変な中ですが、例えばホームページに掲載するなど、明確なお示しをお願いしたいと思います。

3点目は、基礎疾患を有する方のワクチンの優先接種について伺います。ワクチンの接種は、4月以降に65歳以上の高齢者、約3,600万人、その後、基礎疾患を有する人、約820万人に対し、順次行われる予定です。厚生労働省によれば、先行接種の対象となる基礎疾患は、慢性の呼吸器の病気や慢性の心臓病、糖尿病などで通院または入院している人、または肥満の人など、14種が示されています。自治体では基礎疾患を有する方の抽出方法がありませんが、厚生労働省の算定基準に基づく、区内での基礎疾患を有する人の推定人数を教えてください。また、基礎疾患の証明書を求めず、本人による自己申告ですが、予約段階や会場の予診等での申告・確認の手順を教えてください。そして、日頃から

本人の身体状況を把握しているかかりつけ医でワクチン接種が可能になれば理想的ですが、現在、医師会との協議中とのこと。ぜひ実現していただきたいと思います。区の見解と現在の協議状況を伺います。

○秋山保健整備担当部長 まず、推定の人口でございますけれども、国は人口の6.3%が基礎疾患を有する方という推定を出しております。これを品川区に当てはめると、約2万5,600人となります。

次に、基礎疾患を有する方の手順でございますけれども、該当する方は、コールセンターであれば電話による申告を、ウェブの予約であれば基礎疾患ありの予約フォームから、自己申告の上、予約を頂きます。予約当日の会場では、予診票作成後、医師の予診がありますので、その時点で聞き取りを行い、接種の可否は最終的に予診を担当する医師の判断ということになります。基礎疾患を有する方には、接種前に、かかりつけ医に接種について相談するようご案内いたします。

かかりつけ医についての医師会との協議状況ですけれども、現時点での医師会との協議は、集団接種会場での医療従事者の確保について、まず調整をしている段階ですが、基礎疾患のある方には、かかりつけ医に相談していただくよう案内することから、かかりつけ医での接種に向けて、かかりつけ医の接種参加の意向の調査など、医師会を通じて各診療機関との協議を現在行っております。

○あくつ委員 次に、4点目は、国のワクチン接種記録システムについて伺います。誰がいつ、どこで、どのワクチンを、どのロットで接種したのかなどの接種結果の記録が重要となりますが、品川区ではまず接種台帳に記録していくことになります。ただし、最近になって、国でも接種記録を一元管理したいとのことで、5万台の専用タブレットを配布し、全国の接種会場で別に記録を取っていただきたいという依頼が自治体説明会でありました。このことに関しては様々なご意見が出ているようですが、国が説明するワクチン接種記録システムの導入目的、メリット等を教えてください。また、区保有の接種台帳との関係、互換制、導入に関する品川区の現在の意向、想定される課題について教えてください。

○秋山保健整備担当部長 ワクチン接種記録システムの導入目的は、接種の円滑な支援のためであり、全国の市区町村において住民一人一人の接種状況を逐次確認することができたり、災害時における接種票の喪失に対応すること。また、市区町村をまたいだ転入・転出の際のワクチン接種記録の確認が容易になることなど、多大なメリットがあるものと考えております。

区の接種台帳システムは、品川区民対象のシステムで、国のワクチン接種記録システムは全国民を対象とした接種記録となります。双方のデータについては互換性があり、データのやり取りが可能となるものであります。実際に、双方のデータをやり取りするようシステム開発を進めているところでございます。

課題としましては、国のワクチン接種記録システムは、入力についてタブレットを使用することですけれども、接種会場が広がった際に対応できるのか。できないとすれば、データの入力をどの段階で誰が行うのかなど、システムの運用面での課題が想定されています。区では、国の接種記録につきまして、区民の接種記録の正確な追跡ができることから大きなメリットがあると考えており、導入を進めてまいります。

○あくつ委員 多大なご苦労があると思いますけれども、安心安全のためのワクチン接種、引き続き進めていただきたいと思います。

最後に、指定管理者制度と今後の障害者福祉について質問します。本定例会で障害児者総合支援施設の指定管理者候補者の議案が審議に付され、先日の厚生委員会で審議が行われました。継続を求める利

用者の声が大きかった現指定管理者が、選定過程の中で引き続き選定されなかったことに対しては、率直に残念でした。

質問の1点目は、同施設の選定の過程について伺います。当初5年間であった指定管理期間が3年に短縮された具体的な理由を伺います。また、今回の審査・選定過程において何がポイントであったのか、本施設の目的、総合的管理、また審査会における表明や報道をめぐる懸念等の観点から教えてください。

○伊崎福祉部長 現在の指定管理期間が3年となった具体的な理由でございますが、代表法人から、施設の総合管理について、代表法人が担当する業務の規模に比べて施設の規模が大きいことから、その部分が法人税法上の収益事業とみなされることになってしまうため、施設の総合的な管理ができないというお申出がございまして、これを前提として、区と団体、事業者との間で協議を重ねた結果、事業者ごとに専有部分の指定管理を行い、共有部分の建物管理については区が行うという、現在の形となりました。こういった形は決して望ましい指定管理の形ではございませんので、指定管理期間を3年とし、建物管理を含む総合的・一体的な管理運営ができるよう、改めて公募をするということになったものでございます。

今回の審査・選定過程におけるポイントですが、区の拠点施設として多くの障害児者が利用できるサービスの拡充を図るものであるとともに、総合的・一体的な管理運営ができる具体的な提案があったかどうか、実施体制が取られているかどうかということが、選定のポイントとなったところでございます。

選定されなかった事業者につきましては、利用者からの満足度も高く、支援については高く評価されましたが、共同事業体の構成団体の中でハラスメントに関する係争を抱えていること、審査会の冒頭に、応募団体の大事なスタンスとして、私たちは考え方を変えてまで、区の意向に沿った提案をすることは本意ではないと考えているという表明がされたことから、区の拠点施設として総合的・一体的な管理運営を担えるかどうかについて懸念があると判断されたものでございます。

○あくつ委員 2点目は、指定管理者制度における選定情報の公開等について伺います。指定管理者の決定は、区議会の議決事件ですが、選定委員会で選定された指定管理者候補者の選定理由のみが議会へ示され、実態として落選した2位以下との客観的な比較対照ができない現状です。議会による指定管理議案の否決の前例はあるのか教えてください。また、否決した場合、次期期間については管理者不在となりますが、新たに公募を実施する等の規定があるのでしょうか。もし規定がないならば、利用者に不利益とならないよう、入札の不調と同様に、一定の期間内で新たに公募を行い、再選定を行う、または区の直営にする等、一定の手続きを定めておく必要があると考えますが、ご所見を伺います。

○堀越企画部長 指定管理議案が否決された前例についてはございません。もし否決された場合の対応に関する規定についてのご質問でございますけれども、再公募・業務委託の実施、それから区の直営等が想定されるところでございますが、現在、規定を定めてございませんので、これに関わる規定の追加については、現在、指定管理の基本方針の改定作業を行っていますので、その中で検討してまいりたいと考えてございます。

○あくつ委員 続けて質問します。款別審査において、議会の審議、また区民の理解を深める意味で、審査項目、点数、議事録等の選定情報の公開をさらに拡大していただくよう求めましたところ、様々な改善を検討されているとの答弁がありました。改めて、改善の内容と、どの時点から適用になるのかの確認をさせてください。

また、品川区長期基本計画に位置づけられているSDGsの推進は、指定管理者制度の導入施設にお

いても達成すべきと考えます。募集要項におけるSDGsの基本理念の記載や、具体的な評価指標および目標値の設定を選定基準項目へ追加すべきであると考えますが、ご所見を伺います。

公平性・中立性を担保するため、昨年から外部委員導入の試行が実施されていますが、現在までの試行件数、職種、延人数、委員の選考基準、また課題を教えてください。そして、「現在、指定管理者の公募が行われていない福祉的施設や大規模施設についても、公の施設である以上、一定の期間ごとの公募と審査を行う必要があるのではないのでしょうか」とお尋ねしたところ、検討されているとのご答弁がありました。具体的な検討内容を教えてください。

○堀越企画部長 指定管理者の選定に関わる公表項目の件でございますが、評価項目、それから配点、採点結果などについての追加を予定し、検討しているところでございます。ただ、この場合、落選した事業者の方の営業や技術・信用の保護には十分配慮をしなければなりませんので、これに併せて検討を進め、開始時期については来年度を予定してございます。

次に、SDGsに関してでございますが、こちらにつきましては、他自治体の実施状況や、その効果などについて研究してまいりたいと考えてございます。

次に、外部委員の試行でございますが、試行件数については、文化・体育施設、母子福祉施設等、13施設でございます。それから、委員につきましては、サービスや施設運営、法令遵守に係る専門家の方などから選出しておりまして、職種は、医師や弁護士、専門家の方で、延べ24名の外部委員の方からご意見を頂いてございます。

課題といたしましては、多くの外部委員を確保することに苦労した点や、やはり施設の多さなどから多くの時間を要したことと考えてございます。

最後に、福祉施設等に関わる、一定期間ごとの公募と審査についてですが、公募のプロポーザルを基本としつつ、やはり福祉施設など、施設の設置目的から引き続き指定することが合理的と判断される場合においては、その管理状況を審査の上、継続しているというところでございますけれども、今後につきましては、例えば2回連続で公募を経なかった指定管理施設については公募を行うなど、そういう方向性で検討を進めてございます。そのことにより、さらに公平性、それから公正性の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 今回の議論の中で、款別審査でも申し上げましたが、公の施設ということが非常に強調されました。公の施設というのは、誰もが使える施設。これは当たり前のことですが、私情が入らない、私のものではないというところで、これは一定の区民の審査、また我々の審査が必要であるということが、今回の件でやはり課題だと思いましたので、ぜひお願いしたいと思います。

3点目は、今後の障害者福祉について伺います。款別審査において、2か所目の児童発達支援センターの設置については、現在策定中の第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画素案に記載がある令和5年、また小山台住宅跡地の複合施設建設を待たず整備すべき喫緊の課題であるとの認識が示されています。現在、東京都と協議中とのご答弁がありましたが、調整・協議の見通しを教えてください。また、この間議論のあった児童発達支援事業については、品川区の根本的な療育体制の課題であるため、確実かつ早急に進めていただきたいのですが、議論の俎上に上がった処理件数のみが課題ではなく、相談に応じるスキルを持ち、相談後のフォロー体制のできる専門家を充てていただくよう要望しますが、ご所見を伺います。

○伊崎福祉部長 2か所目の児童発達支援センターにつきましては、その候補について、現在、指定権限を有する東京都と協議を行っているところで、まだこの後も引き続き、話し合いをしていきたいと考

えております。

現状、療育体制につきましては、その後のフォロー体制を取っているところでございますが、さらなる相談機能の強化や、障害の重度化や多様化に対応する専門的機能の強化が必要だということは、区としても認識はしております。事業者と協議をしながら進めるとともに、区全体の児童発達支援の体制についても検討を行い、整備を進めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員 現指定管理者の相談事業については、現在500人から600人のフォローアップを行っているということも聞いております。また、この相談を受ける側の方である、心理士を養成するのも非常に至難の業ということで、予算だけつければいいということではないということも我々も認識しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

指定管理者の選定理由で、今回、次期指定管理者候補者が選定された理由の筆頭に、基本方針として、利用者を中心とした施設運営を掲げていたからという理由が挙げられています。現指定管理者の経験とスキルに基づいた様々なサービスについて、利用者満足度が非常に高いことは、これまでの答弁の中で、品川区も何回も認めているところです。品川区の考える利用者中心と、実際の利用者が考える利用者中心には大きな乖離があったことが、今回の全ての根源であったと感じています。もしも指定管理者が変更となった場合、1年6か月の引継ぎ期間があります。まずは、利用者が何を望まれているのかを第1に考え、利用者に不利益が及ばないようなサービスの引継ぎが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、福祉サービスにおける継続性の観点や、現地採用されている職員も多いことから、現指定管理者の中で希望する職員については、身分の継続ができるよう、品川区も法人の間に積極的に入って丁寧にあっ旋していただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

最後に、障害者福祉全般の考え方として、障害者当事者、またご家族が希望する障害者サービスを選択できる体制を構築するため、今後は民間事業者の数を積極的に増やしていただきたいと要望いたしますが、ご所見を伺います。

○伊崎福祉部長 引継ぎに関しましては、利用者お一人お一人の心身の状態や家庭の事情等に配慮し、利用者の意思を尊重し、丁寧に進めてまいります。

また、現指定管理者と次期指定管理者との間に区も入り、勤務の継続を希望される職員の方が、次期指定管理者の職員として応募できるよう、機会の確保を図ってまいります。

今後の事業所整備につきましては、当事者やご家族の方が障害福祉サービスを選択できる機会を増やせるよう、引き続き民間事業者の増設に努めてまいります。

○あくつ委員 ありがとうございます。以上で品川区議会公明党の総括質疑を終わります。

○渡部委員長 以上で、あくつ広王委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時22分休憩

○午後1時25分再開

○渡部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続けます。

高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 自民・無所属・子ども未来を代表して、松澤委員と共に総括質疑をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチンの接種体制等についてお伺いいたします。第1回定例会の大沢委員の代表質問にもありましたけれども、ワクチン接種の現状についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の延長により、引き続き区民生活は我慢を強いられ、東京都の感染者数も減少傾向に歯止めがかからない中で、希望を託せるのが新型コロナウイルスワクチンです。品川区でも、医療従事者への2回目の接種が始まり、4月からはいよいよ一般高齢者向けのワクチン接種が開始されます。区として接種体制を万全に整えるとともに、区民にワクチン接種に関する正確な情報を届け、接種を希望する全ての区民が円滑に接種できるよう、区長、そして職員の皆様の引き続きのご奮闘を期待いたします。

品川区では、4月19日の週から高齢者向けのワクチンが配布され、4月26日の週から接種が開始されると伺っております。品川区の予防接種実施計画概要では、現状、集団接種は特設会場6か所、医療機関2か所を確保し、個別接種についても調整中とのことです。全国では、集団接種と個別接種を組み合わせる自治体が9割以上であり、品川区においても、接種の利便性のため、個別接種を含む、できるだけ多くの機会の確保を要望いたします。

また、先般、厚生労働省が第4回目の自治体説明会を開催し、その際の提示資料によりますと、ファイザー社製ワクチンの輸送等について、従来のマイナス7.5度の保管基準が緩められ、マイナス2.5度からマイナス1.5度での14日間の保存や、2度から8度での短期間保存が認められるなど、具体的な輸送・保管工程の例が示されています。従来の想定よりもディープフリーザーの必要数が減ること等により、柔軟な体制整備が可能になると思いますが、区の準備状況をお伺いします。また、貴重なワクチンは僅かたりとも無駄にできません。先般、ワクチンを保管している医療機関で、延長コードへの電源差し込みの不備によりディープフリーザーが稼働を停止し、ワクチンを廃棄した例がありました。区内の輸送体制や、接種会場において同様の事案が発生する可能性をゼロにするための区の取り組みをお伺いいたします。

○秋山保健整備担当部長 区の準備状況についてお答えいたします。

今回、ワクチンの配送方法に関する輸送・保管の規定が緩和されましたので、接種会場への輸送や配送についても、今まで以上に柔軟な対応が可能と考えております。ワクチンの配送状況から考えて、区としては、高齢者施設から接種を始め、集団接種・個別接種会場と準備を進めており、集団接種・個別接種を組み合わせ、区民の方が接種しやすい環境を構築できるよう準備してまいります。

また、ディープフリーザーの件でございますが、不具合によるワクチンの廃棄等が発生しないように、設置に際しては電気容量を確認するとともに専用の配線とするよう、設置施設に徹底してまいります。

○高橋（伸）委員 次に、接種会場における通訳等の配置についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの蔓延を少しでも抑えるには、社会的にできるだけ多くの方がワクチンを接種し、ウイルスを媒介する人の数を減らしていくことが効果的です。その意味では、区内に住む1万3,000人の外国人のワクチン接種の機会を確保することも重要な課題だと考えています。神奈川県大和市では、高齢者への優先接種後、市内の集団接種会場の一か所を、外国籍の市民のための会場として、市内の国際化協会に通訳ボランティアの派遣を依頼の上、医師会と共同で外国人への問診等を円滑に行う準備を進めています。区内在住の外国人の方々も、ワクチンの接種については不安に感じておられると思いますけれども、どのように接種を促していくのか、お伺いいたします。

○秋山保健整備担当部長 外国人への対応でございますが、4月10日の英字版広報しながらで周知するほか、コールセンターでは英語と中国語に対応し、接種に関する問合せや接種の予約の対応も英

語・中国語にて行います。集団接種会場では、13か国語対応の通訳タブレットの配備を検討しているところで、外国人の方も接種できるように促していくよう努力してまいります。

○高橋（伸）委員 ぜひとも外国人の方にも接種の対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、高齢者等の移動支援についてお伺いいたします。区内では、現在のところ8か所で接種が実施される予定ですが、区民それぞれの居住地の近くに会場があるとは限りません。全国取り組みを見ますと、例えば水戸市や静岡市では、接種会場に向かう際のタクシー料金を補助する仕組みを設けており、兵庫県淡路市では、コミュニティバスで接種会場に向かう場合には無料化するなどの取り組みがされています。高齢者の接種会場への移動について、区として後押しする仕組みを検討してみたいかと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○秋山保健整備担当部長 品川区は、委員お示しの自治体に比べまして総面積が小さく、区内の交通手段も発達しておりますが、高齢者の方の接種を進めていくためにどのような支援が必要なのかについては、現行のサービスの活用や他都市の状況の調査をしながら検討してまいります。

○高橋（伸）委員 ぜひとも混乱を来さないよう、区民のために接種会場のご対応をよろしくお願いいたします。

次の質問です。旗の台六丁目公園整備です。せお委員からも、款別質疑で質問がありました。改めてお聞きいたします。公園を有する町会・自治会の数についてお伺いいたします。現在、旗の台六丁目公園整備計画の検討が進められています。公園は、地域住民にとっての憩いの場の提供、同時に災害時の防災・避難機能を有することによって、住民に安心安全を提供する大切な場所だと私は思っています。旗の台六丁目住民にとっては大変よかったと思いますが、このような公園は、区民がどこに居住しようとも、近くにあることが、生活の豊かさと質の向上をもたらすものと考えます。

そこで、まずお伺いいたします。建物のみの町会・自治会を除く区内188町会・自治会のうち、公園を持たないのは何町会・何自治会でしょうか。お伺いいたします。

○藤田防災まちづくり部長 今回、旗の台六丁目に公園ができることによりまして、お示しされました188の町会・自治会のうち、159の町会・自治会が公園を持ち、公園のない町会などは残り29になるものでございます。区といたしましては引き続き、木密地域の改善のために、公園用地の確保を最優先に努めるとともに、地域の特性に応じ、公園のない町会などに対しても積極的に用地の確保をこれからもしてまいりたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員 今回その一つが解消されることになったことは何よりであり、今後もできるだけ多くの町会・自治会で公園整備が進むことを要望いたします。

さて、旗の台六丁目公園では、区はこれまで住民とのワークショップを、昨年から今年にかけて合計4回にわたり行ってきました。このうち後半の2回は、新型コロナウイルスの影響で書面開催となったことは極めて残念ですが、住民の意見を可能な限りできるだけ取入れた案を示したご努力は多しいと思います。

この過程において、住民からは主にどのような要望が出され、どのような点で案に反映していったのか、また案に対する区としての基本的な考えをお伺いいたします。

○藤田防災まちづくり部長 これまで区では計画案を策定するために、お話があったとおり、意見をお聞きするためのワークショップを開催してきたところでございます。参加メンバーとしては25名で、子育て世代から高齢者まで幅広く参加を頂いたものでございます。頂いたご意見として、様々な防災施設の設置や、防災活動のできる広場、あるいは幼児用の遊具などについても意見を頂いたところでござ

いまして、こうした意見については案の中に反映していったものでございます。

区の基本的な考え方といたしましては、広場、防災機能、季節感といった点をポイントといたしまして、加えて地域住民にも配慮した公園というもので、案を取りまとめているところでございます。

○高橋（伸）委員 本来に地域住民に配慮した公園ということで、今後ともよろしく願いいたします。

次に、公園のトイレ設置についてお伺いいたします。本公園のトイレについて、計画案によれば、常設のトイレは設置せず、災害時に使えるマンホールトイレ3基が設置されることとなっています。本公園の防災機能としては、このほかにも、防災倉庫、かまどベンチ、防災井戸の設置が検討されており、様々な事態を想定した充実の防災設備が計画されています。

一方、常設のトイレがない場合、主に公園を憩いの場として利用する子どもたちや保護者にとっては、公園の利便性が低下することも当然考えられます。ワークショップを通じて、常設トイレの設置については賛否があったとお伺いしていますが、区として、これらの意見、声を受け、トイレ設置については今後どのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○藤田防災まちづくり部長 トイレの設置に関しましては、委員ご指摘のとおり、様々な意見を頂いたところでございます。公園施設としてやはり必要であるといった意見、一方では、防災面、衛生面、また公園利用者以外の利用などから、不安を感じるといった意見もございました。こうした意見につきましては、この公園に限らず、区内の様々な公園でも同様の意見を頂いているところでございます。

区といたしましては、今回新しくできる公園の大きさ、それから地域の環境などから、今回のケースでは、新たな公園を設置することで地域の方々のまた新たな不安の材料になるという形になるのはあまり望ましいことではないという観点から、今回は設置について見送る考えとしたものでございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。今のご答弁ですと、トイレの設置は、今後、検討の余地があるかどうか分からないのですけれども、ぜひとも検討の余地を、また今後の公園整備に関して、よろしくお願いいたします。

次に、高齢者・障害者等への配慮について。新たに設置される公園が近隣住民に長く愛され、そして利用されることは非常に大切なことですが、利用者をできるだけ選ばず、どのような方にも快適に利用される公園づくりを行うことが、地域のために重要なことだと考えます。今後、少子化・高齢化に伴い、近隣住民の高齢化率が上がり、公園を散歩などして休憩として利用される方も増えることが予想されます。また、障害者の方にも気軽に利用していただき、公園が地域の多様性と一体性の醸成の場として存在する意義も大きなものがあります。

近年ではインクルーシブ公園が都内各地に誕生しており、本公園の場合は、大きさ・規模的にそのようなコンセプトでの設置は困難であるとは一定程度理解するものの、可能な範囲で高齢者や障害者にも開かれた公園であってほしいと考えます。例えば、公園の入り口のガードパイプを、車椅子の方でも入りやすい構造にすることや、ベンチを多めに設置する等の配慮は可能ではないかと思います。まさに地域の多くの方に愛され、利用される公園とするため、区として、高齢者や障害者の本公園の利便性についての工夫等を何かお考えでしょうか。お聞かせをお願いします。

○藤田防災まちづくり部長 まずトイレについてでございますけれども、この後、公園の設計を進めまして、公園が出来上がっていくことになります。また、出来上がった後に、ご利用者の方々、それから地域の方々からも様々な声を頂くと思いますので、そうした声を確認しながら、引き続き公園の在り方については考えていきたいと思っております。

それから、高齢者・障害者への配慮についてでございますけれども、公園の整備に当たりましては、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに、誰もが使いやすくなるように整備するよう、基準が設けられてございます。入り口部分のガードパイプ、あるいは水飲み、ベンチなど、こういった基準に基づきまして詳細の設計を今後進めていく考えでございます。また、遊具につきましては、子どもたちのアイデア等を活かした公園づくりワークショップの中で、インクルーシブの観点のアイデアを頂いてございます。こうしたアイデアを今回の公園の中に活かすことができるかどうか、こちらについては検討していきたいと考えてございます。具体的な遊具としてだけでなく、そういった子どもたちのアイデアの、ワークショップの中で出てきたような考え方やコンセプトといったものを、今回の公園の中にも活かすことができないか、こういった観点からも考えていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 ぜひと、近隣住民にとどまらず、長く愛される公園整備を検討していただきたいと思えます。ありがとうございました。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルについてお伺いします。新しいマニュアルの区民への周知状況について、新型コロナウイルス感染症の影響による、3密を避ける生活様式は、区民にも大変受け入れられるようになっていていると実感します。都内の感染者の状況は予断を許しませんが、ワクチン接種が進むまでの間は、引き続き新たな生活様式の徹底が必要です。

そのような中、区が昨年7月に作成した新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルは、避難所でクラスターを出さないために遵守すべきルールが整理されており、いつ災害が来ても、発生しても、区民が速やかに本マニュアルに沿って避難所を開設・運営することが極めて重要です。本マニュアルによると、ゾーン設営から始まり、検温・問診所、一般受付、症状のある方のための専門受付、誘導、物資等に、それぞれ担当者を配置し、機能的に運営することが求められています。

災害発生時は、各避難所が短期間、ある程度自立的に運営されることが重要であり、したがって、各避難所の運営に関わることが想定される方々はもちろん、住民が安心して避難所を訪れ、利用できるようにするためにも、本マニュアルの区民への周知は極めて大事です。災害が発生してからでは遅いのです。町会の方々の声をお伺いしますと、このような複雑なゾーニング、そして避難所運営が本当にできるのか、不安の声もかなり聞かれます。本マニュアル作成から既に8か月が経過しますが、この間の区民への周知方法や周知状況についてお伺いいたします。

○滝澤災害対策担当部長 まず、マニュアルの周知状況ですが、区のホームページでの公表をはじめとしまして、区民避難所の運営に当たる防災区民組織にお配りしております。また、今年度、52か所の区民避難所のうち46か所が避難所連絡会議を開催しましたので、その際に区から職員を派遣しまして、同マニュアルの説明を行い、地域の方々と、内容についてご議論させていただきました。さらに、昨年12月の区内一斉防災訓練においては、11か所の避難所連絡会議や、コロナ禍での区民避難所運営訓練を行うとともに、個別に3か所の避難所連絡会議でコロナ対応の避難所訓練を行っていただきましたので、その際、マニュアルに示されたコロナ対策の確認や実施上の問題点、課題などを具体化していただいたところであります。

○高橋（伸）委員 次に、避難所ごとの自主取組みの温度差についてお伺いいたします。

避難所となる小・中学校の準備状況をお伺いしますと、区が作成したマニュアルに沿って、校舎のゾーニング等を具体的に記した資料を作成している学校もあれば、特段、追加的な準備を行っていない学校もあり、温度差があるようです。実際に避難した区民にとっては、どこに避難したかによって避難所運営に差が出ることは望ましくないばかりか、この時代は避難者がSNS等を通じて、自発的に個別

の避難所ごとの情報を発信・交換することも想定されます。区として、避難所となる学校間の温度差を解消し、最も円滑で効率的な避難所運営となるよう、各避難所の準備状況の把握と、準備の具体化を促すことも重要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○滝澤災害対策担当部長 まず、各避難所の連絡会議には、防災課の職員が必ず出席しまして、避難所運営の取組みや訓練状況について状況を把握しているところでございます。

委員からご指摘のとおり、取組みに温度差があることは事実でありまして、自助・共助の大切さについてさらなる啓発活動を実施していきたいと考えております。また、区では避難所ごとのコロナ対応の取組みの温度差を解消する具体的な施策として、マニュアルに沿って学校の校舎のゾーニングを具体化した避難所の資料や、区内一斉防災訓練時に避難所訓練を実施していただいた訓練の様子や、訓練を実施して明らかになった問題点や課題について、同マニュアルに掲載し、改正したマニュアルの周知を通じて、少しでも避難所ごとの温度差を少なくできるよう努めてまいりたいと考えております。

○高橋（伸）委員 本当に温度差がありますので、ぜひそこは解消を、よろしくお願いいたします。

最後に、避難所ごとの連絡会議や、避難所訓練への区の職員の参加についてお伺いいたします。立派なマニュアルを作成したとしても、災害時に実際に動くのは人です。避難所の設置・運営を中心的に担う地域の方々が、マニュアルを詳しく把握し、事前の訓練を積むことも重要ですが、各現場での症状がある方への対応や、区役所との連絡・連携を担う区の職員の方にも、その役割をしっかりと果たしていただくことが重要です。発災時、現場は混乱します。各避難所の開設・運営に関わる地域住民と、発災時に避難所に駆けつける区職員との間では、ふだんから顔の見える関係を構築し、いざというときに速やかに連携しなければなりません。そのため、日頃の連絡会議や避難訓練には、避難所の担当職員にできる限り出席していただき、区民との顔の見える関係の構築や、情報交換の素地をつくり上げることが重要と考えます。しかし、現場の話をお聞きしますと、これらの連絡会議や避難訓練に区の職員の方が参加しないケースが多く、数多くの不安の声が聞かれます。発災時に来るのか来ないのか分からないという不安です。ほかの業務により連絡会議や訓練に参加できない場合は、事前にその旨を情報共有することの工夫も有効だと考えます。避難所ごとに決まっている担当職員の連絡会議や、避難訓練への参加の徹底についての見解をお伺いいたします。

○滝澤災害対策担当部長 52か所の区民避難所には、それぞれ区民避難所近傍に在住している職員、8ないし10名をあらかじめ指定しております。区民避難所の開設・運営、区の情報伝達拠点や物資集積拠点としての運用実施をするとともに、平素は防災課の職員と共に、避難所連絡会議の運営支援を実施しております。

区民との顔の見える関係を平素から構築することは、災害時の連携強化に直接貢献することから、避難所連絡会議が開催される際には、指定職員のうち係長級が会議に参加して、防災区民組織との顔の見える関係を構築するよう努めてまいりたいと思います。

なお、発言をしないで帰ってしまう場合がありますので、係長級にも、必ず発言をして、顔の見える環境を構築してくださいという指導をしております。

○高橋（伸）委員 本当に、地震・有事はいつ起こるか分からないので、ぜひとも連携を取っていただき、防災訓練のことも徹底していただきたいと思います。

以上で私の総括質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○渡部委員長 以上で高橋伸明委員の質疑を終わります。

次に、松澤和昌委員。

○松澤委員 高橋伸明委員に引き続き、総括質疑を行います。

令和3年度施政方針、長期基本計画における超長寿社会に対応する視点から、介護人材不足、認知症対策に対する取組みについて質問いたします。品川区では、介護人材不足の課題を解決すべく、早くから品川介護福祉専門学校での介護福祉士資格取得をはじめ、新規に外国人看護職員用のシェアハウスなどを計画し、課題解決に向け努力されている姿勢には大変感謝しております。

一般質問でもお聞きしましたが、介護人材不足を解決するためには、新たに介護の魅力に気づき、介護に携わることや、介護離職者をいかになくしていくのか。これが一番大切なことだと思います。品川区が考える、介護人材不足に対する今までの取組み、今後どのような展開を考えているのか、また介護離職者の課題についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○伊崎福祉部長 介護人材についてお答え申し上げます。区はこれまでも、区内の社会福祉法人への住宅提供事業をはじめ、研修受講費用の助成なども行ってまいりました。また、品川介護福祉専門学校で、就学資金返還免除制度を設けるなど、様々な支援を講じてきております。さらに今年度は、外国人職員の採用についての法人支援に着手するとともに、住宅支援事業も行う予定でおります。

介護離職者の課題でございますけれども、介護労働実態調査によりますと、離職理由として、職場の人間関係、妊娠・出産、育児、それから法人の理念や運営に不満ということが上位となっております。まずは各施設において職場環境の改善を図ることが肝要だと考えるところですが、区としまして、それが実現可能となりますように、引き続き効果的な人材の定着や確保の方策について検討し、支援を行ってまいります。

○松澤委員 新たな介護の魅力は、知識を学び、経験することだと考えます。平成7年に開校した品川介護福祉専門学校は、現状、数年、定員割れしている課題があります。この専門学校の活用の中で、介護福祉士だけではない、ほかの介護資格を取得することは、知識の学び・拡充に大変有効的な手段ではないかと考えます。この品川介護福祉専門学校を学びの拠点として大きく変化していくことが、新たな施設の活かし方につながるのではと考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、一般質問では、品川ケア協議会で、介護の資格取得を行っているとの答弁がありましたが、この品川ケア協議会とはどのような法人なのでしょう。品川ケア協議会で行っている講座も、職員向けが多く、一般向けの講座が少なく感じました。品川区では在宅介護を推進していますので、もっと一般の方が介護の知識に触れる機会を設けていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

介護離職者の最も多い理由、先ほどのご答弁でもありましたが、働く環境、また人間関係、その次に給料になります。給料に関しては、介護報酬制度が国で決まっております。サービス内容によって価格を自由に変更できれば賃金のアップも可能と考えますが、現段階では制度の壁、国の影響が大きいので、この場では、処遇改善加算制度をしっかりと周知するよう施設に働きかけることを要望いたします。働く環境、人間関係など、環境の改善や介護職員の心のケアは、品川区でできることです。各施設でリーダーや看護師が対応しているとの答弁がありましたが、施設での人間関係に悩んでいる人が、果たして本音で話をできるのかといえは疑問が残ります。区でいろいろな事例を調べ、心のケアを専門にするようなシステムの構築が急務だと思います。ご見解をお聞かせください。

○伊崎福祉部長 品川介護福祉専門学校は、介護士の養成のほか、地域福祉の推進や介護現場の実践力の向上に関する様々な事業を行っております。区でも、品川福祉カレッジ、これは幅広い福祉職の養成を支援するためのものなのですが、こちらの事業を委託しており、今後とも福祉職員の養成に取り組んでいく所存でございます。

次に、初任者研修等をお願いしていますＮＰＯ法人品川ケア協議会ですが、良質な介護サービスの提供をするとともに、安心して暮らせる社会をつくっていくことを目的に設立されたＮＰＯ法人と聞いております。介護職員を対象とした研修事業を実施するなどしており、区からも研修事業の一部を委託しております。

一般区民の方に対しましては、これまでも、在宅で介護されている方を対象とした研修事業や講習を区として実施しております。また、３年に１度、６５歳以上の高齢者の方がいる全世帯を対象に、介護保険制度のパンフレットを配布しており、次は来年度、令和３年度に配布を予定しております。

最後に、介護職員のケアについてですが、基本的には各施設でリーダーや看護師などに対応していただき、必要に応じて産業医の方に対応していただくものと考えております。しかしながら、各施設でご努力を頂いておりますけれども、区に相談があった場合は丁寧に対応してまいります。

○松澤委員 次に、若年性認知症について質問いたします。若年性認知症は、働き盛りの世代で発症するために、ご本人だけではなくご家族の生活への影響が大変大きくなりやすいのが特徴であります。品川区では、高齢性と若年性を一緒に窓口で対応されておりますが、「親子ほど年の離れた人と一緒に同じサービスを受けるのは抵抗がある」、「本人の体力が違う」などの意見が寄せられております。東京都の若年性認知症の相談窓口も東京全体で２か所しかありません。まだまだ周知されていないのが課題かと考えます。品川区の若年性認知症に対するご見解と、ニーズに合ったサービスの提供、隣の大田区では昨年度、若年性認知症の相談窓口が開設されております。この大田区との連携なども視野に検討していただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

○伊崎福祉部長 若年性認知症についてでございます。６５歳未満で発症する認知症を若年性認知症といいますが、認知症は脳の器質的な障害により、知的機能が何らかの原因で低下した状態を指しまして、誰もがかかる可能性があります。新オレンジプランでは、７つの柱の一つに若年性認知症が打ち出され、若年性認知症施策の強化が示されておまして、区としましても、普及啓発をはじめ、支援策を進めてまいります。

昨年の秋に区が開催しました認知症講演会で、お話を頂いた方の一人は若年性認知症の方でした。今後も、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域づくりを目指して、支援策の充実を図ってまいります。

また、相談窓口についてですが、基本的には在宅介護支援センターとなりますが、必要に応じて東京都の専門相談窓口をご案内するなど、関係機関との連携を図ってまいります。

○松澤委員 予防に対する取組みはとても必要なことですが、先ほど部長もおっしゃっていました。何よりも大切な視点は、やはり認知症になっても変わらず、今の環境のまま自分らしく過ごせることにあると考えております。本人ミーティング、認知症カフェなど、品川区は本人を主人公に、その人らしさというものを大切に考えていただいている区であります。認知症に対する正しい理解が広がり、偏見のない品川区になることを願い、次の質問に移ります。

次は、３つの政策分野の「人」の中から、しながわネウボラネットワーク事業について質問いたします。来年度、多胎児家庭支援として要望していた移動助成がつき、タクシーでも使える品川区内共通商品券が配布されることになりました。ありがとうございます。また、相談時間の拡充や産後ドゥーラの資格取得費用の助成金がつき、精神的なケアが広がっていくものだと感謝いたします。

この助成金を使い、資格を取った方は、先ほど一定期間、約３年ぐらいというお話がありましたけれども、これは介護福祉専門学校における就学資金貸付制度のように、何年か品川区で活動するというこ

とでよいのでしょうか。また、今回、東京都の補助金を活用して、費用助成を実施されるとのことですが、東京都とは別に品川区で助成金を上乘せるなど金銭面でサポートすれば、産後ドゥーラも増えていき、相談したくても電話がつかないという課題の解決にもつながると思いますが、ご見解をお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 産後ドゥーラの資格取得に関わるご質問でございます。

まず、資格を取っていただいた後に、必ずその方と区で覚書のようなものを取交わさせていただきます。区の産後の家事育児支援の提携事業者ということで活動していただきたいと思っております。その際、助成の条件といったところで、活動期間、今のところ一定期間で3年間というところを考えてございますけれども、これは事業目的の考え方でもあります、担い手の確保を担保するといった点から、一定期間、3年間程度ということでの活動期間を付させていただきたいと思っております。

それから、今、区独自の助成の上乗せのご提案を頂いたところでございます。新規事業ということで、令和3年度に始めさせていただきますので、まずは担い手の確保というところに努めていきたいと思っておりますけれども、この事業の実績や利用者の声といったところ、また都の補助の動向などを見ながら、そういったところに関しては検討していきたいと思っております。

○松澤委員 産後の母親の心のケアとともに体のケア、これも大変重要であります。区では、産後ケア事業として、日帰り型・宿泊型・訪問型のケアをしていただいております。産後ケアとは、産後の大変な時期の心と体、子育て環境も含めた包括的なケアであり、母親自身が心身ともに健康であることは、家族みんなの幸せにつながることでと考えます。命がけの出産を終え、胎盤が剥がれるなどの目に見えない大けが、骨盤はぐらぐらとゆがみ、首の座らない赤ちゃんを抱くことによる不自然な姿勢などで起こる極度の肩凝りなど、産後、母親の体は至るところで悲鳴を上げております。心と体を包括的にケアすることが産後ケアであるならば、体のケアも心のケアと同じように拡充しなければ、本当の意味での包括ケアにならないのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

例えば整体。その人に合う・合わないがあったり、治る回数も人それぞれになってしまう課題はありますが、骨盤のメンテナンスやリラクゼーション、その人に合ったエクササイズなど、そういった体のケアの部分に助成するなども考え方の一つではないのでしょうか。私なりに全国の事例を調べましたが、体のケアについての支援制度は見つかりませんでした。品川区は、83運動や、新規にAIを活用した自動通話録音機など、品川区から全国に発信する大変すばらしい事業が数多くあります。ぜひ、産後の体のケアも、新しい母親支援として、品川区から全国に発信していただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○福内品川区保健所長 出産後は、授乳、子育てと、心身の負担が大きく、子育てや身体の回復などへの心配も含め、不安が高まる時期であり、産後の心と体のケアは重要であると認識しております。現在、産後ケア事業の中で、授乳指導や育児相談と併せ、産婦の母体ケアを行っているところです。利用者の聞き取りでも、体の不調については、肩や腰、手首の痛みや乳房などとなっており、肩凝りについては、ストレッチやマッサージなどのセルフケアの方法を指導しております。また、腱鞘炎などセルフケアで難しい場合については、医療機関の受診を勧めております。今後も、利用者の個別の状況に合わせ、相談支援を実施し、産婦の方の心身の負担が軽減するよう、産後ケアの充実に努めてまいります。

○松澤委員 今回の予算特別委員会の中でも多くの委員から質問がありました、女性の生理の問題、また出産。これも、自分が経験していない痛み、倦怠感や悩みというものは、ほかの人は本当の意味では理解できないのかもしれないかもしれません。しかし、何より大切な視点は、そこに困っている人がいたら、当た

り前のように助けてあげる、手を差し伸べてあげることではないでしょうか。悩みは、体調不良に関して、男性も女性も違いはありません。いろいろな状況下にある当事者一人一人の健康や幸福感を大切にしていだけるように願ひまして、次の質問に移ります。

最後は教育について質問いたします。国のGIGAスクール構想により、品川区の子どもたち、1人1台へのタブレット支給に向け、少ない職員の中、大変ご苦勞されたことに感謝いたします。また、保護者との双方向でのやり取りに向け、いち早く全ての学校にマニュアルを出された対応の速さに、保護者からは喜びの声が聞かれております。

さて、タブレットの活用において、文部科学省から、オンラインカウンセリングも1つの有効な手段として考えられると、教育委員会に通達があったかと存じます。オンラインカウンセリングに向けて、区としてはどのように検討していくのか、ご見解をお聞かせください。外出に抵抗が強い不登校の子どもや、何らかの事情で来校が難しい保護者に対しては有効な手段ではないかと考えます。また、QRコードの活用を考えていると答弁がありましたが、自民党、芹澤委員が提案しました、デスクトップに貼りつけ、常に子どもたちの目に触れるという機会は、安心を与えるすばらしい取組みかと考えますので、そこについてもご答弁をお願いいたします。

○齋藤教育次長 オンラインカウンセリングに関するご質問にお答え申し上げます。

カウンセリングは、極めて高い個人情報が含まれており、プライバシーを守るため、安心感が得られるよう、面談形式での実施を基本としております。ご提案のオンラインを活用したカウンセリングは、学校に来づらい児童・生徒への対応として有効性が期待されます。しかしながら、表情を観察したり、機微に通じたやり取りなど、相談の質を確保できるかの課題はございます。今後、取組事例を参考にしながら、活用方法を研究してまいります。

次に、QRコードの活用についてですが、タブレットにQRコードのショートカットを貼りつけることは可能でございます。HEARTSの専用電話やアイシグナルと並ぶ新しい連絡ツールとして活用を検討してまいります。

○松澤委員 生理の話でもありましたが、言葉にして伝えることができないというアンケートの回答に目を向けていただきたいと思います。多様な角度から、子どもたちの声に出せない声をしっかりと聞いていただきたいと思います。要望して、質問を終わります。

○渡部委員長 以上で、松澤和昌委員の質疑を終わります。

次に、のだて稔史委員。

○のだて委員 日本共産党品川区議団を代表して、中塚委員と共に、総括質疑を行います。

私からは、新型コロナ対策の抜本的な強化を求めて質問します。今回は、感染を封じ込めるための大規模検査と、暮らし・営業への支援について取り上げます。

まず、PCR検査の拡充です。1月のピークから新型コロナの新規陽性者数は減少してきましたが、下げ止まり、増加に転じています。ワクチンも供給量が足りず、社会全体で効果が現れるにはかなりの時間を要すると指摘されています。そのため、ワクチン頼みにはならず、並行して検査の抜本的拡充が必要です。特に変異株は感染力が強く、従来の取組みでは感染再拡大・リバウンドは避けられません。防ぐには、原因を明らかにし、対策を取ることが不可欠です。

第3波の原因について、区は、人出が増えたこと、マスク・消毒の対応が甘くなったことを挙げ、責任を区民に押しつけました。自助努力ではどうにもならないことは、この間、感染拡大を繰り返していることから明らかです。第3波の原因は、菅政権が検査を拡充せず、自粛を求めるばかりで、GOT

○事業に固執するなど、科学を無視した政策を続けてきたことです。菅政権がまともな対策を行わない下で、区民の命と生活を守る対策は品川区にも求められています。区として感染再拡大をさせない新たな対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。どうやって感染拡大を抑えるのか質問すると、区は「国で検討している」と、国任せです。高齢者・障害者・施設職員へのPCR検査は区独自に行ったのですから、区として積極的な感染防止対策に踏み出すべきです。区は、国の方針に基づいた対策を実施すれば、新型コロナが収束する、リバウンドしないと考えているのか、伺います。

○福内品川区保健所長 感染の再拡大防止のためには、区民一人一人のさらなる感染予防対策の徹底と、必要な対象への確実な検査の実施が必要です。国はリバウンド防止策として、国民への注意喚起の継続、モニタリング検査の実施、変異株の検査、高齢者施設の職員に対する検査、保健所の積極的疫学調査の実施を挙げています。また、都も検査については、高齢者施設の職員の検査と繁華街・歓楽街等、感染リスクの高い集団・場所を中心に、無症状者に焦点を当てた検査を実施するとしていることから、その動きを注視し、区としても必要な検査については実施してまいります。

○のだて委員 国や東京都も無症状者への検査を進めていくということです。こうした取組みも活かしながら、品川区として、しっかりと感染拡大の対策をやって、それを発信していく。そういった姿勢で行っていくべきだと思います。

リバウンドさせないため、新たな対策が必要だと考えているのか、改めて伺います。区も都も自粛を求めるばかりで、感染拡大防止のまともな対策を示せていません。区としても、リバウンドさせない対策を考えるべきですが、いかがでしょうか。

○福内品川区保健所長 感染の再拡大の防止のためには、やはり、区民お一人お一人にさらなる感染予防対策の徹底をしていただくことが必要だと思っております。また、検査につきましては、現在も行っております、高齢者施設の従事者のPCR検査等、今後も実施を検討してまいります。

○のだて委員 区民一人一人の徹底と言いますが、これまでも区民は自ら対策をしております。それでも防げないという状況ですから、新たな対策が必要だということで求めていますので、新たな対策を打って、リバウンドさせない取組みを行っていくべきです。第4波を防ぐには、無症状陽性者を早期に把握・保護し、感染拡大を抑えるための積極的検査戦略が必要です。最近では、約6割が無症状者からの感染だとされています。この間、医療機関や高齢者施設等でのクラスターが続いており、こうした感染リスクの高い施設での定期的な検査が必要です。

北区では、重症化しやすい高齢者施設にウイルスを持ち込ませないため、できるだけ多くということで、週1回、職員への検査を実施する方針です。保健所の行政検査で行うため、区の実費負担はありません。こうした先進的な手だても区の決断でできます。保育園の方からも、「感染の不安の中で保育をしている。全職員にPCR検査をしてほしい」との要望があり、検査をすることで、安心して働くこともできます。感染リスクの高い施設での定期的検査が感染拡大防止になると思いますが、いかがでしょうか。医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育園、幼稚園、学校、清掃所の全職員に対して、PCR検査を定期的に行うことを求めますが、いかがでしょうか。

○福内品川区保健所長 医療、介護等の現場で働く人への検査につきまして、病院等では既に必要な対象に適時検査を実施していると聞いております。高齢者施設では現在、検査を実施しており、今後の定期的な検査については検討してまいります。そのほかの方々を対象とした検査につきましては、感染予防に資する適切な時期に、必要な対象に実施してまいります。

○のだて委員 高齢者・障害者施設で検査をしていると言っておりますが、これは単発です。この2

つの施設も含めて、定期的に検査を行い、無症状者の施設へのウイルスの持込みを防ぐことが重要です。国のコロナ対策分科会、尾身会長も、1回だけでは意味がないと、定期的にやるのが重要と、国会でも発言しています。先ほど求めた施設の定期的な検査を行うことを、改めて求めます。なぜ定期的検査をしないのか、伺います。

○福内品川区保健所長 やはり、感染状況に応じた検査が必要だと考えております。ですので、それぞれの状況に合わせて検査を実施してまいります。

○のだて委員 感染状況を踏まえたと言いますが、この間もクラスターが様々発生しております。医療機関、高齢者施設、保育園など、そういったところでしっかりと定期的な検査を行っていくことが、感染拡大防止につながると思いますので、ぜひこれは定期的な検査を行っていただきたいと思います。コロナの特徴は、無症状者が知らぬ間に感染を広げてしまうということです。こうした定期的な検査で無症状者を早期に把握・保護することが感染拡大防止への鍵ですので、ぜひお願いいたします。実施を求めます。

重症化リスクの高い方への検査も重要です。区は、第3波で死亡者が増えた理由を、「感染が拡大し、家族間での感染が増え、基礎疾患のある方や高齢者に感染する」と説明。第4波で同様の事態を防ぐために、国の補助事業である、希望する65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方へのPCR検査を活用すべきです。23区で既に11区が申請していますが、なぜ品川区は踏み出さないのでしょうか。国の補助事業である、希望する65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方へのPCR検査を改めて求めます。緊急事態宣言下でも新規陽性者は増えており、国も新たに無症状者に焦点を当てたモニタリング検査の実施を打ち出さざるを得なくなりました。発症してからのクラスター対策では、感染を抑え込むことができませんでした。地域で面的な検査を行い、感染の全体を把握することが重要です。国が打ち出したモニタリング検査を活用し、対象とする集団・地域を幅広く設定して、地域住民と、そこで働く人全体を対象に協力を求め、希望する全ての方に対して面的なPCR検査を実施することを求めます。いかがでしょうか。

○福内品川区保健所長 65歳以上の高齢者等、希望者への検査につきましては、その方の基礎疾患や体調等、状況に応じて、かかりつけ医等に相談していただき、必要に応じ実施されることが望ましいと考えております。一律の行政検査については、現在のところ、区として実施する考えはございません。

また、国が実施するモニタリング検査の目的は、繁華街・歓楽街等の感染リスクの高い場所を中心に無症状者を検査し、そのデータを分析することで、感染拡大の予兆探知、および感染源を把握し、感染拡大を防止することにあります。東京都でも同様に実施される予定であることから、状況を注視し、必要に応じて協力してまいります。

○のだて委員 重症化リスクのある方への検査を拡充することが、医療崩壊を防ぐことにもなりますし、誰が感染しているか分からないため、地域などの全体を把握することが重要です。区として感染拡大防止へ、積極的な検査戦略に踏み出すことを強く要望いたします。

緊急事態宣言が長期化する中で、暮らしと営業を守る支援も待ったなしです。切実な声が広がっています。電気工具店の方は、これから二、三か月仕事が入っていないと。持ち家だが、車のリース代や駐車場代、倉庫など、約15万円の固定費がかかるため、どう工面したらいいのか。洋服屋は、緊急事態宣言が通算5か月近くにもなり、商売は厳しいと。居酒屋は、12月の協力金がまだ来ない、支払いができず、電気・ガスを止められると。こうした実態を区がつかみ、倒産の危機に追い詰められている中小企業を今こそ支援すべきです。区が、商店や工場など中小零細企業の現場に足を運び、実態調査をす

ることを求めます。その調査を基に支援策を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○久保田地域振興部長 まず初めに実態調査についてですが、昨年の夏と秋に、区長自らが、五反田、戸越銀座、荏原町、大井町の各商店街を訪ねまして、商店街の役員の方々をはじめ、店主の方から直接お話を伺うとともに、区が推進する支援策の周知に取組んできたところでございます。また、この間、東京商工会議所品川支部や品川区商店街連合会など、様々な団体とも意見交換を行ってきたところです。そうした意見等も踏まえながら、私ども、区内中小企業の支援を行ってきたところであり、例えば新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援特別助成や新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業助成金のテレワーク導入助成などは、個店や小規模事業者が気軽に活用できる、区として、区民・中小企業者に身近な支援であるというような評価も頂いておりますので、引き続き、関係団体との意見交換を行いながら、区内中小企業の支援に努めてまいります。

○のだて委員 区長が様々な役員の皆さんに話を聞きに行ったということです。さらにそれを、様々な場所で話を聞いていただきたいと思います。商店や工場など現場に足を運んで、しっかりと声を聞いて、ぜひそれを直接支援に活かしていくということで、さらに進めていただきたいと思います。現場の話を切実に聞けば、融資をやっていますという悠長なことは言っていられないと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

中小企業を守るには、家賃など固定費への直接支援が有効です。家賃支援給付金は、国・都の上乗せで、品川区でも行いました。まず、現在の支給件数と金額、予算額を伺います。この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。新たに区に入る第3次臨時交付金の金額を伺います。

○久保田地域振興部長 家賃支援給付金でございますけれども、2月26日現在、支給件数は2,742件、支給金額は約1億2,000万円でございます。予算額につきましては、約7億4,500万円でございます。

○品川財政課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次の額でございますが、おおむね7億円程度となっております。

○のだて委員 家賃支援給付金はハードルが高くて、多くの中小企業が受けられませんでした。臨時交付金を財源にしていますが、6億円余りを積み残しています。第3次臨時交付金が、およそ7億円入ってくるということで、これから使えるお金が13億円もあることが分かりました。このお金は区民のコロナ対策、支援のためにこそ使うべきです。そば屋は、家賃支援給付金の要件を満たしておらず、受けられないと。運転資金が底をつきそうだが、融資は、先が見えないので借りられないと。中小企業がこんなに苦しんでいる下で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、もともと区的一般財源で出している予算の置き換えに使うことは許されません。これからますます深刻化する区民生活、中小企業への新たな支援が必要です。臨時交付金を活用し、家賃支援給付金のハードルを下げ、区独自で4月以降も実施することを求めます。いかがでしょうか。従業員も減収・失業の危機に見舞われています。チラシ関連会社の従業員は、コロナで3月に店を閉めることになり、失業したと。しかし、給料は4月に振り込まれるため、3月までの緊急小口資金などの支援が受けられません。緊急小口資金、総合支援資金などの延長を国へ要望することを求めます。いかがでしょうか。

○久保田地域振興部長 家賃支援に関しましては、私ども、国・都の家賃支援給付金に上乗せするという形でやってございます。それでこの間、先ほどもご説明しましたように、品川区としても独自の上乗せ助成ということで取組んできたところでございます。これらのものについて延長するという考えは、今私どもは持ち合わせてございません。

○伊崎福祉部長 緊急小口資金および総合支援資金でございますが、こちらは社会福祉協議会で対応している制度でございます。延長についても、国および社会福祉協議会で適切に判断されるものと認識しております。なお、報道によりますと、両資金とも申請の受付について6月末まで延長する方向だということ聞いております。

○のだて委員 区内業者がこれだけ深刻な状況にもかかわらず、一般財源を置き換えて基金を積むことは許されません。余っている予算を区内業者への新たな支援などに使うべきです。緊急小口資金などについては、6月でコロナが収束する見通しが立たないわけですから、コロナが収束するまで延長するように求めていただくよう要望いたします。

国の持続化給付金は、一息つけたと、中小企業が助かっています。しかし、1度だけでは、長引くコロナ禍を耐えられませんし、国は様々な支援を3月まで打ち切っています。区に、持続化給付金第2弾を国に要望することを求めると、「国において検討する事項」と冷たい姿勢です。区長が地域経済の回復を最重要課題と言うならば、要望を含め、支援に力を尽くすべきです。持続化給付金、家賃支援給付金の第2弾の実施を国に求めている。区として求めることが、区民への支援になると思わないのか、伺います。消費税の減税についても、区は「国税の在り方は国において議論されるべき」と答弁。コロナ危機の下、世界では50以上の国や地域が、消費税に当たる税金を減税しています。地域経済の回復のため、国に消費税の減税を求めるべきです。いかがでしょうか。

○久保田地域振興部長 持続化給付金等の延長を国に求めるということにつきましては、特別区の区長会から、国への要望の中の項目の一つとして求めているところでございます。品川区として直接、国に求めるということにつきましては、感染状況等を踏まえ、国のほうで判断するべきものということとございまして、品川区として直接、国に求める考えはございません。また、消費税等につきましても、これまで答弁してきましたとおり、国が検討すべき事項でありますので、区として国に求める考えはございません。

○のだて委員 一番身近な自治体である品川区が、区内業者の支援のための要望さえ求めずして、どうして地域経済の回復が最重要などと言えるのでしょうか。国がやらないからこそ、区として持続化給付金の再支給などを求めるべきです。

最後に指摘します。世界中で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、変異株が猛威を振るっている下で、今年の夏の東京オリンピック・パラリンピックは中止すべきという声が、日本でも世界でも広がっています。ワクチン接種や選手の練習環境も各国で格差があり、フェアな大会ができる状況ではありません。大会の際には、熱中症やけが、コロナへの対応などで、1万人の医療従事者の参加が想定されていますが、医療体制が逼迫しているときに1万人の医療従事者を現場から引き離すことは、現実離れしています。大会組織委員会などは、コロナが収束せずとも開催準備を進める姿勢ですが、無観客でも海外から数万人単位の入国者があり、感染を広げかねません。このまま突き進めば、大会自体にも大きな傷や禍根を残すこととなります。今年の夏の東京オリンピック・パラリンピックは中止すべきです。

また、コロナ禍の下でも、新年度予算には、戸越公園駅周辺再開発に2億8,000万円、大崎駅周辺再開発に11億円、北品川駅前広場に12億円など、総額約30億円も従来どおりの開発予算を計上しています。コロナ危機を経験し、これまでの政策の転換が求められています。不要不急の超高層再開発と巨大道路は少なくとも一旦中止し、コロナ収束に全力を挙げるべきです。

改めて、感染拡大防止のために、抜本的な検査の拡充、暮らしや営業への補償を行うことを強く要望し、私の総括質疑を終わります。

○渡部委員長　　以上で、のだて稔史委員の質疑を終わります。

次に、中塚亮委員。

○中塚委員　　のだて委員に続き、私、中塚亮から総括質疑を行います。

私からは、住民無視・住民犠牲の羽田新ルート運用中止を求めて、相次ぐ航空機事故について、そして国および品川区が説明する固定化回避とは品川区を飛ぶルートの固定化だということについて、大きく2点を伺います。途中、委員長の了解を得て、iPadの資料、パネルを提示しますので、ご覧ください。

昨年3月より、品川区を低空で飛行する羽田新ルートの運用が強行され、1年がたちました。「あまりにもうるさい」、「あまりにも怖い」と、多くの声が寄せられています。この事態に、品川区民より2万筆、法定数の3倍を超える署名のもと、羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例が、昨年12月に提案されました。ここにも住民の強い意思が示されています。区民投票条例は、濱野区長と自民党・公明党らの反対で否決されましたが、品川区議会では、住民投票の実施に必要な可決まであと2議席に迫りました。これは区民世論の大きな力です。こうした中、昨年、今年と航空機事故が相次ぎ、区民の事故への不安は現実になりました。

まず、伺います。昨年12月の沖縄発日本航空、そして今年2月末のデンバー発ユナイテッド航空の事故概要と被害を伺います。区は、3月10日、国土交通省を訪問し、事故についての情報提供と再発防止等を要請しました。しかし、肝腎の羽田新ルートの運用中止は求めています。事故を受け、市街地ルートの危険性は明らかです。国に、羽田新ルートの運用中止を直ちに求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、住民の声を国はどのように受け止めているのか。国土交通省は、平成30年8月15日付で、日本航空機操縦士協会会長宛てに、「航空機騒音の軽減について」という文書を出しています。国は、住民の航空機騒音への苦情について、何と言っているのか。そこでは、過度に反応する過敏型、経路変更を求める自己中心型と述べています。切実な住民の声を、過敏型、自己中心型などと、クレーマーのように扱う、こんなことが許されるのでしょうか。国土交通省の姿勢は問題だと思いますが、それぞれ伺います。

○中村都市環境部長　　まず、沖縄で発生した事案についてですけれども、これは昨年、令和2年12月4日に那覇空港を出発しました、東京国際空港行きの日本航空機ボーイング777型機が、出発した後に北に100キロ進んだところで、エンジンの不具合のため那覇空港に引き返したというものでございます。こちらはエンジンの損傷が認められた状況だということです。

それからまた、今年の2月21日、アメリカ、コロラド州、デンバー国際空港からホノルル国際空港行きのユナイテッド航空、これもボーイング777型機が、これも離陸直後に右側エンジンに損傷が発生したと。そして、これもまた出発したデンバー国際空港に引き返した事案と聞いているところでございます。

いずれの事案も人的被害はなかったということですけれども、デンバー国際空港の事案につきましては住宅に被害があった。その被害の詳細は、区として詳しくはつかんでおりませんが、そのように聞いております。また、輸送の遅延というのも、当然のことながら発生しているところでございます。

それから、この事故を受けて中止を求めるべきというご意見でございますけれども、区としましては、やはりこうした事案が発生した直後に、既に国に対して口頭にて、早急な原因究明、それから再発防止、そして、それらについての情報提供を求めたところでございます。また、3月10日にも国土交通省を

訪問しまして、再度申入れを行っております。

また、国の姿勢、声に対する受け止め方というところでございますけれども、この姿勢については、区では、例えば区民の皆さんから頂いたご意見を集約する際には、例えば騒音について、落下物についてといったように、ご意見が何を伝えたいのかといったことで分類する方法を一般的に行っていますので、区としては、やはりそれが一般的な方法なのかと考えております。

○中塚委員 ユナイテッド航空機の事故について、私もニュースを見て驚きました。これがもし品川区の上で起きたらと思うと、ぞっとしました。火を噴くエンジンと共に、ばらばらと落下物が住宅地に落ちていく。玄関先にはエンジンの巨大な部品が落ちている。ニュースを見た区民からも、これが品川区の住宅地だったら、私たちは大惨事に巻き込まれると切実に訴えていました。このルートは早くやめてほしいとも訴えています。しかし、これだけの事故があっても、区は、原因究明を国に求めるだけで、直ちに国に運航中止を求めようとしない。これは一体どういうことなのでしょうか。伺います。

そして、国が騒音についての住民の声をクレーマー扱いするとは、とんでもない問題です。伺ったのは、これが問題だとは思わないのかと伺いました。国に、住民の声は真摯に受け止めるよう求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ここで i P a d に掲載した資料をご覧くださいと思います。昭和49年、当時の品川区が、国に対して相次ぐ航空機事故を示し、住宅・工場等にかからない離着陸コースを大臣等に提出したことを紹介する、昭和49年6月1日の広報しなごです。記事では、頻発する墜落事故、パリ郊外で345人もの犠牲者、バリ島の空港周辺で悲惨な墜落事故などと紹介し、航空機が頭上を飛び交う品川区民にとって、決して対岸の火事として見過ごすことができない重大な問題と述べ、空港周辺の住民は常に航空機事故災害の危険にさらされている、特に、航空機災害の回避のため、住宅・工場等にかからない離着陸コースを設定し、航行することを国などに求めていました。当時の品川区は立派だと思います。そして、こうした強い働きかけで、羽田空港は沖合に移転し、海上ルートに変更したのです。しかし、これをまた市街地ルートに戻したのが、今回の羽田新ルートです。それだけに、今回の相次ぐ事故を受けての品川区の態度が重要なのです。なぜ、実際に住宅地で事故が起きたのに、国に羽田新ルートの運用中止を求めないのか。区民に事故が起きてからでは遅いと思いますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 まず、中止というところでございますけれども、これは、今回この事案が発生した後に、先ほども申し上げましたが、即日、国からの報告と対応が示された中で、区も速やかに確実な対応を求めたというところでございます。現在は、全ての航空機の運航を止めるということではなく、同型エンジンの航空機が国内線・国際線ともに運航を中止されているということ、また現在、原因の究明が行われていると聞いておりますので、区としては、確実な安全確認を求めていくという考えでございます。

また、住民の声をどのように受け止めるか、どのように扱うかというところにつきまして、これは確かに国としてもしっかりと受け止めていただきたいと思いますけれども、先ほど委員にお示しいただいた分類の仕方について、国の分類の仕方は、それぞれ以前からの当事者のやり取りなどの経過が分かりませんので、分類の方法の趣旨について、やはり区としては不明ですけれども、これまで区が区民の皆さんの意見を伝えてきたことで、国は騒音や落下物に対する対策をしっかりと行ってきたといったことも事実ですので、引き続き、国に対して、区は区民の声を真摯に受け止めてもらうということ、それから、区としても、より一層の対策をやはり求めていく必要があると考えております。

運航ルートの中止についてのお求めですけれども、これはエンジンの損傷という事案について、区も

本当に重く受け止めているところでございます。ただ、新ルート全てを中止ということではなく、やはり原因究明と再発防止が最も大事なことでありと考えているところでございます。

○中塚委員 実際に住宅地で事故が起きたのです。これが品川区民に起きてからでは遅いのです。直ちに羽田新ルートの中止を求めていただきたいと、強く要望したいと思います。

次に、国の固定化回避検討会、そして品川区が説明する固定化回避の中身について伺いたいと思います。2月中旬、国土交通省より、「第2回固定化回避検討会の開催について」というチラシが品川区民に配られました。現物がこちらです。皆様のご自宅にも配られたかと思います。また、iPadにもありますので、ご覧ください。

まず、固定化回避検討会の目的は何か、伺います。ずばり品川区上空を回避するルートを検討しますと、国土交通省は言っているのか伺います。

○中村都市環境部長 まず、固定化回避検討会の目的でございすけれども、目的につきましては、国から、新飛行経路について、関係自治体からも要望が出されているということと、それから最近の管制技術や航空機の技術革新を踏まえ、現在の滑走路の使い方を前提とした上で、騒音軽減等の観点から見直しが必要な方策がないか検討を行うことというものを目的としているというところでございます。

それから、国の説明では、今年度、技術的選択肢のメリットとデメリットを整理するとしております。品川区をはじめ、その他の自治体につきましても、固有名詞は出されておられません。

○中塚委員 メリット・デメリットで固有名詞は出ていないということですが、つまり国は、品川区を飛ばないルートを検討しますとは言っていない、固有名詞は言っていないということでよいのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長 国としては、技術的選択肢において、飛行経路の再検討を、固定化回避の検討を行うと言っているところで、品川区その他の自治体についての話は一切触れておりません。

○中塚委員 今おっしゃったとおり、品川区の上を飛ばないルートの検討をしているとは、国は言っておりません。つまりは、検討事項に、品川区上空を飛ばないルートの検討は入っていない。要するに、固定化回避検討会と名のり、あたかも品川区を飛ばないルートを検討しているかのように思わせながら、実際には品川区の上を飛ぶということが前提だということです。それを示しているのが、先ほど示した、国土交通省が配ったチラシです。国の検討結果、A、B、C、D、Eの5パターンを示していますが、ぜひご覧ください。いずれも、どう考えても品川区の上を飛ぶと思いますけれども、いかがでしょうか。それとも、このチラシにあるA、B、C、D、Eの中で、どれか一つでも品川区の上を飛ばないルートがあるのか、伺います。

○中村都市環境部長 まず、このチラシにございます、A、B、C、D、Eのルートと、品川区上空の飛行についてというところでございすけれども、着陸の際の直進ルートの長さについてのご質問かと思ひますけれども、この図では、長さや高さといった数値が、まずここには記載されていないというところでございす。詳しい数字もないチラシの中の絵だけでは、区としては判断が正直言って困難と考えております。

○中塚委員 このチラシでは高さ・長さが分からないから、分からないという話でした。

では、もう少し伺います。国は固定化回避と言ひますが、航空機は着陸手前で滑走路に向かって直進して高度を下げるので、国の検討内容は、いずれも品川区の上を飛ぶということになるのです。こちらのパネルをご覧ください。iPadでも拡大できますので、見てください。チラシのEパターンを大きくしたものです。注釈に、「パイロットの目視による進入」とあり、「地上物標（橋）

を参考に経路を飛行」、「城の上を通過後、次は滑走路を視認しながら進入を継続、着陸」と説明されています。つまり、橋とはレインボーブリッジでしょうか。城とは江戸城、現在の皇居でしょうか。そこまでは分かりませんが、これなら高さや距離が分かるはずですね。このルートで羽田空港に進入すれば、必ず品川区の上を通過することになります。そのことを品川区はお認めになるのでしょうか。伺います。

改めて、A、B、C、D、Eの飛行方式のうち、多少の差はあるものの、基本的に同じ形です。いずれも品川区の上を飛ぶと思いますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 ご提示いただきましたパネルでございますけれども、この絵を見て、橋やお城の絵が描かれてございますけれども、これはやはりレインボーブリッジや皇居を連想しやすいと思います。目視で飛行するための方法を、こういったイラストで分かりやすく説明するために、やはり誰もが連想しやすい絵を載せるといった意図もあると思います。また、委員ご指摘のように、絵には名称が記載されておりませんし、またレインボーブリッジや皇居の真上を飛ぶということも、このイラストからはやはり不明でございます。飛行機は非常に高度が高いところを飛びますので、実際には目視物とどれだけ離れたところで目視として確認するのかということも、区としては把握できないところでございます。そういった中で、このイラストをもって、やはり現在、国が専門家を交えて検討中という事柄に対しまして、何かを断定するというのは非常に難しいというところが正直な考えです。やはり、こういった断定については差し控えるべきとも考えております。

また、A、B、C、D、Eのいずれの経路についても、やはりこの絵だけでは判断が困難でございます。今、国において固定化回避検討会の検討が、まさにさらに進められているというところでございますので、これをより一層進めていただいて、詳しい状況が分かる具体的な案を、やはり早くお示ししていただきたいと、国には申し入れていきたいと考えております。

○中塚委員 詳しい案とおっしゃいますけれども、ここには、「城の上を通過後、次は滑走路を視認しながら進入を継続、着陸」と、ちゃんと書いてあるのです。これは、どう考えても品川区の上を通るじゃないですか。なぜそれをかたくなに認めようとししないのか、改めて伺います。

○中村都市環境部長 国が示したチラシの中には複数のルートが記載されているというところで、その中の目視の項目でございますけれども、やはりこれはあくまでもイラストというところで、これがそのまま結論ということであれば、今後、検討を進める必要もないわけですし、やはり、これをさらにブラッシュアップ、また、この選択肢が選ばれない可能性もありますし、そういったところで、現在はやはり、これについて、品川区の上を飛ぶ・飛ばないといった判断については、差し控えるべきと考えております。

○中塚委員 区は認めようとしませんが、飛行機は必ず、着陸するときには、真つすぐ飛びますので、品川区の上を飛ぶということなのです。国の固定化回避検討会とは、品川区を低空飛行することを固定化するものだということです。国土交通省が品川区内に配布したチラシのとおりで、品川区の上を飛ぶのです。これを固定化回避検討会とは、固定化する、明らかにまやかしの検討会です。

次にいきます。品川区も、この間、固定化の回避を国に求めていると述べておりました。しかし、それは、品川区の上空を飛ばないルートへの変更を求めるとは決して言わない。なぜなのか。それは、品川区は、品川区を飛ばないルートへの変更を求めるつもりはないということ、つまりは、品川区は羽田新ルートを容認だということです。その事実、区長の国土交通省への要望でも明らかです。

i P a dに掲載した資料をご覧ください。区のホームページですが、濱野区長が令和2年5月20日に国土交通大臣に提出した要望書が、品川区のホームページに掲載されています。資料の下の

ほうを見てください。ここでは、固定化しない取組みと言いながら、実際に求めているのは、区長より「一層の騒音軽減策の推進と落下物対策を目に見える形で前に進めてほしい」と要望し、局長より「新飛行ルートを固定化しないというご要望については、しっかり考えていきたい」との回答が記載されています。つまり、騒音・落下物への対策を述べるだけで、品川区は、品川区の上を飛ぶなどとは言っていない。騒音軽減とは「静かに飛んでね」、落下物対策とは「物を落とさず飛んでね」。いずれも、品川区の上空を飛ぶことに、濱野区長は容認なのです。なぜ、こんなややこしいことをするのか。それは、濱野区長が羽田新ルートを容認していることを、住民にばれたくないからではないでしょうか。騒音と落下物のリスクを回避するには、品川区の上を飛ばないルートしかありません。品川区はそのことを認めるのか伺います。そして、品川区を飛ばないルートを国に求めるべきです。いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 落下物のリスクというところでございますけれども、これまで国が主体となって進めてきている首都圏空港の機能強化におきまして、騒音や落下物といった環境影響についてのリスクにつきましては、やはり区が認めるということよりも、国が十分把握した上で、騒音・落下物、それぞれの対策を進めてきていると認識しております。区としましては、それに対して可能な限り、安全対策・騒音対策を万全に行っていただくよう、これからも求めていくという考えでございます。

○中塚委員 安全対策を求めると言いながら、結局、品川区はここでも、固定化しないなどと言いますけれども、結局は、品川区の上を飛ばないルートを求めるとは決して言いません。なぜならば、区長は計画容認だからです。そもそも、なぜ午後3時過ぎ、A・C滑走路に変更するのかを伺います。つまり、A・C滑走路に向かって、なぜ長い距離を真っすぐ飛び、品川区の上を飛ぶのか。それは何よりも、羽田空港手前で曲がり着陸する、海から入るB・D滑走路では、必要な増便ができないからです。B・D滑走路では増便できず、A・C滑走路だと、なぜ増便ができるのか、伺います。また、A・C滑走路に進入する際、なぜ長い距離を真っすぐ飛ぶ必要があるのか、伺います。

○中村都市環境部長 A・C滑走路と増便の関係についてですけれども、この考え方につきましては、首都圏空港機能強化が国から示された平成26年当初から説明がありましたけれども、現在の新ルートに至る検討状況が、国から出された資料に当時、示されておりまして、たしか17種類近くのパターンの検討を経まして、現在のルートになったと説明がなされているところです。

羽田空港の滑走路、4本の井桁状の配置というところでございまして、どうしても、やはり交差部分で時間的な重なり、国の言い方では「競合が発生し」ということで、現在のルートになったといった説明になっていたかと思います。

それから、直線距離、なぜ長い距離を真っすぐ飛ぶ必要があるのかというところでございますが、これは、国からは、安全確保のためと聞いております。

○中塚委員 後半の答弁、要するに安全に飛ぶには、滑走路に向かって長い距離を真っすぐに飛ぶということなのです。つまり、羽田新ルートについて、A・C滑走路である限り、直進の距離は長く設定されますから、手前にある品川区の上を必ず飛ぶということです。こんな計画を認めてはいけません。何が固定化回避ですか。計画容認は撤回し、都心品川区の上を飛ぶルートの変更を国に求めるべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○中村都市環境部長 先ほどから申し上げておりますとおり、やはり羽田空港の機能強化は、基本的に区としましては、国力・経済力の進展のためという部分について一定の理解を示しているというところで、ただ、新ルートには、騒音あるいは落下物の環境影響に対する課題が残る。これも、区としては認識しているところでございまして、これに対する十分な対策をなされた上で、新ルートの対策をしか

り行っていたかどうかということ。それが、このルートの運用に対する、区としての国に対する要望ですので、これは、この案が国から出されてから、これまでずっと変わらず、国に対して求めているところでございます。引き続きこれを求めてまいります。

○中塚委員 計画撤回を強く求めて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○渡部委員長 以上で、中塚亮委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 2 時 5 4 分休憩

○午後 3 時 1 0 分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。

筒井ようすけ委員。

○筒井委員 品川改革連合を代表して、総括質疑を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。経済対策、ワクチン接種管理、治療薬、感染予防策について、順に伺います。

経済対策について伺います。款別審査において、新型コロナウイルスによって、品川区内の経済状況が悪化している、厳しいとのご答弁がありました。これは、品川区に限った話ではないと考えます。新型コロナウイルスによる経済へのダメージは、人口や企業、商店数が多い東京だからこそ、深刻かつ大きいものと考えます。特に、特別区が最も大きいものと言えます。品川区では、他の特別区の経済状況の把握はしているのでしょうか。また、このような経済状況の悪化は、特別区長会で認識の共有や議論はされているのでしょうか。お聞かせください。

○堀越企画部長 他の特別区の経済状況についてですが、品川区と同様に、景況調査を実施したところがございます。定期的に調査結果の報告をいただいているところもございます。また、区では、経済団体、金融機関と情報交換を行っておりまして、その中で他区の状況も含めて把握しております。また、もとよりこのような経済状況でございますので、厳しい経済状況ということで、コロナ禍において、特に区による差というものは見られないという状況です。それから、特別区長会におきましては、幅広い課題について意見交換・情報交換がされているところがございます。コロナ禍での状況の認識の共有・議論は当然されておりまして、経済対策をはじめとして、各区が様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っているというものでございます。

○筒井委員 この厳しい経済状況に対して、企業や個人向けの融資や小口生活貸付資金などの支援は充実されていると思います。しかし、融資は結局、借金であり、債務を負うものであるもので、債務負担というプレッシャーからも解放するべく、ここで一息つける真水の支援、直に即時に個人の生活や事業を潤す特別定額給付金や持続化給付金の再支給が必要だと考えております。このことに関して、全国知事会は、今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言を出し、持続化給付金や家賃支援給付金の再支給を国に求めています。款別審査においては、品川区が国に対して各種給付金の再支給を求めることは困難というお考えでしたが、品川区単独では難しいとしても、全国知事会のように、品川区も特別区長会を通じて、各種給付金の再給付など、実効性ある経済的支援を継続的に求めるべきと考えますが、区のご見解はいかがでしょうか。

また、令和 3 年度の個人と事業への支援策はどうなっていますでしょうか。令和 2 年度の支援策と比

べて特筆すべき点がありますでしょうか。それぞれお答えください。

○久保田地域振興部長 まず、1点目の特別区長会でございますが、令和2年8月に、各大臣宛てに、令和3年度国の施策及び予算に関する要望書を提出しました。その中で、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、地域経済対策の充実について、持続化給付金等の支援の継続および拡充を要望しているというところでございます。

次に、施策等についてでございますけれども、令和3年度の支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援特別助成、助成率5分の4で上限20万円。経営変化対策資金2021、融資あっ旋でございますが、こちらは1,000万円の上限。また、そのほかにも、テレワークに係る経費の助成なども行っておるところでございます。

特筆すべき点につきましては、経営変化対策資金2021につきまして、設備資金も対象としたというところでございます。それと、テレワークの助成につきましては、既に導入済みの企業にも、拡充の場合は対象にするといったこと。そのほかにも、経営相談体制の拡充やオンライン申請の導入など、令和2年度の補正予算で拡充したものを継続するといったところが挙げられます。

○筒井委員 特別区長会についてですけれども、これは区単独では難しいかもしれませんが、特別区長会を通じて、積極的に、継続的に、区の経済状況、窮状というものをお伝えして、さらなる給付金などの再支給をぜひ求めていっていただきたいと考えております。

また、今ご答弁がありましたとおり、特筆すべき点の一つとして、経営変化対策資金2021で、設備資金を設けられたということですので、この趣旨や目的について伺います。

また、新型コロナウイルス感染症対策分科会で、緊急事態宣言後のリバウンド防止策として、換気と、その目安としての二酸化炭素濃度を測るCO₂測定器が重要と提言されておりますが、CO₂測定器の購入費用は、今回の新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援特別助成の対象経費に含まれるでしょうか。お知らせください。

○久保田地域振興部長 まず、設備資金を設けた理由でございますけれども、設備を導入する際にも融資を受けられるということを目的としてございまして、コロナ禍ではありますけれども、企業として事業を拡充したり、新たな事業展開にチャレンジするようなときにも、この融資をお使いいただけるようにということで、設備資金も対象としたというものでございます。

次に、CO₂測定器についてでございますが、こちらにつきましては、対象経費の事業の対象になると考えてございます。飲食店での感染拡大防止に加えて、お客さんにも安心してご利用いただけるような、売上げの増につながるものと考えておりますので、こうしたものも対象といたしまして、本支援策を積極的に活用していただきたいと考えております。

○筒井委員 設備資金を設けた趣旨について、分かりました。コロナで、今までどおりの営業というか経済活動が無理という業者の方がたくさんいらっしゃると思いますので、そうした業態変更のための設備資金融資というのも積極的に行っていただきたいと考えております。また、CO₂測定器の件、今、換気をすることがトレンドというか、重要な対策となっておりますので、これも引き続き、助成の対象経費になるということの周知も、併せてお願い申し上げます。

次に、ワクチン接種管理について伺います。品川区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターが3月1日より開設されましたが、現在までのお問合せ件数が195件と先ほど出ましたけれども、その具体的な内容、そして開設してからの課題、人員体制は十分かなど、開設状況をお教えてください。また、ワクチンについて、その有効性などが確認されつつありますが、一方で副反応などのリスクもあり

ます。次々と出てくる変異ウイルスに効果があるのかの懸念もあります。そして、そのようなリスクの情報も、科学的に根拠があるものから、科学的に疑わしい極端なものもあります。そこで、区民の方がワクチンに対しての不安や懸念を払拭するために、ワクチンの有効性からリスクまで、正確で客観的な科学的な情報提供を適宜迅速に行っていただきたいと思います。区の具体的な対応はいかがでしょうか。

また、ワクチンに不良品があったのかどうかの追跡、被接種者の接種回数の把握、接種後に副反応が見られたかの、被接種者の健康状況の把握が必要であり、こうしたことを可能にするワクチン管理システムが必要でございます。この点、管理システムの開発会社として、品川区ではどの会社のシステムを採用されるのでしょうか。お知らせください。

○秋山保健整備担当部長 まず、コールセンターについてのお問合せでございます。3月1日から3月15日までの件数は、先ほど申し上げた195件。内容でございますけれども、接種会場、接種方法、接種券の発送、それから住所登録地外での接種など、ワクチン接種制度の概要についてのお問合せが主でございます。

現時点では、入電したお問合せ全てに対応できておりますが、今後、接種券が発送された場合、問合せ数が増えることが想定されておりますので、コールセンターと連絡を密にし、対応回線の増強など、適切に対応してまいります。

次に、ワクチンの正確かつ客観的な情報提供についてですが、国や都が発出する通知を基に、正確な情報を広報してまいります。ワクチン自体の有効性やリスクについては、現在、区のホームページの新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせのページに、厚生労働省のホームページの該当ページのリンクを掲載しておりますが、今後さらに見やすくするようにいたしますし、その他、区の広報媒体を活用して発信してまいります。

最後にワクチン管理システムでございますが、国が構築中のワクチン接種記録システムは、全国統一のシステムであり、自治体間の転入・転出などの接種記録も管理できるなど、大きなメリットがあるため、品川区も参加いたします。品川区では従前より、区民対象の予防接種管理システムとして、日本コンピューター製のシステムを採用しており、新型コロナウイルスワクチン接種の区民の情報は、引き続きこのシステムにて管理いたします。

○筒井委員 分かりました。これから接種券なども発行されて、ますますコールセンターにお問合せが殺到することかと思っておりますけれども、ぜひ効率的な対応をよろしくお願いします。また、ワクチンの情報についてですけれども、有効性からリスクまで全て包み隠さず、科学的な客観的な情報提供を積極的に行っていただきたいと思いますと考えております。

次にまいります。また、根本的なコロナの収束のためには、ワクチンだけでなく、有効性の高い治療薬も必要だと考えますが、区のご見解をお聞かせください。また、長崎大学の研究により、5-アミノレブリン酸（5-ALA）による新型コロナウイルスの感染抑制効果が判明し、今後の治療薬候補として期待されるところですが、区はこの情報を把握されていますでしょうか。また、治療薬の情報にも注目していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○福内品川区保健所長 治療薬につきましては、新型コロナウイルスに対する抗ウイルス薬や、その症状に応じた様々な治療薬の開発が進められており、有効性の高い治療薬が期待されるところです。長崎大学が開発している5-アミノレブリン酸は、食品中にも含まれるアミノ酸で、今後、患者を対象とした臨床研究が開始される段階と聞いており、これらの治療薬についての情報も注視してまいります。

○筒井委員 ぜひよろしくお願いします。

最後に感染予防策について伺います。今後、収束を早めるため、さらに一步踏み込んだ対策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。例えば、飲食店利用者へのマスク飲食の徹底、もしくは飲食フェイスシールド着用の徹底を区民に呼びかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○福内品川区保健所長 感染予防についてでございますが、会食の際は、感染リスクを下げるため、ガイドラインを遵守したお店で、小人数・短時間で、家族など、なるべくふだん一緒にいる人と、また会話をするときはマスク着用でなどの工夫が必要で、これまでも広報しながら周知しております。また、フェイスシールドについては、相手の飛沫による自分の目の粘膜からの感染を防ぐためのものであり、感染を広げないためのものではないことにご留意いただきたいと思います。区民に対しては、いわゆる密集・密接・密閉の3密を避けることや、マスク着用、帰宅時等の手洗いの励行等、感染予防に資する行動について、区報、ホームページ等を通じ、継続的に普及啓発してまいります。

○筒井委員 よろしくお願いします。

次に、環境施策について伺います。東京都では、気候変動対策として、2050年までにCO₂排出を実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京を掲げました。また、その実現のために2030年までの10年間の行動が非常に重要として、2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再生可能エネルギー電力の利用割合を50%まで高めていくという、カーボンハーフを目指すということです。また、国や国際的にも、こうした環境を重視する政策が取られ始めております。こうした流れを受けて、品川区も実効性のある環境施策を進めるべきと考えますが、今後、区はどのようなビジョンで環境施策を進めていかれるのでしょうか。

また、CO₂削減の手段の一つとして、電気自動車の普及促進が必要です。海外では、電気自動車がスタンダードとして普及が進んでおります。一方で、日本、東京都、そして品川区においても、電気自動車の充電のためのスタンドが少なく、普及が進みづらい状況です。このため、区民の身近なところに電気自動車用充電スタンドを多く設置するべきと考えますが、いかがでしょうか。この点、東京都が令和3年度予算で、区市町村への公共用充電設備の設置促進のため、従前設備の設置費等の補助を行うということですが、都の補助の活用はいかがお考えでしょうか。

○中村都市環境部長 まず環境施策の考え方でございますけれども、区としましても環境施策は非常に重要な、これからも重要性は変わらないという認識でございます。

区としても、これまで、CO₂排出削減促進といった取組みの中では、再生可能エネルギーの導入、例えば太陽光発電システムの設置に対する助成や、あとは事業所用のLEDの照明設置助成、そして低公害車への買換え支援といった民間への支援、また、区も自ら取組んでまいりました。引き続き、こうした温室効果ガスの削減に対する取組みを継続していくことが重要である。また、それとともに、区の基本的な取組みの方針としまして策定した品川区環境基本計画に、令和4年の中間見直しといったタイミングにおいても、目標について検討して、引き続き取組んでまいりたいと考えております。

それから、充電スタンドについてでございますけれども、現在、区内に20か所、充電スタンドの設置があるということを把握しております。それで、電気自動車は基本的に、充電につきましては、まずは所有する方が自宅で充電するというのが基本となりますけれども、ただ、外出先における充電切れの心配を解消するには、まだ不足していると考えております。スタンドを設置してきたこれまでの課題といたしましては、やはり駐車スペースの確保が難しい。これが非常に大事なところだと考えております。区としましても、国や都と連携しまして、助成制度の活用について働きかけをしてまいります。

○筒井委員 重要なことですので、ぜひよろしくお願いします。例えば品川区内の公園などに充電スタンドを置きまして、充電している間に品川区の公園でゆっくり休んでいただくなど、品川区の美しい公園も同時に活用できると。そうした様々な工夫に取り組まれて、環境施策を進めていっていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

次に、舟運水辺活用について伺います。令和3年度予算で、東京都と連携して、東京2020大会開催期間中に舟運通勤社会実験を行うとあります。舟運水辺活用は、やはり日常生活に浸透してこそ効果が高まると考えます。東京2020大会開催いかんに関係なく、この事業はぜひ進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。また、今後の展開予定もお知らせください。今回、五反田バレーと連携し、舟運とIT技術を融合させた新たな取組みも模索するとありますが、これはどのようなものになりますでしょうか。お知らせください。

○藤田防災まちづくり部長 まず、舟運通勤社会実験でございますけれども、こちらは都と連携し、今、オリンピック等の開催中に実施する計画でございます。これは、バスや電車など身近な交通手段に舟運を加えることで、オリンピック等の開催時の混雑緩和になることから計画しているものでございます。区といたしましては、舟運、それから通勤といった観点から、区内だけで展開しては、エリアが狭いために、なかなか効果が得られず、都と連携することで広域の展開ができ、そして面で検証することができますので、こういった面で意味があるかと考えてございます。こうしたことから、7月から9月の平日20日間に実施する計画としているものでございます。

次に、五反田バレーについてでございますけれども、すぐそばの五反田リバーステーションを活用することから連携を考えているものでございます。五反田バレーのIT技術を活用いたしまして、例えば乗船をスムーズにする、スマホを活用した電子チケットといったものを新たな取組みとして行いまして、事業を盛り上げていきたいと考えてございます。

○筒井委員 そうしたデジタル技術も併せまして、ぜひ進めていっていただきたいと考えております。また、東京都では東京ベイeSGプロジェクトとして、有明・お台場の東京ベイエリアの活性化を進めようとしております。その中で、舟運の活性化も進めようとしており、ベイエリア対岸の品川区、そこに東八潮を有する品川区も、この状況を注視し、連動すべきと考えます。そのため、品川区から東京ベイエリアへの有効な舟運アクセスとして、東京国際クルーズターミナル近くの青海小型船発着所浮桟橋の活用を以前より提言しておりましたが、今の状況と今後の活用予定をお知らせください。

○藤田防災まちづくり部長 青海のほうでございますけれども、こちらは、品川区のいわゆる本体といますか、こちら側と併せて考えますと、東京港の航路を横断するような形にもなってございますので、様々な制約があるところではございますけれども、青海の桟橋を活用していくことは、区としても、水辺の利活用の中では大切なことだと考えてございます。

今年度は、教育委員会で、6年生・9年生の思い出づくり事業で活用されてございます。また、来年度につきましては、東京2020大会舟運事業において、青海と天王洲を結ぶ航路も検討されているところでございます。今後も、管理者であります東京都と連携・協力し、進めてまいりたいと考えております。

○筒井委員 品川区の舟運水辺活用の東京湾進出ということで、本当によかったと思います。どうもありがとうございます。

次に無電柱化について伺います。区では品川区無電柱化推進計画が立てられたところですが、防災や景観向上のため、一日でも早く区内の無電柱化が進むことを期待しております。ただ、道路幅が狭いこ

とや、近隣住民の理解など、幾つか困難な点があるかと思いますが、無電柱化に当たっての課題と、その解決策をお知らせください。また、最近、地震が多発しております。ここは防災面を重視して、防災上、重要なところから先行して計画を前倒しで進めることも考えられるかと思いますが、その可能性など、区のご見解をお知らせください。

○藤田防災まちづくり部長 まず無電柱化の課題についてでございますけれども、これまで区では、都市計画道路の整備の際、あるいは商店街におけるにぎわい創出の一環として、電線類の地中化ということで、無電柱化を進めてきたところでございます。こうした経験も含め、品川区という地域の特性から、課題といたしまして、道幅が狭いこと、それから調整・工事に時間がかかること、道幅が狭く時間がかかることもありまして、どうしても費用が多額にかかってしまうということ。こうした3点を課題として捉えてございます。これらを効果的・効率的に解決しながら、無電柱化を進めていく必要があると考えてございます。

次に、計画の前倒しについてでございますけれども、先行して行う、水道・ガス等のライフラインの切り回しに、なかなか時間がかかりますので、こうしたものを効率的に行うとともに、新たな地下埋設の工法等も取入れまして、工事に取りかかってからの時間を少しでも短くして、工事の完了の前倒しになるように、つなげていきたいと考えてございます。

○筒井委員 ぜひよろしくお願いします。

また、無電柱化に係る費用を抑えるために、低コスト手法が取られることかと思いますが、それは大地震発生時に耐えられるものなのでしょうか。耐震性についてお知らせください。また、都の区市町村無電柱化補助が再び令和3年度予算でつく予定ですが、活用の予定はありますでしょうか。

○藤田防災まちづくり部長 無電柱化に係る、耐震性についてでございますけれども、1つ、実施する際のコストの縮減も大切ではありますが、将来の維持管理、また災害時のメンテナンスや復旧あるいは復興といった点も考慮しないといけません。区内の、その地域における、無電柱化をする場所に合った工法を総合的に選びまして、耐震性を持ったものとして進めていくことを忘れてはならないと考えてございます。

また、東京都では無電柱化チャレンジ支援事業や、防災に寄与する補助メニューを拡充する予定だと聞いてございます。区が進めようと思う路線につきましては課題も多く、まさにチャレンジにふさわしい路線であり、こうした補助制度を積極的に活用していきたいと考えてございます。

○筒井委員 ぜひ、そうした耐震性の問題についても総合的にご判断いただいて、しっかり安全な無電柱化というものを進めていっていただきたいと考えております。また、東京都の補助を活用して、都と連携して、しっかりと無電柱化を進めていっていただきたいと考えております。

次に、デジタル化推進について伺います。住民の利便性向上、行政コスト削減のため、行政のデジタル化が今後一層進んでくることかと思われます。品川区でもデジタル化を進めていかれるご予定かと思いますが、ここで整理として、デジタル化の過去の実績状況、そして新規の実績、これからの実績予定をそれぞれお知らせください。

○堀越企画部長 デジタル化に関するご質問でございます。これまでの実績でございますが、手続き申込みなどの電子申請サービスの取組み、それから各業務システムの導入、それからRPA技術の活用、チャットボットなどをはじめとしたAIの技術の活用など、デジタル化の取組みにより区民サービスの向上や業務効率化を図ってきたところでございます。コロナ禍において、社会全体のデジタル化が急ピッチに進んでおりますので、区としても来年度、窓口のキャッシュレス決済の拡大、住民票等のオ

ンライン請求など、デジタル化をさらに推進していく予定でございます。

その先の、さらに今後の予定といたしまして、デジタル化を推進していくためには、国で示している、例えば情報システムの標準化に加えまして、区としては、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、それから先ほどご答弁申し上げた、ＡＩ、ＲＰＡの利用促進、加えてテレワーク、様々ございます。セキュリティ対策をしっかりとしながら、全庁的・分野横断的取組を強化してまいりたいと考えているところでございます。

○筒井委員 分かりました。このデジタル化の進歩というのは日進月歩といいますか、非常に速いスピードで進んできておりますので、行政としても、デジタル化の技術の進展にしっかりついていって、住民の利便性向上のために今後一層取組んでいていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

一方で、ほかの委員からも同じ趣旨の質問がありましたけれども、デジタル・ディバイド、すなわちインターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差が、何も対策を講じなければ、高齢者・低所得世帯とそれ以外で、大きく生じていくことが予想されます。これでは、せっかくのデジタル化の効果の低減や新たな問題が発生してしまいかねません。区として、このデジタル・ディバイド解消のための対策はお考えでしょうか。高齢者向けに、先ほどスマホ教室というのがありましたけれども、ほかにも具体的な事業があればお知らせください。また、スマホ教室の周知、なるべく多くの人たちに集まっていただくということが必要だと思いますけれども、周知方法の工夫というのはどう取られるのでしょうか。また、高齢者以外にも低所得者世帯への対策というのはいかがお考えでしょうか、お知らせください。

○堀越企画部長 デジタル・ディバイド解消のための対策ということでございます。情報格差が生じないよう、ＩＣＴ化の推進と併せて、まずはアナログ面での対応、いろいろな行政サービス、手続き面など、従来どおりの対応もしっかりと並行していく必要があると思っています。広報につきましては、紙、それからケーブルテレビ。紙というのは、広報紙、広報しながらなど、ほかの媒体、現在使っている媒体も、引き続き使用していくという考え方でございます。

併せて、やはりデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていくという考え方が重要でございますので、そういった意味から、今ご紹介がございました高齢者への対応などとして、スマホ教室、それから従来から行っているパソコン教室などもございます。スマホ教室は来年度から実施していくということでございます。

周知についても様々工夫をしていくということ、それから高齢者以外の部分につきましても、様々状況を見ながら、それぞれ検討し、進めていきたいと考えているところでございます。

○筒井委員 分かりました。教室については、やはり今、コロナ禍ということで、非常に難しい点もあるかと思いますが、ぜひ工夫しながら進めていていただきたいと考えております。

また、逆にスマホやＰＣなどＩＴ機器の長時間にわたる使用によって、脳機能が低下し、記憶障害の症状が見られる、デジタル認知症の問題があります。これは高齢者に限らず、若年層を含めた幅広い世代に起こり得る症状で、デジタル化に伴うマイナス面ともいえます。このデジタル認知症の対策をいかにお考えでしょうか。子ども、若年層、中年成人層、高齢者層といった世代別にお答えください。

○堀越企画部長 ただいまご紹介いただきましたデジタル認知症につきましては、デジタル機器の使い過ぎによる情報のインプット過多などによって、記憶力・集中力・注意力の低下などが起きるというようなことを言うものと理解してございます。この、いわゆるデジタル認知症といわれるものにつつま

しては、年齢にかかわらず発症する可能性のあるもので、デジタル機器の普及が進んだ現代ならではの症状であると考えてございます。

一方でスマートフォンの操作時には、例えば現在、高齢者の方や認知症の方の脳の活性化等、様々、そのような研究報告もなされておりますので、対策といたしまして、やはり適切に使う、それから使い過ぎを控えるなどということが必要だと思っております。

公式には、国による研究結果など、まだ発表されていない状況でございますので、幅広い年代の方にどのような対策をしていくかというものにつきましては、国の動向等を見ながら、研究していく必要があると考えてございます。

○筒井委員 分かりました。今後、特に子どもたちは、1人1台のタブレットということで、ICT教育が進んできますけれども、やはり結構、画面を見る、IT機器を使う時間が増えてくるのかと思いますので、今ご答弁があったように、国によるデジタル認知症の症状というか、そういうものを、まだ公式見解が発表されておられませんけれども、現場の教育を預かる品川区として、ぜひ注視していただきたいと考えております。

また、やはり今、スマホの普及率も高まっておりますので、一般成人向け、また今後使われるであろう高齢者層に向けても、その影響というのは、しっかりと追っていただいて、注意喚起をするものならば、しっかりと注意喚起などをしていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

次に、施設予約方法の改善について伺います。区のホームページは洗練されたものになりまして、大分見やすくなったと認識しております。一方、品川区施設予約システムのページは、品川区のホームページと全く雰囲気が異なり、古くささを感じるもので、横長のサイズとなることも相まって、非常に見にくい、分かりにくいものとなっております。先ほど部長からご答弁がありましたけれども、ほかの事業のデジタル化が進んでいるのに、品川区施設予約システムのページの状況は非常にもったいないことだと考えております。それで、品川区施設予約システムのページを、区民にとってより見やすく、分かりやすく、洗練されたものに改善すべきだと考えますが、この点、ご見解をお願いします。

○堀越企画部長 施設予約システムでございますが、平成31年3月に新システムに移行いたしました。これは、システム会社のパッケージシステムをいわゆるクラウド利用しているものでございまして、画面デザインなどの改修は、基本的に区単独では行えないのが現状でございます。とはいえ、利用者がより使いやすいシステムとなるよう、画面等の改善事項については、しっかりと事業者に対応をお願いしていきたいと思っております。また、現時点では残念ながらスマートフォンの対応を行っていないため、来年中には対応できるように、今、システム会社、事業者と調整しているところでございます。

○筒井委員 ぜひよろしくお願いします。品川区のホームページから品川区施設予約システムのページに飛ぶと、「あれ、これはどこか間違ったページに飛んでしまったのか」と本当に思えるぐらい、全く雰囲気やデザインが違いますので、それは区民の方にとって混乱を招くものと考えておりますので、ぜひ改修というか、新しいものにしていただきたいと考えております。スマホ対応もされていないということで、ぜひ、これも早急をお願いしたいと考えております。

今、見直しをされるということで、もう令和3年度から見直しをかけて、そのリニューアルが完成する見込みというのは大体どのくらいになると考えておられるでしょうか。お答えください。

○堀越企画部長 先ほどご答弁申しましたとおり、令和3年度中、来年度中の展開ということで、今予定をしていまして、事業者等と調整しているところでございます。

○筒井委員 調整ということで、見込みの、大体、何年かかるとか、そういう時間的なものは分かるでしょうか。お分かりになるなら教えてください。

○堀越企画部長 失礼いたしました。令和3年度内にはという意味で、今、考えてございます。先ほどご答弁申し上げましたとおり、パッケージシステムを使っているということと、品川区だけではなくほかの自治体も使っておりますので、そういった部分でのシステム会社としての調整に多少時間を要すると聞いておりますので、令和3年中には実際に新しく、スマートフォンでの対応の展開ができるように準備をしていきたいと考えてございます。

○筒井委員 わかりました。ぜひよろしくをお願いします。

また、しながわ区民公園の、バーベキュー釜が利用できるデイキャンプ場の予約方法ですが、電話で仮予約をして、利用日の1週間前までに公園内の事務所窓口に応込みとなっており、利用日の前に、わざわざ直接、公園に足を運ばないといけないという、非常に手間のかかる予約方法となっております。これも先ほど述べたとおり、デジタル化というのが非常に進んでいる中、こうしたデジタル化時代にふさわしくない、アナログかつ区民の利便性を損なうものと考えております。このデイキャンプ場の予約方法を、デジタル化に沿った、区民にとって利便性が高いものに改善すべきかと考えますが、いかがでしょうか。また、先ほどご答弁のあった品川区施設予約システムの予約方法に、いかにして組込んでいくかというご予定はあるのでしょうか。

○藤田防災まちづくり部長 区民公園のデイキャンプ場、公園での手続きということでございます。

こちらは、利用者にまず現場をしっかりと確認していただくということを1つの目的にしているものでございます。これによりまして、グループで、必要なものを事前に確認し、忘れ物をなくすという、1つの考えでございます。

また、デイキャンプ場でございますけれども、こちらは無料の施設になっておりまして、非常に人気の高い施設でございます。無料であるために、連絡もなく無断でキャンセルがあると、当日利用したい方が多くいらっしゃるのですが、現場は空いているというような形になるケースもありまして、様々な声を頂いた形から、こういった運用をしているものでございます。こうした事態をなくすために、1週間前までに確実に利用する意思表示をしていただき、利用許可をしているというのが実態でございます。現場の確認、それから2段階の手続きによる無断キャンセルの防止。こうした観点に合わせた手続きとしているものでございます。

区といたしましては、これまでの現場の実態を勘案するとともに、利用者の立場に立つことも非常に大切なことだと考えてございますので、今後、手続きの在り方については、施設予約システムの利用も含め、検討してまいりたいと考えてございます。

○筒井委員 ぜひよろしくをお願いします。キャンセルと無料使用というバランスなど、様々検討すべきことはあると思いますけれども、ぜひ改善するところは改善していただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

最後に、八潮北公園スケートボード場について伺います。小・中高生の間でスケートボードがブームのようです。そこで、品川区のスケートボード場といえば八潮北公園スケートボード場ですが、有名スケボーユーチューバーの方の投稿で、「6000万円で作られた東京で一番残念なスケートパーク」という動画が上げられて、それが70万回以上再生されているような状況であり、区民からも、「難易度が高く、初心者向けではない」、「狭くて助走ができない」、「坂の45度の傾斜が強過ぎる」、「レールで危険な箇所がある」等の様々な低評価を受けております。そういうこともあってか、利用者

が少なく、他の公園や施設に流れているようです。スケボーの利用が禁止されている公園に流れることになる、騒音など新たな問題が発生するおそれもあります。

そこで、まず確認ですが、この八潮北公園スケートボード場の建設費用と、スケーターなど関係者の声をどこまで取入れたのか、制作過程をお知らせください。また、区営のスケートボード場の在り方として、初心者向けに造られるべきであり、完成から4年目ということを踏まえて、スケーターやその関係者、区民利用者を入れての見直しの議論やアンケートを行う、そして改修するところは改修すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○藤田防災まちづくり部長 八潮北公園のスケートボード場の建設費用についてでございますが、おおむね6,000万円でございます。

施設の整備に当たりましては、他の施設の運営者、あるいはスケートボード協会の方、スクール等の主催者、大会ジャッジ、いわゆる審判員、また工事实績のある事業者などの意見やアドバイスも聞きながら、設計を取りまとめ、工事をしたものでございます。その結果、既製品のパーツを並べるのではなく、魅力的な、そして特色のあるスケートパークとするために、コンクリート製の特色あるセクションを多く配置するといった形にしたものでございます。

ご指摘のご意見があることも、私も確認してございますが、一方では楽しめるといった声や、毎回、スケートボード教室を開催すると定員以上の申込みがあるというようなことも、実態としてございます。とはいえ、年数もたちましたし、スケートボード競技そのものも常に進化し、そして新たな技やスタンダードも変わってきていることもあろうかと思えます。公園内の限られたスペースの中で設置した施設であり、限界はございますが、利用者の皆さんのご意見や、スケートボード教室に協力を頂いているプロスケーターの方もいらっしゃいますので、様々なアドバイスを頂くよう努めてまいります。

○筒井委員 ぜひよろしくお願いします。低い評価がネット上に流布してしまったのかと考えておりますけれども、このような低評価を、もう吹き飛ばす、変えていくように、そして、このスケートボード場がより進化し続けて、区民にとってよりよいスケートボード場を造っていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○渡部委員長 以上で、筒井ようすけ委員の質疑を終わります。

次に、田中さやか委員。

○田中委員 品川・生活者ネットワークを代表して、総括質疑をします。

まず、羽田新飛行ルートについて伺います。2016年に区長は、「区長として区民の立場に立って物を考えており、区民の立場からの態度を取る。ただし、それは現実起きた事柄に即して物を考えていく」と発言しています。新ルートが本格運用となった今、現実には騒音の被害が起こり、国内外でエンジン事故が連続し、落下物への区民の不安も広がっています。

区長に伺います。区長は、現実には騒音の状況や、連続する事故をどのように受け止められているのか、区長のお考えを伺います。

そして区は、「固定化回避検討会で、現ルートが固定化されないよう検討中なので、区民の声を聞くには及ばない」としてはいますが、固定化回避検討会の資料を見る限り、滑走路直前の品川区上空は変わらないのではと感じます。なぜなら、飛行方式の図は地図上に落とされていないため、区上空の変化が分からないからです。先ほど部長も、これでは分からないとご答弁されましたし、区としても、正確な、地図に落とした図を国に求めるべきと考えますが、見解を伺います。そして、固定化回避検討会は、い

つまで検討し続けるのか、期限を正確に示すよう、区は国へ求めるべきです。区としても、この頃までには検討会の結論を出すようにとの目処を当然持っていると考えます。区としての期限、目処について、お知らせください。

○中村都市環境部長 まず、委員からご指摘のありました、現在の航空機の故障といった事案や、そういった発生したことについての区の受け止めとしては、非常に重要であり、かつ重く受け止めております。こういったことはあつてはならないことですし、国に対しては万全な予防策、これは今まで以上に、さらに一層の万全策を取っていただくということ。また、再発防止のために、国内機のみならず、国際線、外国の航空機に対しても厳しく対応していただく。そういったことが必要だと考えております。

実際には、昨年５月２０日に、実際に本格運航を開始した後に、区長が、やはり区民の安全に配慮した方策を引き続き進めていただくことと、固定化回避の検討会を開いていただきたいという意味で、固定化を回避する検討をしていただきたいといった要望を出したところでございます。また、それ以外にも、適宜、国に対しては、安全対策について働きかけをしているところでございまして、現在、固定化回避の検討会も進んでいる。また、騒音に対する防音対策も一定程度行われてきている。また、落下物に対しては、国内外に対して、世界的にも類を見ない厳しさの点検が行われて、日本国内では非常に安全が図られているというところ。ただ、そこにおいて昨年の１２月に起きた那覇空港での事案については、区として重く受け止め、これについて特に国に対して申し入れも行ったというところでございます。

そして、固定化回避検討会が進む中で、区民の声を聞くには及ばないということではなく、常日頃から区民の声も毎日聞いております。そして、適宜、国に対して区民の声を届ける。そして、区も適宜、様々な場を活用して、国に対して要望していております。

それから、先ほど委員からもご指摘がありました、固定化回避検討会の過程の中で、資料が不正確というか、曖昧なところもあるというところ。これは、先ほど私も同じように答弁を差し上げました。区も同じ思いでございます。やはり、正確な地図に、今後検討される検討経過を落としていただきたい。これが一番分かりやすいことですので、それをやっていただきたいということ。こういったことは引き続き、国に対して求めていきたいと考えております。

次に、固定化回避検討会の期限を切ることというご質問、最後のご質問についてですが、固定化回避検討会は、昨年の６月３０日から開催されておりますけれども、今年度につきまして、国としては、メリットとデメリットを整理するというふうに言っているところでございます。それ以降、どうするかということ。国からは、以降の予定について聞いても、まだ未定ということでございます。技術的な検討ということで、やはり区としても難しい内容ではあると思うのですが、ただ、できるだけ早く結果を示してほしい、こういった考えでございます。しかしながら、専門家が検討していく中ですので、注視していくことはできても、期限を切るのは困難と考えます。引き続き、可能な限り早急に示すよう求めてまいります。

○田中委員 区長答弁については、区長が答えない限り、引き続き今後も質問していきます。そして、正確な図について、国にちゃんと書面で求めてください。そして、目処について、国がこのまま検討会を先延ばしにすることがないように、区としてきちんと期限を強く求めるべきです。

続けます。以前、視覚障害者福祉協会が出された請願が採択されました。協議をされた後、視覚障害者への配慮が当然されたかと思いますが、具体的にお知らせください。そして、同行援護が国の支給基準までされているのは当然として、それ以上の支給をされているのか確認します。また、発達障害など、

ほかの障害がある方たちとの協議や対応がされたのかを伺います。

○伊崎福祉部長 3点ご質問頂きました。

まず、視覚障害者の方への配慮でございますが、前回、請願を受けた後、お話を伺い、やはり区民の皆様は視覚障害者の方への支援・配慮などを行ってほしいというようなご要望がございましたので、区としまして、区民向けのハンドブックなどを配布して、そういった支援についての理解の普及を図っているところでございます。併せて、今、同行援護についてご指摘がございましたけれども、こちらについては、必要に応じて移動のときに援助を行うということで、お申出を頂ければ、国の基準はあくまでも基準でございますので、必要に応じてそちらのほうは対応しているところでございます。

発達障害の方につきましては、具体的に、羽田の新ルートに関してのお声ということは頂いていないのですが、イヤーマフという日常生活用具がございますので、そちらの支給をするなどして対応できると考えています。

○田中委員 すみません。羽田のところで、目処、区としての期限はいつ頃かというのを強く求めるべきだったのですけれども、いつ頃までという期限を、見解を伺いたいです。

そして、視覚障害者の方たちへの対応です。協会に入っていない視覚障害者の方にも支援が広がったのですよね。広がったということを広く周知していただきたいと思います。また、発達障害に限っていません。発達障害者など、ほかの障害のある方たちにも、区に被害、これによる影響を、声を上げてくるのを待っているのではなくて、積極的に区から聞きに行っていただきたいと思いますと強く求めます。見解を伺います。

次に、来年度予算のマイナスシーリングの考え方と、関連して、委託の考え方を併せて伺います。2021年度予算では、各部局長にマイナス10%シーリングを依命通達されました。各部において、どのような事業を削減したのか、シーリングの判断基準と具体的に削減した事業をお知らせください。

生活者ネットワークは、依命通達にあるように、感染拡大を徹底的に防止し、区民の生活・経済を支え、特に子どもや高齢者、障害者など社会的弱者を守る施策展開に積極的に取り組み、重点を置くべき事業を見定めることが重要と考えます。庁舎やまちづくり事業については、一度ここで立ち止まる意味でも、シーリングをかけるべきではないかと考えます。予算書を見ると、各地域のまちづくり事業で検討委託費が計上されています。区として、まちづくり計画の策定は全て委託にするという方針があるのでしょうか。併せて、予算額に対しての区全体の委託料についても伺います。

以上3点です。お知らせください。

○中村都市環境部長 羽田新飛行経路の固定化回避検討会の期限についてですけれども、専門家が技術的な検討をする中で、区から期限を切るとは困難と考えます。しかし、引き続き、可能な限り早急に示すよう求めてまいります。

○伊崎福祉部長 障害のある方への対応についてお答えいたします。先ほど申し上げました支援につきましての周知、それから障害のある方の意見・ご要望などにつきましては、毎年、団体の方からのヒアリングを行っているほか、それぞれの方が直接相談をしている計画相談事業所や拠点相談の事業所などからも意見をお伺いして、それを区に上げていただくように考えております。今もやっているところでございます。

○品川財政課長 マイナスシーリングの件でございますが、基本的には、経常予算の中で定例的に予算要求を行っている経費について、見直しをするものでございます。

各部の主な見直しの内容でございますが、企画部、総務部、それから文化スポーツ振興部、健康推進部につきましては、一般需用費や備品購入費。それから、施設を多く持つ、地域振興部、子ども未来部、それから都市環境部、教育委員会は、光熱費および工事費の部分。それから、防災まちづくり部につきましては、道路・公園等の維持のための工事費。それから福祉部につきましては、光熱費や備品の購入費が主なところでございます。それから、予算全体の委託料のところでございますが、全体としては約16%となっております。

○田中委員 まちづくり計画策定を全て委託にするという方針があるのかということを聞いたのですが、お答えがなかったので、もう次に行きます。

まちづくりについての委託の考え方として、強靱化地域計画と災害廃棄物処理計画作成委託について、適切な委託であったのかを、事例を挙げて伺います。強靱化地域計画については、国が示すガイドライン、「わがまちの強靱化度」簡易チェックシートで、区が品川区の状況を把握して、その結果を踏まえ、委託内容を決定し、その内容に適した委託事業者を選択すべきだったと考えますが、見解を伺います。

災害廃棄物処理計画です。災害が去った後、復旧作業に取り組んで、自宅の片づけなどをするのは区民です。災害廃棄物仮置き場まで、区民がどの程度なら持ち運べるか、どこまでなら分別をできるかなど、区民と共に考える必要があります。地域状況を熟知する区が、区民の声を反映させながら、災害廃棄物処理計画策定に積極的に関わるべきと考えます。計画策定の手順と、その中で区民が関われるタイミングがあるのかについてもお知らせください。以上、3点伺います。

○藤田防災まちづくり部長 私からは、強靱化地域計画について、お答えさせていただきます。

現在、強靱化地域計画につきましては、来年度、地域計画を策定するという事で、作業を今、予算が確定することを前提に、手続きを少しずつ進めているところでございます。今回、その委託に関しましては、やはり委託業者の選定に関して、強靱化地域計画を様々経験している業者の中から選定すべきだと、区でも考えておりますので、そういった業者の中から入札し、契約する考えで、今、進めているところでございます。もちろん、その中で、区の脆弱性などに関しても熟知した事業者であると考えているところでございます。

○滝澤災害対策担当部長 災害廃棄物処理計画の件でございます。計画作成に当たりましては、地域防災計画との整合を図りながら、応急救助・復旧段階における災害廃棄物処理が軽微にならないよう、防災課が全般の調整を行いながら、それぞれ関係機関との調整をして、実効性の高い計画を策定してまいりたいと考えております。

手順につきましては、4月に委託契約をしまして、6月頃までに骨子を作成し、7月から関係機関や庁内調整を実施、10月以降、原案を作成予定であります。災害廃棄物処理計画自体、公園などを仮置き場として選定することや、区民による分別・排出要領を周知・徹底する必要があることから、区民に対する意見聴取については具体的に検討してまいりたいと考えております。

○田中委員 区民が関わるタイミングがあるということで確認させていただきました。本当に、区民が関わらなければ成り立たない計画だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

そして、生活者ネットワークが依頼した廃棄物調査で、災害廃棄物処理計画について清掃事務所に答えていただきました。その報告では、「災害廃棄物に関しては、地域防災計画に位置づいているとしています」と答えられてしまって、つまり、清掃事務所としてのお答えがなかったことがありました。ぜひ庁内でも連携していただいて、そして区民への情報提供も、ぜひよろしくお願いいたします。

次にいきます。新庁舎整備基本構想、広町地区整備を例にして、委託の考え方について伺います。新

庁舎整備基本構想の委託内容6項目では、新庁舎整備の基本理念の作成や、必要な新庁舎機能などの検討が含まれていましたが、基本理念については、区民や議会の意見を聞き、区が作成すべきではないでしょうか。機能検討については、これから答申が示される庁舎機能検討委員会とどのようにリンクさせていくのか。以上、2点伺います。

○榎本総務部長 新庁舎計画の次年度の計画についてのご質問です。

基本構想の部分などがありますけれども、これは、基本構想・基本計画を全部連続してやっていただくということで、業務委託を考えているものでございます。もちろん、構想そのものは、今、現在行われている庁舎機能検討委員会の中でも、もう大分浮き彫りになってきておりますので、そういうものを基につくっていくという形でございます。業者が直接そのことに関して、一からつくるという話ではございません。

それから、庁舎機能と今回の計画のつながりですけれども、この間ずっと、庁舎の改築・改修についての新計画について検討してきて、現庁舎の抱えるいろいろな課題、それから求められる新庁舎の機能検討、それを今度、具体化していくということで、どれぐらいのボリュームでどれぐらいのものをつくっていくのかという、より具体化したものに発展していくということで、連続的につながっているものでございます。

○田中委員 新庁舎整備基本構想の基本理念についてまでも委託するということは、これこそ区民や議会の意見を聞いて、区として理念を作成すべきではないかということを思うので、もう一度ご答弁いただけたらと思います。

そして、パブリックコメント等の区民合意形成についても委託に含まれています。区民合意こそ、区が率先して関与し、実施すべきではないでしょうか。区民の理解を得て進めていくという、区の姿勢が問われると考えますが、見解を伺います。

また、区民に示す素案や議会報告資料の作成、そして外部検討委員会運営支援についても、議題の素案から進行案、想定質疑までも委託されています。ここまで委託すべきなのでしょうか。伺います。そして、基本構想に関する会議実施支援については、合意形成が目的となっているように読めますが、意見を聞き取り、合意形成ありきではないということを確認させてください。

以上、3点伺います。

○榎本総務部長 まず基本理念のことですけれども、基本理念そのものを委託しているわけではございません。そういう項目がありますということで、新規事業者も含めて、今回プロポーザルをかけておりますので、全体像が分かるように、例示を多く入れているものでございます。そういうものがないと、今どこまで進んでいて、これから何をやるのかというのを、事業者はある程度把握した上でプロポーザルに入ってくるわけですから、そういう細かいところを想定として示しているものでございます。

それから、それぞれの運営支援の部分につきましても、どこまで支援するのかというのが、要は委託事業の見積りをするときの判断材料になるわけですから、細かく書いておかないと、「いや、それは当初の仕様の中に入っていなかった」と言われても困りますので、それは幅広く入っているものでございます。

それから、区民との接点というか、意見を聞く場について、まず、今回考えているのは、庁舎機能検討委員会のまとめができた段階で、ワークショップを行っていくということが1つ。それから、基本構想の案ができた段階で、またワークショップを行っていくことが1つ。それから、基本計画が出た段階でご意見を聞いていくという形で、かなり多重的に考えているものでございます。もちろん、基本構想、

庁舎基本計画の検討委員会は、運営委員会を開いて、それぞれ区民の方、地域団体の方に入ってもらって、意見を聞きながらやっていくというものでございます。

それから、合意形成の部分につきましては、これはあくまでも庁舎というのは区分所有になっていますので、区分所有者の合意がない限りは、この建物を改築することができませんので、そのことを指しているものでございます。

○田中委員 基本理念についてです。今ご説明いただきましたけれども、だとしたら、区としての基本理念を示すにとどまり、委託項目の中に含める必要性はなかったのでは、委託する必要はなかったのではないかと思います。見解を伺います。

続けていきます。そして基本構想、基本計画策定の委託業者は、今年の4月上旬に決定します。基本理念を含め、事業費および財源計画までの6項目は、今年の7月末までの約3か月で作成することになっています。スケジュールが拙速に感じますが、見解を伺います。

項目の中には、機能調整として第二庁舎の残地活用も含まれていますが、事業者には第二庁舎の方向性をも託すのでしょうか。これについても区民や議会との議論が必要かと考えますが、見解を伺います。また、広町まちづくり、土地地区画整理事業による制約条件の整理や課題の整理、対応策の提案も、新庁舎基本構想の委託に含まれています。今話しているのは、庁舎基本構想の委託なのです。その中に、この土地地区画整理事業や広町まちづくりのことも含まれていいのかということが、ちょっと分かりません。そのところをお知らせいただきたいと思います。

以上、3点伺います。

○榎本総務部長 まず基本構想の部分ですけれども、どこを指して言っているのかよく分からないのですけれども、基本構想の検討、それからプロジェクトチームの運営支援、区民合意に関する支援、議会報告等に関する資料作成、広町土地地区画整理の調整支援、外部検討委員会の運営支援、共通業務という形で、まずはそれが構想の内容で、そのほかに基本計画の検討、それからそれぞれの支援等、幅広く入っているものでございます。そういったものを入れて、基本構想・基本計画の全体の調整を進めていこうと。区が中心となって、支援を受けながら進めていくというものでございます。

それからスケジュールに関しては、総務委員会でも示したとおり、たしか9月に素案を出すという形になっていますので、その前のたたき台は7月ぐらいに出さないと、庁内内部での検討もできませんので、そういったスケジュールで示しているものでございます。

基本的な方向性はもう、庁舎機能検討委員会の中で、どういう機能を入れるかというのは出てきますので、あとは具体策をどう落としていくかという形になりますので、当然、専門ノウハウのある事業者であればできると想定しております。

それから、第二庁舎の活用に関しましては、第二庁舎を一応残す方向でということで総務委員会でも答弁いたしましたけれども、そういう形なので、区のほうで考えて、それをどういうふうに活用していくかということで、ただし、残すとなると、今の新しいほうとのつながりというものを考えなければいけませんので、そういうものはいろいろアイデアがあれば、そういうものも活用していきたいと考えております。

それから、議会との関係につきましては、今は総務委員会でそれぞれ報告しておりますけれども、今後、議会の中でも適時適切に報告しながら、ご意見を伺っていきたいと思っております。

それから、広町の関係についてですが、直接関係するわけではないですけれども、そういう制約があるという中での検討になりますので、その制約については、きちんとつかんでいただかないと、全然制

約がない中での検討をされても困るという形でございます。

○田中委員 先ほど、何を示しているのか分からないと言われたのですが、示しているのは、品川区新庁舎整備基本構想・基本計画検討業務委託、簡易型プロポーザル方式公募型の実施要項です。それについて、今、質問をしていました。そして、第二庁舎の残地活用についても、残す方向で説明をされていたということなのですが、しかし、この活用についても含まれているのです。業者に、その活用について、どうしていくのか示していく説明を含めています。このことについても、やはりきちんと区民と議会で議論があつての上だと思います。やはり委託に関して、ちょっとどうなのだろうということを思います。そしてまた、広町との関連です。ここについても、関連するのでといった趣旨のご答弁だったので、課題の整理や対応策の提案も、この委託の中に含まれています。今回の委託の量が膨大なのです。これが本当に適切な委託であるのかということも含めて、もう一回、伺いたいと思います。

また、冒頭に、連続した事業なのでといったお話があつたのですが、このプロポーザルの業務委託の相手は、もう既に決定しているのかというのを思ってしまったのですが、この量を新規の事業者がやるのはなかなかやりづらいのかなというところも思います。そこについても伺います。

そして最後に、子ども・若者支援の充実を求めて質問します。感染症の収束が見えず、1年が経過しました。この間、区は様々な支援策を行ってきましたが、子ども・若者への施策はあまり見えにくいと感じています。これは、東日本大震災のときにも、社会全体の課題として挙げられていました。子どもたちは、社会が大変な状況だと理解しているからこそ我慢しています。我慢の影響が数年後に現れる可能性が高いという民間調査の報告もあります。それに比例するかのように、子ども・若者の自死も増加しており、子ども・若者への救済支援は急務だと生活者ネットワークは考えます。感染症が広がり、日常が一変した子ども・若者の声を、これまで教育委員会、子ども未来部、保健所はどのように聞き取ってきたのか伺います。そして、子ども若者応援ネットワークなど、子どもに関わる団体と区で、子どもたちの状況について情報共有を行う機会はあるのか、そこから生まれた支援・施策があればお知らせください。伺います。

○榎本総務部長 まず、最後に質問があつた、事業者が決定しているのかということですが、今、委員がご覧になっている実施要領の中にきちんと書いてありまして、1次審査が3月9日、2次審査が3月22日、選定会議が3月29日ということで、まだ決定しておりません。

それから、量が膨大だということですが、この仕様書を作る前段階に当たって、それぞれ関係事業者からのヒアリング等も参考にしながら行っているのです、この量が膨大とは考えておりません。

それから、第二庁舎についての利用は区が決めるものですので、区が決めた上で、それをどういうふうにご利用するか、どういうアイデアがあるか、どういう価値があるのかというところは、1つ、項目としてあると考えております。

○齋藤教育次長 私からは、支援を必要とする子どもの声等についてのご質問にお答えいたします。

学校の臨時休校により、学習の遅れや友達に会えないといった孤独感など、様々な不安を抱える子どもが多いということは認識しております。教育委員会では、学校再開後に、生活アンケート調査を実施し、不安を抱える子どもたちに、学級担任等による丁寧な観察や個人面談、必要に応じてスクールカウンセラーが面接を行うなど、子どもたちの小さな変化を見逃さないよう努めております。

次に、情報共有についてですが、気になる様子が見られる子どもたちについては、必要に応じて、HEARTSなどが支援を行っておりますし、虐待、ネグレクトなど深刻な事例については、子ども家庭

支援センターに連絡して対応してまいりました。今後につきましては、GIGAスクール構想に伴いまして、1人1台のタブレットを配付いたしましたので、これを活用し、学びの保障や連絡相談など、これまで以上にきめ細かく取組んでまいります。

○柏原子ども未来部長 子ども・若者に関する支援のところでございますが、子ども未来部といたしましても、こういった状況といたしますか、この把握につきましては、例えば児童センターの通常の運用の中で、気になるお子さんなど、相談を受けた場合には、そういったところを受けるということもございますし、すまいるスクールも同様でございます。

それから、子ども家庭支援センターで直接、相談を伺ったりということもございますし、子ども若者応援フリースペースでも、お預かりしている方々から直接相談を受けたり、会ったりといったところもございますので、子ども未来部といたしましても、広いチャンネルを持って、そういった声を伺っているという状況でございます。

情報共有に関しましては、今、教育次長からもご答弁がございましたけれども、それに併せて、要保護児童対策地域協議会というのがありますので、こういった中で、地域の関連機関とも情報を共有して調整しているといったところでございます。

○堀内品川区保健所長 保健部門でも、若年者・女性の自殺が増加しており、30代以下の若い世代に対する自殺予防の取組みは非常に重要だと認識しております。情報共有につきましては、相談窓口を持つ庁内の関係部署の実務担当者での会議や、医療福祉や警察、消防、児童相談所やNPO法人などの関係機関による協議会を活用しまして、情報共有や施策の評価等を行っております。

取組みにつきましては、これまでの6年生から9年生へのSOSカードの配付や、SOSの出し方教育に加えまして、今後は、高校生や大学生へも積極的に普及啓発を展開するとともに、特に対面での相談をちゅうちょする対象へ向けまして、印刷物へのQRコードを活用し、SNS等による相談につながるような環境整備にも努めてまいります。

○田中委員 子ども・若者施策です。保健所の具体的な支援の施策は分かりました。私が聞き取れなかったのかもしれないのですが、ほかの部で、今、支援施策はどのようなものがつくられたのか、もう少し具体的なものをお知らせいただきたいと思います。

また、情報共有についてです。子ども・若者応援ネットワークなど、子どもに関わる団体との連携について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

また、新庁舎のほう、基本構想のほうです。第二庁舎の残地について、区のものなのでという、区が決めるとご答弁があったのですが、庁舎も第二庁舎も区民の財産です。「区が」という主語になるのは、ちょっと納得がいきません。区民の財産ですので、ちゃんと区民にも意見を聞いてほしいですし、「どうしますか」と投げかけてほしいです。伺います。

○榎本総務部長 「区が」というのは、区が所有しているという意味での、扱いをどうするかを、まず第1段階で決めるという形です。最終的に案がまとまれば、それをそれぞれ議会に報告して、それからワークショップ等をして、意見を聞いていくという流れになると考えております。

○柏原子ども未来部長 まず、地域の団体といたしますか、そういったところとの情報共有の在り方といたしたところだと思います。様々な団体の方々がいらっしゃったりというのがございますので、こういった機会を捉えるかというところがありますけれども、情報のやり取りというのは必要な部分であろうかと思っておりますので、やり方については幾つか検討が必要だろうと思っております。

それから、施策の部分につきまして、子ども未来部のほうでは、新年度に居場所スペースと、それか

ら学習支援といったところを統合して、相互連携して効果を上げるというようなところでの、区民住宅を改修しての事業というのも展開しておりますので、そういった多様な視点が必要だという捉えがありますので、そういった視点で事業展開をしていければと思ってございます。

○田中委員 庁舎の部分です。「区が」や「議会が」ではなくて、区民の声を聞くという立場に立っていただきたいと強く求めます。

そして、子ども・若者施策です。支援について、区が考えることも重要なのですけれども、子ども・若者の当事者からの声もぜひ聞いていただきたいと思います。それに合った支援施策が求められます。例えば子どもオンブズマンの設置を含め、声を聞く機会と関係団体との十分な連携体制を、改めて構築していただきたいと求めますが、見解を伺います。

○柏原子ども未来部長 当事者のお声というところでございます。そういった視点というのは大切な部分であろうかと思えます。やり方につきましては、先ほどもご答弁いたしましたけれども、様々な手法が考えられると思えますので、そういった中で、関係機関とも連携しながら、こういったことができるかというのは検討していきたいと思っております。

○田中委員 様々な手法の中に、ぜひ子どもの声を聞くということ、子ども自身、若者自身の声を聞く機会というのを広く捉えていただきたいと思えます。そして、子どもオンブズマンの設置についてご答弁がなかったもので、ぜひ前向きなご答弁を頂きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○柏原子ども未来部長 先ほども申し上げましたが、様々な意見の聴取の仕方や、制度といいますか、在り方というのはあるかと思えますので、先ほど申し上げたいろいろな関係機関と連携している中で、そういったことはどういう手法が取れるのかというのは、今、委員がおっしゃったようなところも含めて、何ができるかということを含めて、検討させていただければと思います。

○田中委員 これから児童相談所も設置されます。ですので、子どもの声を聞くという機会は、必ず設けてほしいと思えます。子どもオンブズマンについて強く要望いたします。以上です。

○渡部委員長 以上で、田中さやか委員の質疑を終わります。

次に、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 しながわ無所属クラブを代表して総括質疑を行います。

まず初めに、品川区のシティプロモーションについて伺います。品川区は平成27年よりシティプロモーション事業をスタートさせ、キャッチコピーの作成や動画での情報発信を行ってきました。2年後には、都内初となる全国シティプロモーションサミットの開催や、現在ではSNS・アプリを利用した積極的な情報発信等、様々な取組みを進めているところであります。これまでの取組みについて、区としてどのような方針で、このシティプロモーションを行ってきたのか、伺います。シティプロモーションには、外向け・内向けの情報発信があると考えています。どのようにバランスを取って行ってきたのか。やはり、最初は外向けの発信が多くあったのかと思いますが、どのように重点を置いて行ってきたのか、伺います。

○堀越企画部長 シティプロモーションでございます。当初、この取組みを始めました段階では、活力ある品川区であり続けるというのが、まず1つでございます。それから、訪れた方が区の魅力に触れ、住んでみたいと感じていただくこと。これが1つでございます。それから、区民の皆様に、区に対する愛着と誇りを感じていただいて、住み続けていただくこと。こういうことを考えまして、今、ご紹介いただきました様々な取組みを進めてきたところでございまして、訪れる方向けに関しては、例えば観光情報やイベントの情報等、それから区民の皆様にとっては、それぞれ区内で活動されている方の活動

のご紹介など、人情に訴えるような形でのシティプロモーションを展開してきたところでございます。

○大倉委員 バランスよく、内外に向けて発信をしながら行ってきたということであると認識いたしました。

シティプロモーションは、目的に沿って、動画やグループワークの実施など様々な取組みを、そういう意味では今までもしております。しかしながら、直近の世論調査では、品川区への愛着や親しみなどを感じているかという項目が、前回よりも5%下がっております。さらに、シティプロモーションの施策についての認知度を調べた項目では、PR動画や品川区情報アプリ、インスタグラムやフェイスブックといったコンテンツを、90%近くが「知らない」と回答されており、課題であると考えます。

こうした点を踏まえて、品川区の行ってきたシティプロモーションの取組みに対して、区ではどのような評価をされておりますでしょうか。分析も併せてお知らせください。区内へのアピールと区外へのアピール、それぞれの評価についてもお知らせいただきたいと思います。

○堀越企画部長 これまでの取組みというところでございます。

まず、区外というところでございますが、全国の3万人に対して行われている地域ブランド調査というものがございます。これは、約1,000自治体が対象となっておりますが、この中で認知度が全国で18位、それから様々なメディア等で紹介される情報接触度が全国の中で12位と、この部分については上昇傾向にございまして、一定の成果があったものと分析してございます。

それから、区内へのアピールというところでございます。今、若干ポイントが下がっているようなご紹介を頂きましたけれども、それでも世論調査では、愛着や誇りを感じている方、それからどちらかといえば感じているという方の合計が、8割を超えておりますので、こちらも一定の成果があったものと考えてございます。ただ、いろいろな、インスタグラムやフェイスブックといった、シティプロモーションのツールの認知度については、やはり強化が必要だと考えているところでございます。

○大倉委員 分析をありがとうございました。

区内に住む若い世代が増えている分、なかなか愛着がないということで答えてしまう人が増えているのかとも読み取れましたので、これからはしっかりとアピールをしていただければと思います。

そして、今いろいろと評価について教えていただきました。その中で、効果検証というところで、非常に重要だと思っております。現在、品川区の世論調査では、いいところ、友人に勧めたいところを聞いておりますが、それだけではなく、品川区が課題としている点に分かるようなアンケートを実施してはいかにかと思います。特に転入・転出時に行うなどの取組みは、シティプロモーションがどのように効果があったかという部分では非常に分かりやすいのかなと思いますので、そうした調査についてのお考えをお知らせください。

○堀越企画部長 いろいろなアンケートに関するご提案でございますが、転出入の際のアンケートは、平成30年度に試験的に約半年間、実施したものでございます。そのときのおおむねの内容といたしましては、やはり転入・転出の7割近くを20代・30代の若い世代の方が占めております。それで、転出の理由については、仕事が40%、学校関係が20%でございます。転入理由は、仕事が60%近くでございまして、そのほか、居住見込み年数が2年から5年程度ということでございまして、まとめますと、通勤・通学のための若い世代の方が、短期間で転入・転出しているという状況が見て取れます。

シティプロモーションと絡めたアンケートという観点につきましては、様々、やり方も含め、検討していきたいと思っております。ご提案のあった、課題としている点など、先ほどの地域ブランド調査

や、そのほかのインターネットを通じた調査など、なかなか効果検証が難しい部分はありますけれども、デジタルツールや様々な手法も検討していきたいと考えてございます。

○大倉委員 ぜひよろしくお願いいたします。

品川区には、区民にとって役立つ取組み、魅力的な点というのが、私も生まれ育ちが品川区ですから、非常に多いと思っております。そうしたシティプロモーションの活動に対して、きちんと今後、戦略を練っていくことが重要だと思います。今般、世界的な情勢が変わる中、今、5年間の経験を品川区はシティプロモーションとして蓄積しております。改めてシティプロモーションの戦略策定をすべきと考えますが、区のご所見を伺います。また、地域への愛着を持つために、地域活動への参加、地域参加意識の醸成が必要と考えております。特に、これから長く住んでもらう若い世代に対して取組みが必要だと考えますが、若者が地域活動を支える人材になるような取組みの、今後の考え方についてお知らせください。

○堀越企画部長 シティプロモーションの引き続きのご質問でございます。

現在までは、オリンピック・パラリンピックを目指しまして、コロナ禍の状況にございますが、イベント的なものも数多くやってまいりました。オリンピック後という観点というわけではございませんけれども、今後の戦略的な考え方といたしましては、やはり区内の歴史や、それから皆さんの活動といった魅力を発見して、皆様にそれを発信していくことが必要だということで、区外はもちろんですが、区内にもよりスポットを当てて展開していきたいと思っております。併せて、先ほどの繰り返しになりますが、いろいろなインスタグラム等も使いながら、シティプロモーションを展開していきたいと考えてございます。

○久保田地域振興部長 地域活動に関してですが、若い方が地域活動に参加することは、地域活動の活性化と発展にとって重要と考えておりまして、現在でも地域活動を始めたいというご相談があった場合には、地域活動課または地域センターの職員が直接お話を伺いまして、個別に対応しております。また、若い方が地域活動に気軽に参加できるきっかけをつくる仕組みが必要でありますので、区民活動情報サイト「しながわすまいるネット」の活用も有効と考えておりまして、こうしたインターネットサイト等も活用しながら、引き続き、若い方の区民活動を支援してまいります。

○大倉委員 最後に、シティプロモーション戦略等を策定していくことも必要かと思っておりますので、改めてその点についてお聞かせいただければと思います。

次の質問に移ります。品川区のeスポーツに対する考え方についてです。現在、eスポーツは国体の文化プログラムとして競技になり、また自治体等では様々なイベントが開催され、認知度が高まっております。様々な場面で活用されているようです。また、将来のオリンピックのメダル競技にも、eスポーツはなると言われ、現在の子どもたちのアンケート調査では、eスポーツの選手という職業が上位に位置しております。高校でも、eスポーツを部活動として行う学校が増えているところです。文部科学省が後援して、毎日新聞が主催するeスポーツ高校大会では、現在300校が参加され、来年は1,000校を超える学校が参加されると言われております。また、東京12チャンネルが開催するeスポーツ大会、こちらは既に1,000校を超える学校が参加すると言われております。さらに経済産業省も、大会開催などによる経済効果だけでなく、システム開発者の育成につながるなど、社会的な意義を持つ可能性があることに言及しています。

こうした流れを品川区はどのように捉えているのでしょうか。伺います。また、eスポーツについて、区で現在、取組があればお知らせください。

○堀越企画部長 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、戦略的な考え方といたしまして、例えば区内の歴史や、人の活動にスポットを当てるということで、今、「つなごう品川」という冊子を作ったり、それからそのウェブ版を展開してきております。これらの今進めていることと、これまで行ってきたこと、実施したことをまとめて、また整理しまして、今申し上げたような考え方を中心に、また考え方をまとめて、ホームページ等で、区のシティプロモーションに対する考え方を発信していくなど、どんなやり方ができるか検討していきたいと思っております。

○山崎文化スポーツ振興部長 eスポーツにつきましては、オンラインでつなぐというようなことがバックグラウンドにありますので、やはり5Gなどの技術革新といったものが、進展の一番根っこにあるのかと捉えているところでございます。今後ますます市場は拡大していくのだろーうということでございます。

それから、現在の区での取組みにつきましては、具体的にeスポーツの部分についてはございませんが、1つ、関連事例としまして、区のCSR推進協議会に加盟しております、大崎に本社がございます大手ゲームメーカーが、そうしたCSRの取組み、貢献活動の一つとして、そのメーカーが保有している「ぷよぷよ」という名称のゲームがあります。こういったプログラミングソフトなどを試行的に提供していただいて、ワークショップをされているというような状況にあると伺っているところでございます。

○大倉委員 自治体によっては、国体の予選大会の開催の誘致や、今お話がありましたが、大手企業からのICT教育などを絡めたイベントを行うといったことに取組まれているところであります。

さらに、eスポーツは、コントローラーなどを使用して競技を行うため、実際のスポーツより年齢差や性別差、障害の有無といった影響を受けにくく、多様な人々に楽しんでもらえるコンテンツであると思っております。eスポーツの、障害者・高齢者へ期待される効果として、障害で失った身体能力をほかで補う訓練へのモチベーションの維持、リハビリ、社会参加のきっかけにもつながり、社会的意義が大きいと考えられます。また、高齢者では、認知症予防、健康増進、社会参加促進が挙げられます。日本アクティビティ協会は、超高齢化社会の課題解決を、アクティビティを通じて社会的課題解決のお手伝いをするということを目的に設立した協会ですが、その代表のお話では、eスポーツを行うことで、認知症を進行させない効果があり、またシニア層のコミュニティづくりにも役立つとされております。eスポーツの効果について、品川区ではどのように捉えているのか、こうした観点から、お知らせいただければと思います。

また、eスポーツは、大会運営による地域振興、また観光客の呼び込み、関連する商品の開発等による地域産業の活性化、eスポーツを入り口とした未来のエンジニア人材の育成、健常者も障害者も共に楽しめる新しいコンテンツとしての魅力など、期待される効果が多岐にわたると考えます。eスポーツの活用について、区のお考えを伺います。また、こうした課題解決に向けた取組みとして、eスポーツの活用ができると考えますが、併せてお知らせください。

○山崎文化スポーツ振興部長 eスポーツの効果という意味では、例えば障害者などがeスポーツを通じましてリアルなスポーツを感じていただくというような、スポーツ振興に資する部分といったものもあるかと思っております。

それから、委員に事例を紹介していただきました、社会参加の促進といった部分も大きいかと捉えているところでございます。区としての活用という意味では、繰り返しになりますが、スポーツ振興をはじめ、福祉分野での社会参加促進の新たなツールの一つとしての可能性など、様々、eスポーツの活

用・研究を、区としては行っていく必要もあるかと考えているところでございます。

○大倉委員 これからますますeスポーツが広がっていくのかというところであります。ぜひしっかりと、そうした流れを捉えていただきたいと思いますので質問させていただきます。

先ほどもお話が出ましたが、品川区には大手ゲームメーカーがあり、CSR活動で、小学校のプログラミング教育に活用された、連携されているというところがありますが、大手ゲーム本社が品川区にある、また区内の高校で、eスポーツ全国大会に出場されて、かなりいい成績を収めている学校があるという話も聞いております。そういった意味で、eスポーツをこれから進めていくような土壌が、品川区にはあるのかと私は思っております。

また、SHIPやスクエア荏原、きゅりあんなどの区有施設を、こうしたところで活用し、先ほど来お話をさせていただいているような全国大会、また国体などの大会の誘致について、区としてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

また、前述した、子どもから高齢者、障害の有無に関わらず行えるeスポーツについて、品川区で独自に区民大会のような、区民参加型のeスポーツ大会を開催してはいかかかと考えますので、ご所見を伺いたいと思います。また、シルバーeスポーツ大会や障害者eスポーツ大会など、個別の大会の開催なども考えられます。先ほどお話をさせていただきました課題、社会参加の促進なども、こうした大会を開くことで進んでいくのかと考えておりますので、ご所見を伺いたいと思います。

○山崎文化スポーツ振興部長 eスポーツ大会の誘致や、あるいは区民大会、障害者などの個別大会、こういった大会を契機といたしまして、例えば新たな産業、雇用創出、まちのにぎわいづくりなど、地域振興あるいは地域の活性化といったような産業分野の効果も含めまして、期待できるかというところでございます。ただ、一方で法整備の部分の問題や、ゲーム依存症対策などの課題もありますことから、区としましては様々、今後の動向も注視しつつ、研究してまいるという考えでございます。

○大倉委員 eスポーツはゲームですが、例えばシルバー世代の人たちの社会促進というところと健康促進というところで、にぎわいを見せているような事業が、他自治体でも行われたりしております。ぜひとも前向きに考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、再犯防止推進計画について伺いたいと思います。近年、日本の刑法犯罪の検挙数が減少傾向にあります。再犯者数は減少が鈍く、結果として再犯率が上がっている状況であります。犯罪をしてしまった人も、罪を償い、刑期満了で出所された後は、同じ地域で生活する区民となります。そうした人たちが過ちを起こさないようにすむ仕組みや、関係機関との連携によって、誰もが安心して住み続けられるまちづくりが必要だと思っております。

国では平成29年12月、再犯防止推進法に基づいて、再犯防止推進計画が閣議決定されました。地方公共団体は犯罪防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を制定し、実施する責務を有することとしております。また、都道府県および市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされております。これを受けて東京都では、都民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、東京都再犯防止推進計画を策定いたしました。この計画では、誰もが安全で安心して暮らすことができるセーフシティーを実現するため、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者などが抱える課題等を社会全体で解消すること、その立ち直りを支援すること、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組みを推進していくことが不可欠とし、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、国の関係機関、区

市町村、民間支援機関等と連携し、必要な取組みを推進するとしています。再犯をしてしまう背景には、就労や居住の確保が難しいことや、保健医療や福祉サービスの利用につながりにくいこと、民間協力者や地方公共団体との連携が難しいといった課題があります。こうした課題を解決するためには、自助だけでは限界があり、公助や共助の力添えが必要であると考えます。

まず、品川区内におけるここ数年の犯罪検挙数と再犯率はどの程度なのか、把握されていれば、数値が分かれば教えていただきたいと思います。また、出所者の中には高齢者や障害者がいることを理由に、就労や住居の取得が難しく、再犯に至ってしまうケースがあります。品川区において、こうした方々の再犯防止に向けて、現在どのような取組みが行われているのかお知らせください。

○久保田地域振興部長 まず初めに、刑法犯の検挙件数でございますけれども、令和元年、都においては3万4,309件、品川区内では782件で、前年比272件の減でございます。次に再犯率でございますけれども、こちらは警察庁より公表されており、再犯率については国全体のもののみ集計されておりまして、品川区の再犯率は統計がございません。国全体としまして、再犯率は48.8%となっております。

次に、出所された方への支援についてですけれども、既存の福祉施策などで支援をしているものでございまして、具体的には、暮らし・しごと応援センター等で、仕事や生活に関することなど、様々な相談を受け、支援を行っております。

○大倉委員 再犯率については全体でしか分からないということで、約5割の方が再犯に至ってしまうということが非常に課題だと思っております。

出所者の就労支援について伺いますが、雇用の協力をしている企業もありますが、雇用に対する不安や負担が多いという声もあります。就労に対して出所者にサポートを行うことや、出所者を受け入れてくれる協力雇用者に対するサポートなどを行うことで、就労に結びつけ、定着してもらえよう、環境を整える必要があります。法務省や厚生労働省では、雇用の協力企業に対し、出所後、安定的で継続的な就労を促すため、刑務所出所者等就労奨励金制度を設けています。こうした制度の周知について、現在はどうに行っているのでしょうか。伺います。また、今後こうした制度の周知と協力の体制づくりを企業に向けて行っていくなど、今後の体制・支援について区のお考えを伺います。

併せて、出所者の住居の確保について、出所した高齢者や障害者は住居の確保が難しいことや、経済的に困窮していることが多く、自立した生活が難しいケースがあります。そういった方に対して、福祉窓口や行政につながらない状況があるようです。出所後の住宅支援を行っているNPOや不動産関係団体との連携状況についてお知らせください。また、こうした支援をしているところへ区からの支援が必要だと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

○久保田地域振興部長 奨励金制度の周知についてでございますけれども、こちらは、法務省が中心となりまして、国の関係省庁等と連携し、企業等への広報・啓発を行っているところでございます。品川区としましては、社会を明るくする運動をはじめとしました広報活動等を推進するほか、必要な情報を区のホームページにリンクを張るなど、制度の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、住宅支援等についての状況でございますけれども、区は、出所後の住宅支援を行っている団体との具体的な連携は現在進めておりませんが、東京都が指定している居住支援法人35団体のうち、活動範囲に品川区を含み、更生保護対象者もその支援の対象としている団体が6団体ございます。刑期を終えた方々の支援は、就労や保健医療、福祉サービスの利用促進、また住宅の確保など、様々な観点から行う必要があると考えておりますので、こうした団体等との連携につきましても、どのような支援

が可能か、今後調査研究をしてみたいです。

○大倉委員 最後に、品川区でも、地域特性に合わせた独自の再犯防止推進計画の策定について検討していただきたいと思います。ご所見を伺います。

○久保田地域振興部長 再犯防止推進計画の策定についてでございますけれども、これらにつきましては、関連する機関が多岐にわたること、また、それ相応の体制や予算等の確保も必要だということがございますので、現時点で作成する予定はありません。また、23区の中でも4区で策定してございますが、引き続き23区の動向を注視しながら、調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。更生や保護に関しましては、保護司会をはじめ、更生保護女性会、BBS会等と連携しながら、社会を明るくする運動を通しまして、再犯防止に努めてまいります。

○大倉委員 以上で総括質疑を終了します。

○渡部委員長 以上で、大倉たかひろ委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、令和3年度品川区各会計予算についての質疑は、全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時58分休憩

○午後5時10分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、意見表明に入ります。令和3年度各会計予算5議案につきまして、各会派の意見表明をお願いいたします。

順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 品川区議会自民党は、令和3年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算に賛成します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の対応に追われた1年となりました。令和3年度予算は、区民の皆様が一日でも早く安心できる生活を取り戻すことを最重要課題とした予算編成となりました。

歳入では、法人住民税の国税化や都市計画交付金の適切な配分や地方消費税の配分割合の見直し、法人事業所税の財政調整算入など、対策の強化が求められています。そして、ふるさと納税による流出の増大対策も引き続き求められます。

歳出では、ワクチン接種に向け万全の準備を図り、区一丸となり取組むこと、経済活動が収縮し、厳しい状況が予想されます。国・都の経済支援策にアンテナを張り、区としてスピード感を持って効果的な対策を図ること。区民生活も同様に未曾有の危機に直面しています。必要な事業に支援をすること。また、新庁舎建設に向けた基本構想、計画作成、児童相談所の開設に向けての準備、町会・自治会への支援策の充実、重層的支援による多機関協働に向けての準備、防災対策の充実、高齢者・障害者福祉の充実、水辺の利活用、介護福祉専門学校の拡充、広町のまちづくり、マイナンバーカードの早期取得対応、オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備とレガシー創出と継続、タブレット学習、食育などが予算化されています。私たち会派が地域の皆様や各種団体から頂いた声を基に要望や提案した施策であり、着実に具体化されることを望みます。そして、本日の総括質疑や款別審査において我が会派の委員からの要望・提案も事業実施されることを要望します。

最後に、適切な新型コロナウイルス感染拡大防止と地域経済の回復を最優先に考え、区民の生命を守り、安全安心のまちづくりを目指さなくてはなりません。区内事業者や区民全員を守るという覚悟を持って、堂々と活力を取戻すため基金を活用して迅速かつ確に実施することや、未来につなぐ長期基本計画の着実な実施を強く求めます。そして、笑顔あふれる、住んでいてよかったと実感できる品川区となるため、我々も全力で活動することを約束させていただき、品川区議会自民党の意見表明とします。

○渡部委員長 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党の意見表明を行います。

我が会派は、令和3年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計および災害復旧特別会計の各予算案について賛成いたします。

令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別区税と特別区交付金を合わせ、前年度比40億円余の減収が見込まれる中、衛生・産業経済費で合計55億円増とするなど、ワクチン接種や生活・経済活動支援を行い、コロナ拡大から区民を守る施策、またフレイル予防、認知症施策、医療的ケアや産後支援、居住支援、がん対策や健康ポイント拡充、新防災ラジオや不燃化の推進、学校体育館の空調設備完了等の施策が図られたことを評価いたします。

予算審査では様々な指摘を行いました。生活困窮や生理の貧困への対応、障害児者等福祉施設の充実、肺炎球菌ワクチン費用負担軽減、屋外受動喫煙防止、国・都の手の届かない事業所や商店街デジタル化支援、指定管理者選定や行政デジタル化等は、喫緊の課題として対応されるよう強く求めます。そして何よりも、万全なワクチン接種体制の構築を最優先に、コロナに負けない施策に取り組むとともに、効果的な情報発信で区民に安心を届けていただきたい。そのために、事業執行では一層の儉約に努め、財政基盤を整え、年度途中であっても諸課題に対応する施策を果敢に実行する区政運営を求めます。

以上で、品川区議会公明党の意見表明を終わります。

○渡部委員長 次に、自民・無所属・子ども未来、大沢真一委員。

○大沢委員 自民・無所属・子ども未来は、令和3年度品川区一般会計予算、以下、各予算案全てに賛成いたします。

令和3年度各会計予算は、会派から、予算編成に当たって、コロナにより影響が及んだ全ての区民に可能な限り寄り添う予算編成を望むとした内容が、随所に示されております。一方、コロナ禍による厳しい財政見通しを踏まえ、健全財政維持についても、区事業全てのマイナスシーリングを実施する等、相反する課題を克服した予算案が示されております。

会派には、医師、看護師が議員として所属し、専門的見地から、コロナ感染予防対策、ワクチン接種の速やかな体制の確立やインクルーシブ教育の推進等を提案いたしました。加えて、医療従事者に対する助成等、昨年来のコロナ禍にあっても各種政策の積極的な事業遂行を高く評価するものであります。

今後、品川区政は、コロナの完全収束に向けた施策展開、40万人の区民に対するワクチン接種、区内経済の再構築、新庁舎建て替えと、新たな政策課題が山積しております。その解決に向け、執行機関と議会、いわゆる区政には、地域社会・地域経済の中で、強いリーダーシップが必要とされると思います。そして、それが十二分に発揮され、区政運営を行うことが、必要不可欠であると考えているところであります。この強いリーダーシップこそが、コロナ禍における社会経済構造や、この国の形の激変による革命的危機を克服する唯一のすべであると考えているところであります。本委員会で各会派議員より質問・提案した内容は、それらの課題を円満に解決する糸口を見いだすものであると考えます。

令和3年度の事業執行に当たっては、会派所属議員の意見を的確に反映させていただくことと併せ、

健全財政の維持と40万人の区民の福祉向上に邁進させることを望み、意見表明いたします。

○渡部委員長 次に、日本共産党品川区議団、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 日本共産党品川区議団を代表して、意見表明を行います。

令和3年度の一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に反対、災害復旧特別会計は、災害時の急を要する予算に限定されていることから賛成いたします。

以下、4議案への反対理由を述べます。

新型コロナウイルス感染拡大による2度目の緊急事態宣言、そしてその延長は、菅政権が感染抑止の策を打たず、無為無策、逆行を続けてきた結果です。それにより感染は拡大、区民の暮らし・営業は未曾有の危機に立たされています。東京都の新規感染者数は、いつときよりは減ったものの、再び増加傾向へ転じ、このまま感染抑止の対策を何も打たなければ第4波は必ず来ると言われていますが、菅政権は手を打とうとしません。品川区でも、社会的検査を抜本的に拡大し、無症状感染者を把握・保護・隔離することが必要です。また、感染力が強いとされる変異株の感染事例、クラスターの発生も各地で報告されています。今こそ感染封じ込めの大規模検査への転換が必要です。

品川区は、高齢者・障害者施設の従事者に2度目のPCR検査はするものの、さらなる検査拡大をすることはありません。さらに、医療機関への減収補填を国に求める考えもありません。苦境に立たされている区民・中小企業への支援もごく僅かです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の、使われなかった6億円と、第3次分で入る7億円を使って、区独自の家賃支援給付金、医療従事者や生活困窮者への支援などを求めましたが、やる考えはなし。持続化給付金や家賃支援給付金の復活や、3月で打ち切られる緊急小口資金・総合支援資金・住居確保給付金などの継続、個人消費喚起と事業所負担の軽減へ、消費税の減税や支払い猶予などを国に求めよと質問しましたが、これも求める考えはないと、区民の苦境に背を向ける冷たい答弁です。結局、新型コロナウイルス対策は、感染拡大を封じ込める対策も、区民の暮らしや営業を守る新たな支援策もないということが明らかになりました。改めて、新型コロナウイルス感染拡大を封じ込めるため、検査の拡大と、医療機関、区民の暮らしと営業を守る支援を強く求めます。

そして羽田新ルートです。アメリカコロラド州で起きたユナイテッド航空ボーイング777機のエンジン破損による落下物事故は、品川区民に大きな衝撃を与えました。この事故を受けて、市街地ルートの危険性が改めて明らかになったからこそ、品川区上空を飛ぶルートの変更、そして撤回を求めましたが、区は固定化回避検討会が開かれていることを述べるだけです。しかし、この検討会は、品川区の上を飛ぶルートを変えるものではないことが改めて明らかになりました。もはや、ごまかしは通用しません。区民の命と暮らしを脅かす羽田新ルートは撤回すべきです。

品川区が巨額の税金を投入して進める超高層再開発は、コロナで多くの区民が苦しむ中、不要不急の事業は見直し、コロナ対策に集中することを求めましたが、区は再開発を進めるべき事業として、見直す考えがないことを表明。また、庁舎も巻き込んだ、JR広町地区を起爆剤とした大井町駅周辺のまちづくりは、住民参加・情報公開がないまま進めていることが重大な問題です。大崎駅西口駅前地区では、地権者が地区外へ追い出されるという前代未聞の計画を開発企業が進めているのに、区は黙認。大企業の利益最優先の再開発はやめ、住民合意のまちづくりへ転換を求めます。庁舎の建て替えは、D案敷地に超高層という前提はやめ、防災の拠点となるよう、区民のための安全な庁舎にすべきです。

福祉分野です。障害児者総合支援施設は、現事業者が当事者に寄り添い、満足度の高い支援をしてきました。多くの利用者が運営継続を望む中、開設から僅か1年で異例の変更。当事者の私たち抜きに私

たちのことを決めないで。この立場に立ち、現事業者の継続を求めます。

障害者の救急代理通報システムは、人工呼吸器装着などの重度心身障害者は、保護者の身に何かあれば、障害者自身も命の危険にさらされます。命を守るため、障害者のいる世帯にも対象を拡大すべきです。

生活保護の申請をちゅうちょする最大の要因は、扶養照会です。照会して支援につながったのは、僅か0.2%にも満たないことが明らかになりました。扶養照会はやめ、誰もが生活保護を受ける権利があることを示し、申請しやすい仕組みとすることを求めます。

国民健康保険と介護保険は値上げの提案がされ、後期高齢者医療保険は、昨年、特例軽減が廃止され、とてつもない値上げがされています。コロナ禍で苦しむ区民にさらに負担を強いるのではなく、引下げこそすべきです。それぞれの減免制度は、3月以降も継続を求めます。

認知症の危険因子の一つである難聴は、自分では気づきにくく、気づいたときには遅い。だからこそ、早期発見のための聴力検診が必要だと専門家が述べているのに、品川区は検診の必要性を認めていません。高齢者の生活の質の向上や、フレイル予防にもつながります。早期の実施を求めます。

生理の貧困について、多くの女性が生理用品を購入できない実態が報告されています。生理への理解を含めた教育とともに、安心して生理の期間を過ごせるよう、生理用品の配布、学校トイレに生理用品を置くことを求めます。

原発事故から10年。収束には程遠い状況です。さらに、東電が放射能汚染水を太平洋へ廃棄する提案などを出されている中、安全のための学校・保育園の給食食材の放射能検査は継続を求めます。

防災対策です。全ての住宅を、大地震による倒壊や通電火災から守るため、不燃化特区支援制度と感震ブレーカー設置助成の区内全域拡大を求めます。また、2019年の内閣府通知に基づいた避難所生活の環境改善へ、備蓄にテントを加えることを求めます。

次に、教育です。世論に押され、国が小学校の35人学級へと踏み出しました。区は、これを歓迎しない姿勢を改め、早期の全学年実施、中学までの拡大へ努力するよう求めます。医療的ケアの必要な児童生徒に看護師が配置されることは大きな一歩です。人工呼吸器を装着した児童生徒を含め、希望者が普通学級で学べる環境整備、専門職配置を求めます。また、子どもたちの性の権利を守り、人権学習としての包括的性教育の実施を求めます。

そのほかにも、共産党が求めてきた、都営住宅入居時の風呂釜設置について、個人負担から東京都による設置が実現し、区営住宅も同様になりましたが、入居時以外の修理や交換についても区の負担で行うよう求めます。

オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染拡大によって、スポーツの大会中止や延期が続き、練習が制限されている国や地域もあり、選手からも、フェアな環境が整わない中での実施はすべきでないとの声が上がっています。区は、感染防止対策を万全にして準備を進めると言いますが、今は何よりも、コロナから命と暮らしを守ることを最優先にすべきです。オリンピック・パラリンピックは、中止を求めます。

以上で意見表明を終わります。

○渡部委員長 次に、品川改革連合、須貝行宏委員。

○須貝委員 令和3年度品川区各予算に対する品川改革連合の意見表明をします。

品川改革連合は、品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療・介護保険・災害復旧の3つの特別会計の各予算に賛成します。

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延は、国民の命と健康、家計や企業経営に甚大な被害を与え、さらに国民に恐怖と不自由な暮らしをもたらしました。特に緊急事態宣言による時短や営業の抑制により、消費の激減から企業経営は悪化し、休業・廃業や倒産が増大しています。企業はリストラに走り、勤労者は、労働時間の減少・雇止め・失業などで所得が激減し、国民の暮らしは悪化の一途をたどっています。今は感染拡大を回避し、区民の命と健康と生活と雇用を守る対策を優先し、収束まであと4年かかる道のりを乗り越えていただきたい。また、この先、歳入激減が見込まれるので、行財政改革を推進するとともに、コロナ以外の病気からも区民の健康と命を守るために、社会経済活動の再開に努め、さらに区内産業を支援し、この地球規模の非常事態を乗り越えていただきたい。そして、介護・保育・看護従事者の低賃金を改善したり、羽田新飛行ルート of 固定化を避けるために、国や都にこれからも働き続けていただきたい。終わりに、世界中で多くの犠牲者が出ているさなか、今年の東京五輪は中止し、再度延期するべきです。

○渡部委員長 次に、品川・生活者ネットワーク、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 品川・生活者ネットワークを代表して意見表明を致します。

2021年度一般会計についてです。障害児者総合支援施設の指定管理者の変更については、納得できません。また、庁舎建て替えや広町をはじめとする大規模な再開発を今急いで進めるべきではないと考えます。しかし一方で、新型コロナウイルス感染症対策ほか、その影響を受けて困難な立場にある区民への支援などの予算等は速やかに執行されるべきと考え、一般会計全体としては賛成いたします。後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算には賛成します。国民健康保険事業会計には反対いたします。

以下、何点か意見を申し述べます。

国民健康保険事業会計については、これまでの国民健康保険制度が抱える矛盾点をそのまま認めることを前提とした、2018年度改定の品川区国民健康保険条例に基づいています。今議会に上程された第30号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症への対応として激変緩和措置に配慮がされたことは評価しますが、根本的な解決にはなっていません。保険料の上昇は、皆保険の仕組みからいや応なく漏れざるを得ない人々を増やしています。皆保険制度の必要性和その維持をうたいながら、無保険者を生み出しているということが強く懸念されます。したがって、当事業会計には反対します。

障害児者総合支援施設の指定管理者についてです。これまで、区は、福祉施設の継続性を何よりも大切にし、同じ事業者に事業を継続させる方針を取ってきました。今回、区が自ら主張してきた方針を転換した形です。かつて2015年に、区内の障害者福祉施設で、職員による利用者への虐待事件が、被害当事者からの通報で明らかになったことがありました。これは品川区の指定管理施設での事件ではありませんでしたが、区は、当該事業者指定管理を任せている施設の次の選考に際しては、この問題への対処の仕方が影響する可能性があるとして、生活者ネットワークの質問に対して答弁をしていました。しかし、次の指定管理者の選考の際は、やはり継続性を重視し、当該事業者が選定されました。現在の障害児者総合支援施設の指定管理事業者について、職員による利用者への虐待と、その職員への不適切な処分を上回る不適切な事業運営があるということでしょうか。それが明確に示されない以上、今回の決定は納得できるものではありません。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束には程遠く、国はワクチン接種のスケジュールも明確に示せないのが現状です。次年度も、区として次々に対策を打つ必要が出てくると考えます。そんな状況の

中で、広町再開発と区庁舎建て替え計画を急ぐべきではありません。生活者ネットワークは、まちづくりには、何よりも情報公開と区民参加が必要と主張しています。現在の状況を逆手に取って、適切な情報公開と区民参加をより丁寧に進める機会とすべきと考えます。

新型コロナウイルス感染症は、様々な人たちの暮らしに大きな影響を及ぼしていますが、より弱い立場にある人たちが、より危機的な状況に陥っていることが明らかになってきました。女性・若者の自死が増えていることに強い危機感を覚えます。何とか、死を選ぶ前に、何らかの支援につながるができるよう、区としてアンテナを高く張るとともに、支援団体ともネットワークを組んで、施策を進めることを強く要望します。

区立保育園、小・中学校の給食の放射能検査については、継続されることを求めます。東京電力福島第一原発の事故に起因する根拠のない風評被害が存在することは、残念ながら事実です。それを払拭するために、特に福島県・岩手県では多くの検査が行われており、数値が公表されています。しかし、風評を信じる人は数値ではなく産地で判断してしまいます。風評被害をなくすためには、検査をやめることではなく、きちんと検査をし、産地ではなく数値で安全性を判断する市民を増やすしかありません。しかも、現在、国は、原発事故から10年たった現在も事故を収束させることができず、それどころか、汚染水の海洋放出や、汚染土壌の再利用と称して、全国の公共事業での活用や、食用作物の実証実験を開始しました。国は、汚染のリスクを広げています。今後も、給食の放射能検査の継続を強く求めます。

生活者ネットワークは、放射能に限らず、様々な化学物質に問題意識を持ち、主張を続けています。しかし、残念ながら日本では、化学物質全般への問題について関心が薄いのが現状です。今、環境問題としてプラスチック問題が多くに関心を集めていますが、プラスチック問題は、その組成に含まれる化学物質の問題でもあります。幸い、品川区の環境基本計画には、化学物質による汚染の防止の視点が示されています。環境基本計画の中間見直しに当たっては、身近に数多く存在する化学物質の悪影響について、予防原則をもって対応することを要望します。また、オンライン・デジタルの必要性・有用性がうたわれる中では、5Gの電磁波の人体への影響についても、予防原則に基づいて注視をしていくことを求めます。

最後に、羽田新ルート問題です。生活者ネットワークは計画発表当初より反対を主張してきましたが、実行されてしまいました。その事実に対して、品川区は、区民自らが意見を表明したいという区民投票条例にも反対しました。この問題は確かに国の施策ですが、一方で、区民の暮らしに関わる自治体政策です。区は、区民投票に反対するならば、区として、区民一人一人が意見を表明する場を設定すべきであり、かつ自治体の役割として、区民の立場を公の形で主張すべきです。生活者ネットワークは、今からでも計画の中止を国に対して求めるべきと主張します。

その他、各款別審査で生活者ネットワークが指摘・提案させていただいた意見を、予算執行に活かしていただくことを要望し、意見表明といたします。

○渡部委員長 次に、しながわ無所属クラブ、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 しながわ無所属クラブは、令和3年度品川区一般会計をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算全てに賛成いたします。

令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度比マイナス3.1%となる1,824億8,000万円となりました。長期基本計画の着実な実現に向けた予算とする一方で、施設改修や道路・公園工事等の緊急性を見極め、経費の削減等に取り組む、厳しい財政状況の中で、区民の生命と生活を守る、真に必要な施策に向け取り組む姿勢を評価いたします。

今後も、緊急事態宣言解除後のリバウンドや、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい経済状況が続くことが懸念されます。引き続き、丁寧な対応を求めます。また、最先端技術をはじめ、AIやIoTなどの活用や、デジタル化の推進、庁舎建て替え、羽田新飛行ルート、防災対策、学校教育、東京2020大会、多様性の推進など、各課題への積極的な取組みも求めます。加えて、現代社会においては変化のスピードが速く、多様なニーズがあり、迅速かつ柔軟な対応・対策が必要となりますので、呼応した視点を持って取組んでいただきますようお願い申し上げます。

今回の予算特別委員会において我が会派の所属議員が質問の中で指摘・提案した各項目を真摯に受け止め、予算を執行することを強く要望して、しながわ無所属クラブの意見表明といたします。

○渡部委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、第9号議案、令和3年度品川区災害復旧特別会計予算について採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案、令和3年度品川区災害復旧特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案、令和3年度品川区一般会計予算、第7号議案、令和3年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、令和3年度品川区介護保険特別会計予算の3件を一括して起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、令和3年度品川区一般会計予算、第7号議案、令和3年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、令和3年度品川区介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案、令和3年度品川区国民健康保険事業会計予算について、起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第6号議案、令和3年度品川区国民健康保険事業会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長 令和3年度の各会計予算につきましては、3月3日から7日間にわたり、委員長はじめ委員の皆様方により、熱心なご審議を賜り、ただいま原案のとおりご決定いただきました。誠にありがとうございます。

令和３年度予算は、区民の皆様が安心できる生活を取戻すことを最優先、そして最重要課題とすることと、東京２０２０大会関連の施策の実行、長期基本計画の着実な実現のための予算とし、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現するものとしたしました。予算執行に当たりましては、頂きましたご意見を踏まえながら、効果的な事業執行となるよう努めてまいります。

区は、不断の行財政改革を進め、健全財政を維持し、不測の事態に備え、各種基金の積立てを行ってまいりました。これにより、コロナ禍において、全区民を対象とした、しながわ活力応援給付金を支給することができました。今後も、健全財政の維持と、不測の事態への備えに努め、持続可能な区政運営を基本としてまいります。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たりましては、国や都と連携を図り、緊張感とスピード感を持って全力で取組んでまいります。

今後とも、区議会の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○渡部委員長 区長の挨拶が終わりました。

予算特別委員会の終了にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年の予算特別委員会においては、去る３月２日から本日に至るまで審査が執り行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終了するに至りました。ここに改めて、皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げます。

また、濱野区長をはじめ理事者の方々におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただきながら、本委員会にもご対応いただきました。皆様のご協力に対しても厚く御礼申し上げます。

区長をはじめ理事者の方々におかれましては、委員会における意見ならびに要望等を十分配慮いただき、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後５時４７分閉会

委 員 長 渡 部 茂